

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年3月30日
【事業年度】	第9期（自平成23年1月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	チャイナ・ボーチー・エンバイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッド （China Boqi Environmental Solutions Technology (Holding) Co., Ltd.） 代表取締役会長、総裁兼CEO チャン・リーチェン （Cheng LiQuan Richard, Representative Director, Chairman, President and Chief Executive Officer）
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	英領ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、スコシア・センター4階 私書箱2804 （Scotia Centre, 4 th Floor, P.O. Box 2804, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 石黒 徹
【代理人の住所又は所在地】	100-8222 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6266）8563
【事務連絡者氏名】	弁護士 安部 健介、下瀬 伸彦、太田 翔
【連絡場所】	100-8222 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6266）8563
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注1）

本書において使用される下記の語句は、別段の記載がある場合及び文脈上別異に解されるべき場合を除き、それぞれ以下の意味を有するものとします。

「中国」とは、中華人民共和国を指します。

「北京博奇」とは、北京博奇電力科技有限公司を指します。

「北京聖邑」とは、北京聖邑天成投資顧問有限公司を指します。2008年5月16日付けで「北京聖邑天成环保科技有限公司」に商号変更しております。

「北京納泉」とは、北京納泉科技有限公司を指します。2008年3月25日付けで「北京博奇环保科技有限公司」に商号変更しております。

「北京博奇環保」とは、北京博奇環保科技有限公司を指します。

「ベスト・エンバイロメンタル」とは、ベスト・エンバイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー・カンパニー・リミテッド（Best Environmental Solutions Technology Co., Ltd.）を指します。

「浙江博奇」とは、浙江博奇電力科技有限公司を指します。

「貴州博奇」とは、貴州博奇環保技術有限公司を指します。

「包頭博奇」とは、包頭博奇環保新能源責任有限公司を指します。

「鎮江博奇」とは、鎮江博奇水務有限公司を指します。

「山西寿陽」とは、山西寿陽明泰国能發電有限公司を指します。

「武漢博奇」とは、武漢博奇環保科技有限公司を指します。

「井岡山博奇」とは、江西井岡山博奇環保科技有限公司を指します。

「瀋陽匯豊」とは、瀋陽匯豊生物能源發展有限公司を指します。

「安徽能達」とは、安徽能達燃料有限公司を指します。

「博奇潤邦」とは、北京博奇潤邦科技有限公司を指します。

「ケイマン」とは、英国領ケイマン諸島を指します。

「バージン」とは、英国領バージン諸島を指します。

「当社グループ」とは、提出会社及びその連結子会社を指します。

「当社」または「提出会社」とは、チャイナ・ボーチャー・エンバイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッド（China Boqi Environmental Solutions Technology (Holding) Co., Ltd.）を指します。

「排煙脱硫」とは、物理的又は化学的方法により、石炭火力発電所等からの排煙中の硫黄酸化物（SO_x）を除去する過程をいいます。

「排煙脱硝」とは、物理的又は化学的方法により、石炭火力発電所等からの排煙中の窒素酸化物（NO_x）を除去する過程をいいます。

「排水処理」とは、物理的又は化学的方法により、水中の有害物質又は不要な物質を除去する過程をいいます。

「ゴミ処理発電」とは、ゴミを焼却ボイラーによって焼却処理し、焼却過程で発生する熱量で発電することをいいます。

「ジェット・バブリング式」とは、脱硫反応塔の形式の一つで、排煙に中和剤を含む吸収液を吹き込んで排煙中の硫黄酸化物（SO_x）を除去する方式です。気泡塔式ともいいます。

「スプレー塔式」とは、脱硫反応塔の形式の一つで、中和剤循環ポンプを使って中和剤をスプレー層に送り込み、ノズルからスプレー状に噴射して排煙と均一に混合させて排煙中の硫黄酸化物（SO_x）を除去する方式です。噴霧塔式ともいいます。

「湿式脱硫」とは、排煙脱硫技術のうち、脱硫後に水分を含む副産物を生じる方式をいいます。

「乾式脱硫」とは、排煙脱硫技術のうち、脱硫後に水分を含まない乾燥した副産物を生じる方式をいいます。

「半乾式脱硫」とは、排煙脱硫技術のうち、脱硫後の副産物が半乾状態である方式をいいます。

「ボタ石」とは、炭鉱採掘過程において石炭に伴って産出される炭素含有量の低い岩石をいいます。

「脱硫システム」とは、吸収塔を中心に構成する脱硫反応を行うシステムをいいます。

「設備容量」とは、現実に発電がなされた発電量とは異なり、発電機設計時の発電可能な容量をいいます。

「MW（メガワット）」とは、エネルギーの単位であり、1 MWは1,000キロワットに等しいものです。発電機の発電能力を示す際に使用されます。

「硫黄酸化物（SO_x）」とは、硫黄を含む酸化物の総称です。大気中で硫酸に変化し易く、酸性雨の原因となる物質の一つです。

「窒素酸化物（NO_x）」とは、窒素を含む酸化物の総称です。光化学反応でオゾンを形成し、生態及び人類の健康に影響を与え、酸性雨の原因となる物質の一つです。

「酸性雨」とは、地球上で石炭又は石油を燃焼することにより発生する硫黄酸化物及び窒素酸化物の気体が大気中に放出され、酸化物が空気中の水蒸気と結合して雨水と共に落下して発生する現象をいいます。

「海水淡水化」とは、海水中の塩分を除去し、淡水と同じように利用できるようにする過程をいい、主に淡水欠乏地区における淡水確保のために用いられます。

「余熱発電」とは、火力発電所や製鉄所、化学工場などの焼却施設から発生する余熱（スチーム、高温排ガスを含みます。）を企業の生産活動や一般の生活活動で利用可能な電力に変換する省エネルギー技術を用いて発電することをいいます。

（注2）

当社グループの連結財務諸表又は当社の財務諸表の人民元と日本円との換算は、便宜上、財務諸表等規則第132条の規定に基づき、2011年12月30日現在の上海外貨取引センターの対円の相場終値100円 = 8.1125人民元で行われております。金額は、別途明記される場合を除き、千人民元単位（四捨五入）及び千円単位（四捨五入）で表示されております。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、千人民元で表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。

（注3）

本書中の表の計数が四捨五入されている場合、合計は計数の和と一致しないことがあります。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

ケイマン会社法

当社は、ケイマンにおいてケイマン会社法に従い設立されているため、ケイマン法に従い運営されております。ケイマン会社法の各条項は、大要以下の通りですが、適用される全ての資格要件や例外事項を包含し、又はケイマン会社法及び税制に関する全ての事項を完全に記載したのではなく、日本法におけるこれらに相当する条項とは異なる場合があります。

運営方法

当社は免除会社であるため、当社の運営は、主としてケイマン外において行わなければなりません。当社は、毎年ケイマンにおける会社登記官（Registrar of Companies）宛てに年次報告書を提出し、授權株式資本の額に基づき計算される手数料を支払う必要があります。

株式資本

当社の授權株式資本は米ドル建てとなっております。一般的に、ケイマンの会社の株式は額面又は無額面株式により構成されており、記名式又は無記名式の様式により発行されます。当社の場合、基本定款により株式は記名式で発行されるものと規定されております。当社の普通株式は額面0.05米ドルの額面株式（注）であります。

（注）2011年3月26日開催の第8期定時株主総会において、2011年4月1日を効力発生日とする、1株につき2株の割合で行う株式分割案が承認可決されました。効力発生日をもって額面価格は0.05米ドルとなりました。

ケイマン会社法によると、会社が株式をプレミアム価額によって発行する場合、その払込みが現金であるか否かにかかわらず、当該株式のプレミアム総額又はプレミアムの価値の合計額は、株式払込剰余金勘定（Share Premium Account）と呼ばれる勘定に計上される必要があります。これらの条項は、会社の選択により、他の会社の株式の取得又は消却の対価として割当てられ、プレミアム価額で発行される会社の株式に係るプレミアムに対しては適用しないことができます。また、ケイマン会社法によると、株式払込剰余金勘定は基本定款及び附属定款の各条項（もしあれば）に従って、(a) 株主に対する分配又は配当の支払い、(b) 全額払込済の株式として株主に対して無償交付される、会社の未発行株式に対する払込み、(c) ケイマン会社法第37条の条項に従った自己株式の買取及び償還、(d) 会社の設立費用の清算、並びに(e) 会社の株式又は債券の発行に係る費用、支払済手数料又は割引分の清算の際に、使用できるものとされております。

なお、かかる株式払込剰余金勘定からの株主に対する分配及び配当は、当該分配又は配当がなされるべき日の翌日に、会社が通常の業務過程において支払期日の到来する負債を支払うことができる場合でない限り、行うことができないものとされております。

また、ケイマン会社法には、株式による責任制限がなされている会社又は保証によって責任制限がなされた株式資本を有する会社は、附属定款において規定されていれば、株主総会の決議により以下の通り基本定款を変更することができます。

- (a) 適当と判断される額の新株の創設により株式資本を増加すること
- (b) 全部又は一部の株式資本（無額面株式を除きます。）を併合又は分割し、既存株式よりも大きい額とすること
- (c) 全部又は一部の払込済株式（無額面株式を除きます。）を資本に転換し、資本を払込済株式に再転換すること
- (d) 株式の全部（無額面株式を除きます。）又は一部を分割し、基本定款に定める額よりも小さい額の株式とすること。但し、当該分割において、当該各減額された株式につき、払込済の額と払込未完了（もしあれば）の額の割合は、当該減額される前の株式におけるかかる割合と同等とならなければならないものとされております。
- (e) いずれかの者により引受けられ又は引受けることにつき合意がなされていない株式を消却の決議日において消却し、当該消却された株式の額につき株式資本を減額すること、又は無額面株式の場合には資本が分割される株式

の数を減額すること

ケイマン会社法は、株式による責任制限がなされている会社又は保証により責任制限がなされている株式資本を有する会社は、附属定款に規定がある場合、裁判所の承認を得て、特別決議により株式資本をどのようにも減らすことができるものと規定しております。

特別の種類株主に対しては、その権利を変更するためにはこれらの株主の承諾を取得することを要求する一定の保護が与えられる旨が当社の附属定款に規定されております。また、発行済の当該種類の株式につき特定の持分割合を有する株主の承諾、又はこれらの株式の保有者による個別の総会において決議が承認されることが要求されております。

会社又は持株会社の株式購入に対する資金援助

適用されるあらゆる法律に従い、当社は、当社、その子会社、その持株会社又はかかる持株会社の子会社の取締役及び従業員に対し、当該者が当社の株式若しくは子会社又は持株会社の株式を購入することができるよう、資金援助を行うことができるものとされております。さらに、適用されるあらゆる法律に従い、当社は、信託受託者に対し、当社、子会社、持株会社又は持株会社の子会社の従業員（給与を受領している取締役を含みます。）のために保有すべき当社の株式又は子会社若しくは持株会社の株式を取得することができるよう、資金援助を行うことができるものとされております。

ケイマンには、会社が、自らの又は持株会社の株式を購入し又は引受けさせるために行う、他の者に対する資金援助の提供について法律上の制限はありません。したがって、会社は、取締役が自らの注意義務を果たし、誠実に行為して、会社の利益且つ適切な目的のため、かかる資金援助が適切に与えられ得ると判断する限り、資金援助を行うことができることとなります。また、かかる資金援助は、独立当事者間の取引として行われなければなりません。

会社及び子会社による株式及びワラントの購入

ケイマン会社法の条項に従い、株式により責任制限がなされている会社又は保証により責任制限がなされている株式資本を有する会社は、附属定款に規定がある場合には、会社又は株主の選択により償還される株式又は償還される義務を負う株式を発行することができます。疑義を避けるために申し述べると、そのような株式が償還される又は償還される義務を負うことを規定するために、会社の附属定款の条項に従い、株式に付与される権利を変更することは、適法です。これに加えて、かかる会社は、附属定款に規定がある場合、償還可能株式を含め、自らの株式を購入することができます。但し、附属定款において購入の方法及び条件が規定されていない場合、会社は、株主総会の普通決議にて株式の購入方法及び条件が決定されない限り、いかなる自己の株式も購入することができないものとされております。疑義を避けるために申し述べると、会社の附属定款又は株主総会の決議により、かかる附属定款又は決議に反しない範囲で、かつ、これらによって設けられた制限（もしあれば）に従った上で、取締役に対して、かかる株式の償還又は購入の方法及び条件を決定する権限を付与することができるものとされております。また、会社は、いかなる場合においても、全額払込済みでない株式を償還し又は購入することはできません。加えて、会社は償還又は購入の結果、自己株式以外に会社の発行済株式が存在しなくなる場合には、いかなる株式も償還又は購入することができません。なお、自己株式の償還又は購入のために行われる資本金からの会社による支払は、払込がなされるべき日の翌日において、会社が通常の業務過程において支払期限が到来する負債を支払うことができる場合でない限り、これを行うことができないものとされております。

会社は、関連するワラント証券又はワラント証書の条項に服しますが、自らのワラントを購入することを禁じられておらず、これを購入することができるものとされております。ケイマン法において、会社の基本定款又は附属定款にこれらの購入を可能とするための特別の規定を設けることは要求されておらず、また、取締役がその附属定款に規定されるあらゆる種類の財産を売買又は取引することができる一般的な権限に依拠することができます。

ケイマン法において、子会社は持株会社の株式を保有することができ、一定の状況において、かかる株式を取得することができるものとされております。

株式の譲渡

ケイマン会社法上、会社の株式の譲渡に関する条項は存在しないため、株式の譲渡に際しての要件は、会社の基本定款又は附属定款によって定められることとなります。但し、ケイマン会社法上、死亡株主がその遺言執行人により行う株式その他の利益の譲渡は、当該遺言執行人自身が株主でない場合であっても、その者が当該譲渡文書の実行の時点において株主であったのと同じ有効性を有する旨の規定が存在します。

株主総会

会社の株主総会の招集、議事及び議決に関する規則は、会社の基本定款又は附属定款に従って決定されます。基本定款又は附属定款において、株主総会の招集方法につき規定がない場合には、株主3名により株主総会を招集することができます。基本定款又は附属定款において、招集通知の期間につき規定がない場合には、各株主に対し5日前の通知がなされることにより株主総会を開催することができます。基本定款又は附属定款において、株主総会での議決権につき規定がない場合、各株主はそれぞれ1議決権を有するものとされており、

配当及び分配

ケイマン会社法第34条を除き、配当の支払に関連する規定は存在しません。ケイマンにおいても先例として通用すると考えられている英国判例法に基づき、配当は利益を原資としてのみこれを行うことができます。これに加え、ケイマン会社法第34条は、支払能力に係る調査並びに基本定款及び附属定款の条項（もしあれば）に従った株式払込剰余金を原資とする配当の支払い及び会社財産の分配を認めております（詳細は、上記「株式資本」をご参照ください。）、

少数株主の保護

ケイマン法上、株主は、会社に関する事項を一般法並びに特に会社の基本定款及び附属定款に従って処理させる権限を有しております。

ケイマンの裁判所は、通常の場合において、(a)権限超越又は違法であることを理由とする訴訟、(b)少数株主に対する詐欺を構成し、当該行為をした者が自ら会社を支配していることを理由とする訴訟、また(c)不公正な方法により、一定の（又は特別の）多数による賛成が要求されている決議を通したことにつき、会社の名において、代表訴訟又はその他の付随する訴訟を提起することを認める英国の判例法に従うことを期待されているといえます。

株式資本が株式に分割されている（銀行以外の）会社の場合、裁判所は、発行済株式の五分の一以上の株式を保有する株主の申請により、検査役を選任し、裁判所が指示する方法による会社の状況の調査及び報告を求めることができるものとされており、

いかなる株主も、裁判所に対し、当該会社につき裁判所が解散することが正義及び衡平に適うと判断した場合には解散を命ずべき旨請求することができます。

株主による会社に対する請求は、基本的には、ケイマンにおいて適用される一般的な契約法理若しくは不法行為に基づくものであるか、又は会社の基本定款及び附属定款により設定された株主としての権利に基づくものである必要があります。

経営

一般的には、会社の事業は基本定款及び附属定款に従い行われます。当社の附属定款は、当社の事業は株主総会において行使されることが法令又は附属定款において要求されているものでない全ての権限を行使することができる当社の取締役会により、管理され運営されるものとされており、但し、法令、附属定款及び株主総会において会社により規定されたあらゆる規則に従うものとします。

ケイマン会社法は、取締役が有する会社の資産処分権限につき特段の制約を置いておりません。しかしながら、一般法に関する限り、取締役、業務執行取締役及び秘書役を含む会社のあらゆる役員は、その権限を行使し、その義務を履行する際に、会社の最善の利益の観点から、信義に従い誠実に行為しなければならず、合理的に分別のある人間が同様の状況において用いるべき注意、努力及び技能を行使する義務を負担しております。

会計及び監査に関する規定

会社は、(i)会社によって受領され消費される金銭の総額並びに受領及び出費の発生に関する事項、並びに(ii)会社による全ての商品の売買につき、適切な会計帳簿を作成しなければなりません。

当社の状況について真実かつ公正な概観を与え、及びその取引を説明するために必要な帳簿が作成されていないとみなされ、適切な会計帳簿が作成されていないとみなされるものとされており、

取締役に対する貸付

ケイマン会社法上、会社が取締役に対して貸付を行うことを禁じる明文規定は存在しません。

会社書類の調査

当社の株主はケイマン会社法上、株主名簿又は当社の記録を調査し又はその写しを取得する一般的な権利を有していません。但し、当社の附属定款に規定されればその内容に従った権利が認められます。

免除会社は、附属定款の規定に従い、ケイマンの内外を問わず取締役が随時適当と判断する場所に、主たる株主登録簿と、支店登録簿を置くことができます。ケイマン会社法上、免除会社について、ケイマンの会社登記官に対し株主を報告することを要求する規定は存在しません。したがって、株主の氏名及び住所は、公衆の縦覧に供される事項ではなく、公衆の調査のために利用することもできません。

清算

会社は、裁判所の命令又は株主総会における特別決議により清算することができます。裁判所は、清算することが正義及び衡平に適うとの意見を有したときなどの一定の状況において、清算を命ずることができます。

会社は、株主が株主総会の特別決議によって決議した場合、存続期間が限定された会社については、基本定款に定められる会社の存続期間が満了したとき、又は基本定款において会社が清算されるべきと規定される事由が生じたときには自発的に清算されます。自発的な清算の場合、当該会社は当該自発的解散の決議が承認されたとき、上記期間が満了し又は上記事由が発生したときにその事業の継続を中止する義務を負います。

会社を清算し、裁判所を支援して手続を実行する目的上、公的清算人と称される1人以上の者が選任されることがあります。裁判所は、条件付又は無条件で、裁判所が適当と判断する者がかかる職に選任することができます。2人以上の者がかかる職に選任された場合、裁判所は、公的清算人によって行うことが要求され又は授權されている行為が、全清算人によってなされるべきものであるか、1人又は2人以上の清算人によってなされるべきものであるかを宣言するものとされており、裁判所はまた、選任に際し公的清算人によって与えられる担保の有無及び程度を決定することができますものとし、公的清算人が選任されず、又は公的清算人を欠いたとき、会社の全ての資産は裁判所の管理下に置かれます。株主が株主総会において自発的に会社を清算する場合、会社は株主総会において、会社の事業を清算し残余財産を分配するため、1人以上の清算人を選任しなければならないものとされており、

清算人が選任される際、会社の事業に関する責任は全て清算人がこれを処理するものとし、清算人の承諾がない限り、以後いかなる経営上の行為もなされ得ないものとされます。清算人の義務は会社の資産を回収し（出資者からの支払期限が到来している額（もしあれば）を含みます。）、債権者リストを作成し、上位かつ担保権付債権者の権利、劣後特約、相殺権又はネットィング請求権に従い、会社の債務を（完全に履行するのに十分な資産がない場合には按分比例で）履行すること、また、出資者（株主）のリストを作成し、株式に付された権利に従い残余財産（もしあれば）を分配することです。

清算人は、会社の事業が完全に清算され次第、清算がいかに行われ、会社財産がどのように処分されたかを示した会計帳簿を作成し、その計算結果を提示して説明を行うための集会を招集します。この集会は（ケイマン会社法に定義されている）公告又は会社登記官が指示するその他の方法により招集されるものとされており、

会社再編

会社再編又は合併の目的で招集された集会において、株主、種類株主又は債権者（場合による）の把握する持分の75%に相当する多数かつ当該集会に出席した株主、種類株主又は債権者（場合による）の過半数により承認され、その後裁判所において認可された場合、会社再編又は合併を行うことができる旨の明文規定が存在します。他方で、これに反対する株主は、裁判所に対し、承認が求められている取引は、その株式につき、株主に対して株式の公平な価値を提供しない旨意見を述べる権利を有しておりますが、裁判所は、経営陣の詐欺的行為又は不誠実の証拠がない場合には、かかる意見のみに基づいて、かかる取引を否定することは通常ありません。

吸収合併及び新設合併

裁判所による認可を必要としない吸収合併及び新設合併のメカニズムが2009年より導入されました。吸収合併計画書又は新設合併計画書は、各合併対象会社の取締役により承認され、さらに(a)各合併対象会社の株主総会の特別決議による承認及び(b)当該合併対象会社の附属定款において定められているその他の手続（もしあれば）による授權を受ける必要があります。また、裁判所の免除がない限り、各合併対象会社に対して固定担保又は浮動担保を有する担保権者による同意が必要です。更に、合併に反対するケイマン会社の合併対象会社の株主は、保有する株式の公正な価格

での買取りを求める権利を有しています。

強制買付

会社より他の会社の株式についての買付申入がなされ、その買付申入から4ヶ月以内に、買付申入の対象となった株式の90%以上の株主がこれに賛成した場合、その買付申入者は当該4ヶ月経過後の2ヶ月以内に、所定の方法による通知をすることにより、買付申入を受諾しない株主に対し、その株式を当該買付申入の条件で譲渡するよう要求することができます。反対株主は、かかる譲渡を拒絶する旨の通知から1ヶ月以内に、ケイマンの裁判所に対し申立をすることができます。この場合、裁判所がその権限を行使すべきことは、当該反対株主がこれを示さねばならず、少数株主を不公平に排除する手段として、買付申入者と受諾株主との間の詐欺的行為又は不誠実についての証拠がない限り、裁判所がかかる権限を行使することは通常ありません。

補償

ケイマン法は、裁判所が公序に反すると判断するものを除き（例えば、犯罪を犯した結果に対して補償を与えることを企図するなど）、会社の附属定款が役員及び取締役に対しどの程度の補償を与えるかにつき制限をしておりません。

（２）【提出会社の定款等に規定する制度】

当社は、ケイマン会社法に基づき、有限責任の免除会社として、2003年12月12日付で、ケイマンにおいて設立されました。当社は免除会社であるため、当社の運営は主としてケイマン外において行われる必要があります。

基本定款及び附属定款

株主総会

年次株主総会及び特別決議を得るために招集される臨時株主総会は、中21日以上前に書面により招集され、その他の臨時株主総会は、中14日以上前に書面により招集されます。いずれの株主総会の通知も、附属定款の条項又は当該株主が保有する株式の発行要項等において通知の受領権限がないものとされる株主を除き、全ての株主及びその時点における監査人に対してなされることとなります。

なお、いずれの株主総会においても、議長の選任を除き、議事が開始されたときに定足数を満たしていない限り、いずれの議事も行われることはないこととされており、

定足数は、株主2名が、自ら又は委任状により出席することをもって足りるものとされており、但し、特別決議に付すべき議案については、定足数は株主総会で議決権を行使することができる全株主の総議決権の三分の一以上の議決権に相当する株式を有するものの出席を要するものとされます。

附属定款の目的上、株主である法人は、当該法人の取締役会その他の意思決定機関の決議により適法に授權された者が、関連する株主総会又はその他の関連する種類株主総会において代表者として行為することにより、自ら出席したものとみなされます。これらの適法に授權された代表者は、自ら代表する当該法人に代わり、個人株主が行使できる権限と同一の権限を行使することができるものとします。

当社株式のうちの別異の種類株主による種類株主総会の定足数は、以下の「権利の修正」に記載されております。

特別決議 - 特別多数の賛成が要請されるもの -

附属定款の規定に従い、特別決議は、特別決議による議案の提案を行う意思を明確にした中21日以上事前の通知が適法になされた株主総会において、自ら議決権を有する（株主が法人である場合には適法に授權された代表者によるものとし、委任状による出席が許容されている場合には委任状によるものとします。）出席株主の三分の二以上の多数の賛成により決議される必要があります。但し、これらの株主総会に出席し議決権を行使することができる全ての株主が同意した場合には、中21日以上事前の通知がなされていなくとも、株主総会において特別決議事項を提案・決議することができるものとします。また、特別決議に係る書面は、決議の通過の日から15日以内に、ケイマンにおける会社登記官に回付されなければならないものとされており、

なお、定款上、普通決議は、定款に従い開催される株主総会において、自ら議決権を有する（株主が法人である場合には適法に授權された代表者によるものとし、委任状による出席が許容されている場合には委任状によるものとします。）出席株主の単純過半数の賛成により決議されるものを意味すると規定されており、

普通株式に付された議決権

普通株式に随時付された議決に関する特別の権利及び制限のもと、株主総会においては、自ら又は委任状（株主が法人の場合には、適法に授權された代表者）により出席する全ての株主は、一議決権を保持します。そして、投票による場合、自ら又は委任状（株主が法人の場合には、適法に授權された代表者）により出席する全ての株主は、当該株主が保有する各株式ごとに一議決権を保持します。

但し、当該総会に係る一定の基準日において株主として登録され、株主から当社に対し期日が到来した全ての履行請求及び分割金の支払いがなされていない限り、いかなる株主も議決権を有さず又は定足数に算入されないものとされており、

なお、特定のクリアリングハウス（又はノミニー）が当社の株主となった場合、当該機関は、いかなる株主総会又は種類株主総会においても、当該機関が適当と認める者にその代表者として行為することを授權することができます。但し、複数の者が授權された場合には、当該授權は、その授權に係る株式数及び種類を特定してなされるものとします。当該条項に従い授權された者は、当該事実に関する別異の証拠を要することなく適法に授權されたものとみなされ、当該特定のクリアリングハウス（又はノミニー）に代わって、その者がクリアリングハウス（又はノミニー）により保持された普通株式の登録株主である場合と同一の権限（その者が挙手採決において個別に議決することができる権利を含みます。）を行使することができるものとします。

ケイマン法又は当社の定款には、居住地を理由とする株主による株式の保有又は議決権行使について課された制約は存在しません。但し、当社の定款は、宣言された配当の全て又は一部を充足するための株式の割当て、株式の募集、株式のオプションの付与、株式の処分又は株式の発行を行う際において、登録届出書その他の特別の様式が存在しないことにより、これらの株式の割当て、株式の募集、株式のオプションの付与、株式の処分又は株式の発行が違法又は実務上不可能であると当社が判断した特定の地域に登録住所を有する株主に対しては、これらの株式の割当て、株式の

募集、株式のオプションの付与、株式の処分又は株式の発行を行うことを当社は義務づけられるものではないこととされており、

少数株主の保護

ケイマンの大裁判所は、発行された普通株式の五分之一以上の株式を有する株主の要求により、当該大裁判所が指示する方法により、当社の事業を調査しこれを報告する検査役を選任することができるものとされており、

また、全ての株主は、ケイマン大裁判所に対し、裁判所が解散することが正義及び衡平に適うと判断した場合には解散を命ずべき旨請求することができます。

株主による当社に対する請求は、基本的には、ケイマンにおいて適用される一般的な契約法理若しくは不法行為に基づくものであるか、又は当社の基本定款及び附属定款により設定された株主としての個別の権利に基づくものである必要があります。

ケイマンの裁判所は、通常の場合において、(a)権限踰越又は違法であることを理由とする訴訟、(b)少数株主に対する詐欺を構成し、当該行為をした者が自ら当社を支配していることを理由とする訴訟、及び(c)不公正な方法により、一定の（又は特別の）多数による賛成が要求されている決議を通したことにつき、少数株主が当社名義において代表訴訟又はその他の付随する訴訟を提起することを認める英国の判例法手続に従うことが期待されており、

株式等の発行等

ケイマン法又は当社の基本定款及び附属定款上、新たに発行される普通株式に対して適用される新株引受権は存在しません。

当社が、既存株主を除くいずれかの者に対して指定証券取引所における当該株式の市場価格を著しく下回る価格で株式を発行することを提案する場合、株主総会の特別決議が必要となります。また、行使価格が当社株式の市場価格を下回る可能性のあるストック・オプションの付与を提案する場合、株主総会の特別決議が必要となります。

清算に係る権利

各種類の株式に随時付される清算中の残余財産の分配に関する特別の権利、特権又は制限に従い、(i)当社が清算され株主に分配され得る財産が、当該清算の開始時点において払込済みの資本の全額を返還するのに十分な場合、当該超過分は、各株主が保有する普通株式につき、当該清算開始時点において払込済みの額の割合に応じ、株主間で按分して分配されるものとし、(ii)当社が清算され株主に分配され得る財産が、払込済みの資本の全額を返還するのに足りない場合、これらの資産は、当該不足分が、各株主が保有する普通株式につき、当該清算開始時点において払込済みの額に応じて負担されるよう分配されるものとされており、

当社が清算された場合、清算人は、特別決議の承認及びケイマン会社法が要求するその他の承認を得て、当社の資産の全部又は一部（資産が、種類の財産から構成されるか否かを問いません。）を、株主間において正貨又は現物で分配することができ、また、かかる分配を行うために、分配される財産につき清算人が公正とみなす評価を行うことができ、かつ、株主間又は異なる種類の株主間における分配の実施方法を決定することができるものとされており、また、清算人は、同様の承認を得て、資産の一部を株主の利益のために、清算人が同様の承認を得て適切と考える信託に帰属させることができます。但し、これによりいかなる株主も、株式又はその他の証券のうち責任を伴うものに関して、受領を強制されないものとします。

権利の修正

株式資本（以下に規定されます。）に関するものや、登録事務所の所在地に関するものを除き、当社の基本定款及び附属定款の変更は、特別決議によらなければ、これを行うことができません。

ケイマン会社法に従い、種類株式に付されたいずれの特別の権利も（当該種類株式の発行要項において別異の規定がなされない限り）、発行済みの当該種類株式の額面金額の四分之三以上の株主の書面による承諾により、又は当該種類株式の保有者による個別の種類株主総会における特別決議による承認により、変更され、修正され、又は廃止される場合があります。

株主総会に関する当社の附属定款の規定は、全てのかかる個別の種類株主総会について準用されますが、その結果、延会を除く当該個別の種類株主総会のための定足数は、関連する総会の日付において当該発行済み種類株式の額面金額の三分之一以上を保有する株主（委任状による代理を含みます。）であり、当該種類株式の全ての株主は当該株主によって保有される全てのこれらの株式につき1議決権を有する投票を行うことができるものとし、また、自ら又は委

任状により出席する当該種類株式の株主は投票を要求することができるものとします。これらの株主総会の延会において、定足数は、自ら又は委任状により出席する2名の株主（当該株主が保有する普通株式の数を問いません。）とします。

いかなる種類の株式の株主に対して付与された特別の権利も、当該株式の権利又は当該株式の発行要項に明示的に規定される場合を除き、同順位の普通株式を追加で創設又は発行することにより、変更されたものとみなされることはありません。

資本の変更

当社は、随時普通決議により、(a)資本の全部又は一部を当該種類の既存の株式よりも大きい金額の当該種類株式に併合した上で分割すること、(b)ケイマン会社法の規定に従い、決議が成立した日においていずれの者によっても引受けられず又は引受同意もされていない株式を消却し、また、かかる消却のなされる株式の額だけ当社の資本の額を減じること、(c)当社の株式又はその一部を、基本定款及び附属定款に定める（但し、ケイマン会社法に従います。）金額よりも小さい金額の株式に再分割し、また、当該決議により、再分割によって生じた株式の保有者の間で、1以上の株式について、当社が未発行株式若しくは新株式に付することができる権限と比較して優先的又は劣後的若しくはその他の特別な制約を付すことができることを定めること、並びに(d)その株式を数種に分割し、既存の株式の保有者に対して従前付与された特別な権利を害することなく、優先的、劣後的、条件付若しくは特別な権利、特権若しくは条件又は株主総会における当社の決定がない場合に取締役が付することができる制限にかかる株式に付することができます。

当社は、ケイマン会社法により要求される確認又は承諾を条件に、特別決議により、法令によって認められた方法に従い、当社の資本を増加し、かかる決議の定める一定の金額の種類株式に分割すること及び当社の株式資本又はその他の資本償還準備金を減少させることができます。

株式の譲渡

当社の附属定款の適用ある制約に従い、当社の株主は、通常若しくは一般的な様式、当社の株式が上場される証券取引所が規定する様式、又は取締役会が承認するその他の様式の譲渡証書により、その株式の全部又は一部を譲渡することができます。

当社の取締役は、以下の場合を除き、いかなる譲渡についても名義書換登録を拒絶することができます。

- (a) 譲渡証書が、関連する株券及び取締役が合理的に要求する当該譲渡を行うための譲渡権限を示すその他の証拠とともに当社に提出され、
- (b) 譲渡証書が1つの種類の株式に関するものであり、
- (c)（印紙が要求される場合において）譲渡証書に適切に印紙が付されており、
- (d) 共同の保有者に対して譲渡される場合には、当該株式が譲渡される共同株主の数が4名を超えておらず、かつ
- (e) 当社の株式が上場される証券取引所において支払われるべきと定められる最高金額（又は取締役会が随時要求するそれを下回る金額の費用）が、当該譲渡に関連して当社に支払われる場合

取締役が譲渡に係る名義書換登録を拒絶する場合、当該取締役は、譲渡証書が提出された日から2ヶ月以内に、各譲渡人及び譲受人に対し、かかる拒絶通知を送付するものとします。

譲渡に係る名義書換登録を、一以上の日刊紙による公告又は電磁的方法による通知の上、停止することができ、かつ名簿を、取締役が随時決定する時点において随時決定する期間閉鎖することができるものとします。但し、当社の取締役が決定するいかなる年においても30日以上、名義書換登録を停止し、又は名簿を閉鎖することはできないものとします。

自己株式の買取り

当社は、ケイマン会社法及び附属定款により、一定の制限のもと当社の株式を購入する権限を与えられております。当社の取締役は、ケイマン会社法、基本定款、附属定款及び当社株式が上場する証券取引所により随時課される要件に従う場合にのみ、当社を代表して当該権限を行使できます。

配当

ケイマン会社法に従い、株主総会において、当社はいかなる通貨によっても配当を宣言することができますが、かかる配当は当社の取締役によって上程された額を上回ることはできないものとします。当社は、当社の利益（実現して

いるか否かを問いません。)又は利益から積立てられた準備金のうち当社の取締役が不要と判断したものを原資として配当を宣言し、支払うことができます。また、特別決議による承認により、株式払込剰余金勘定又はその他ケイマン会社法に従い当該目的のため許容された積立金又は勘定を原資として配当を宣言することもできます。

株式に付された権利又は株式の発行要項に別異に規定される場合を除き、(i)全ての配当は当該配当が支払われる株式の払込み額に応じて宣言され支払われるものとしますが、払込み要求に先立って株式につき払込まれた額は、当該目的上その株式につき払込済みとは取扱われないものとし、(ii)全ての配当は、当該配当が対象とする一定の期間における当該株式へ払込済みの額に応じて按分にて支払われるものとします。

当社の取締役は、普通株式につき、取締役の判断により、当社の状況がかかる支払を許容する限り、半期ごと又はその他の期日において支払可能な配当を支払うこともできます。

当社の取締役は、請求又は分割払いその他により株主が当社に対してその時点において支払うべき額の総額（もしあれば）につき、当該株主に対して支払うべき配当又は特別配当より控除することができます。

いかなる配当その他株式につき又は株式に関して当社により支払われるべき金銭も、利息が付されないものとし、当社の株式資本につき支払い又は宣言が提案される配当に関し、当社の取締役は、(i)かかる配当は、その全部又は一部につき、全額払込済みとして計上されている普通株式を割当ててする方法で行われるべきこと（但し、かかる資格を有する株主はかかる配当をかかる割当（又は取締役がその一部を普通株式の割当てとする旨決議した場合には、当該一部）に代えて現金にて受取ることを選択する資格を有するものとし、）、又は(ii)かかる配当を受ける資格のある株主は、配当の全部又は取締役が適当と考える一部に代えて全額払込済みとして計上されている株式の割当を受領することを選択する資格を有すること、を決議し指示することができるものとし、また、取締役は、以上にかかわらず、株主総会における承認を得て、特定の配当に関し、普通株式による配当に代えて現金にて配当を受領することを選択できる権利を与えずに、全額払込済みとして計上されている普通株式を割り当てる方法により、かかる配当の全てを行うことを決議することもできるものとし、

配当、利息その他株式の株主に対して現金にて支払うべき金額の総額は、小切手又は支払証書により、株主の登録住所宛にて株主に対して、又は株主が指示する住所の者に対して郵送することにより支払うことができるものとし、かかる小切手又は支払証書は、株主又は共同株主より別異の指示がない限り、株主（共同株主の場合には当該普通株式につき登録簿に最初に氏名が記載されている株主）の指図に従い、かかる株主の危険において支払われるものとし、支払銀行による小切手又は支払証書の支払により、当社の支払義務は本旨に従い履行されたものとし、

なお、かかる配当宣言がなされた日から6年間経過後も支払請求のない配当は、当社の取締役会により受領権限を剥奪することができるものとし、この場合、当該配当は、当社に戻されるものとし、

当社の取締役又は株主総会において株主が、配当の支払又は宣言を決議したときはいつでも、取締役は、さらに、かかる配当が直接払いにより、又はその全部若しくは一部につき特定の現物資産（特に払込済みの株式、債券、当社又は他社の証券を引受けるワラント）によりなされるべきことを決議することができるものとし、かかる配当について支障が生じた場合には、取締役は便宜的と考える方法（特に、端株券を発行し、若しくはかかる端株を譲渡する権限を与え、若しくはかかる端株を切り捨て、分配のためかかる特定の資産の価値を定めて、当事者間の権利を調整するために、株主に対する現金の支払いが定められた価値の総計に基づき行われる旨を決定して、かかる特定の資産を取締役が便宜的と判断する場合受託者に帰属させるものとする）により決済することができるものとし、

所在不明の株主

当社は、以下の場合、所在不明の株主の株式を売却する権限を有しております。

- (a) 当該株式の株主に対して現金により支払われるべき3以上の小切手又は支払証書（金額を問いません。）が12年間現金化されないままである場合、
- (b) 12年間又は下記(d)に記載される期間満了の3ヶ月前までに、株主又は死亡、破産若しくは法律の適用により当該株式につき権利を取得した者の所在又は存否を示す事由が判明しない場合、
- (c) 12年間に当該株式に関して少なくとも3回の配当が支払い可能となったが、当該期間中株主によりいかなる配当支払の請求もなされない場合、
- (d) 12年間の期間満了時に、取引所の要請により当社が附属定款に規定される方法により日刊紙において当該普通株式を売却する意向を公告し、当該公告がなされて以降3ヶ月経過後に、取引所にかかる意向が通知された場合、かかる売却による手取金は当社に帰属するものとし、当社がかかる手取金を受領した場合、当社はかかる手取金相当額につき、売却前の株主に対して債務を負担することとなるものとし、

取締役会

ア. 総論

当社は2名以上の取締役により構成される取締役会によって運営されております。なお現在の当社の取締役会は、5名により構成されております。当社の附属定款によると、取締役は選任後3回目の事業年度の末日の直後に開催される定時株主総会の終結の時に退任するものとします。但し、退任する取締役は、直ちに再任される資格を有するものとします。このような再任に関する仕組みは、株主が当社の意思決定の過程に参加することを保証しております。

取締役会の会議は、取締役会の構成員のいずれかにより必要であると判断された場合にはいつでも開催することができます。全ての取締役が出席し、又は関連する取締役会につき代理人が出席してかかる取締役会の開催につき承諾している場合には、取締役会に関する事前の通知は要求されません。

取締役会は、取締役会の過半数の構成員が自ら又は代理人により出席した場合、適法かつ法的拘束力を有する決定を行う能力を有するものとします。また、いかなる取締役会においても、各取締役は、自ら出席しているか代理人による出席であるかを問わず、一議決権を有するものとされております。

取締役会に付議された議題は、当該取締役会の会議に自ら又は代理人により出席した構成員の単純過半数の賛成により決定されることが要求されるものとし、可否同数の場合、会議の議長は、第2票目又は決定票を有するものとします。当社の取締役会は、取締役全員の書面による同意により、会議を開催せずに決議することもできるものとします。

ケイマン法に従い、当社の取締役は忠実義務を負い、信義に従い誠実かつ当社の最善の利益のため行動しなければなりません。また、当社の取締役は、合理的な思慮のある人間が同等の状況において用いるべき注意、努力及び技能を行使する義務を負担しております。かかる当社に対する義務を果たすにあたり、当社の取締役は、基本定款及び附属定款並びに普通株式の株主に付きかかる定款において付与された権利を遵守しなければなりません。取締役がその負担する義務に違反した場合、株主は一定の状況下において損害賠償を請求する権利を有します。

イ. 借入権限

当社の取締役は、次の行為を行うためのあらゆる権限を行使することができます。

資金の調達又は借入れ

当社の事業、（現在及び将来の）財産及び資産並びに払込みがなされていない資本の全部又は一部に対する担保権の設定

ケイマン会社法に従い、無条件であるか、又は当社若しくは第三者の負債、債務その他の義務の履行のための担保としてであるかを問わず、債券、社債その他の証券の発行

かかる借入権限は、一般的な附属定款と同様、当社の特別決議の承認により変更されることがあります。

当社が他の会社の子会社となることとなる当社の全ての株式の交換、又は当社の事業の全部若しくは重要な部分の譲渡を伴う取引については、株主の特別決議が要求されます。

ウ. 報酬

取締役が報酬として受領する対価の総額は当社の株主総会において決定されます。かかる報酬の取締役間における配分は、当社の取締役会において合意された割合及び方法により、又はかかる合意がなされないときは均等に配分されるものとします。但し、報酬の対象となる期間の一部のみ在任した取締役は、在任期間の割合に応じた報酬のみ配分されます。また、取締役は、全ての通信費、出張費、宿泊費及び取締役会、委員会又は株主総会若しくは種類株主総会若しくは社債権者集會に出席する際に負担する又は負担した合理的範囲の費用その他取締役としての義務の履行に関連する付帯費用の前払いを受け又は立て替えた当該費用の支払を受ける資格を有するものとします。当社のため要求により海外に出張し又は居住した取締役、若しくは取締役会の意見により取締役の通常の義務の範囲を超えた役務を提供する取締役は、取締役会が決定する特別の報酬（月給、歩合、利益への参加その他の方法によるとを問いません。）を受領することができ、当該特別報酬の支払いは、取締役としての通常の報酬に加え又はこれに代えてなされるものとします。

取締役会は、年金、疾病手当、特別手当、生命保険その他当社の従業員（本段落及び次の段落において、「従業員」との表現には当社又は当社の子会社のために業務執行又は収益に係る業務に従事し又は従事していた取締役又は元取締役を含むものとします。）及び元従業員並びにこれらの扶養家族又はこれらに相当する者に対する給付金を支給するための組織又は基金を設置し、これらに当社の金銭を供与するにあたり、他の会社（当社の子会社又は当社と事業提携を行う会社をいいます。）を設立し、他の会社と協力し又は他の会社に参加することができます。

取締役会は、前段落において言及した組織又は基金のもと受給資格を有する又は資格を有する可能性のある年金又は給付金（もしあれば）以外の年金その他の給付金を含め、従業員、元従業員、又はこれらの扶養家族に対し、年金その他の給付金支払い、支払うための契約を締結し、又は許諾（撤回可能か撤回不能か、あるいは一定の条件を付すか否かを問いません）を与えることができるものとします。これらの年金又は給付金は、取締役会が適切と考えるところに従い、当該従業員が現に退職する前であってその見込があるとき、退職時又は退職後に与えられることもできるものとします。

エ. 利益相反

取締役は、当該取締役又はその関係者が重大な利害関係を有する契約、取決め又はその他の提案に賛成する取締役会の決定において議決権を行使することはできず、定足数として算入されることもできないものとされており、但し、当該取締役が定足数として算入されないか又は議決権を有しない会議において、当該取締役会又はその適法に授權された委員会の決議により、当該取締役の議決権行使が承認された場合を除きます。

2【外国為替管理制度】

ケイマンにおいて、為替管理に関する規制及び通貨に関する制限はありません。

3【課税上の取扱い】

ケイマン法における租税軽減法（1999年改正）第6条に従い、当社は、総督より以下の約束を取得しております。

- (a) 利益、収益、利得又は評価増に課されるべき租税を課すケイマンにおいて制定された法律は、当社及び当社の運営に対して適用されないこと
 - (b) 上記の利益、収益、利得又は議決権に対する租税又は遺産税若しくは相続税の性質を有するいかなる租税も、当社の株式、債券その他の債務に対して支払う必要はないこと
- 当社に対する上記の約束は、2003年12月12日より20年間その効力を有します。

ケイマンにおいては、現時点において、個人又は法人に対し、利益、収益、利得又は評価増に基づき租税は課されず、遺産税又は相続税の性質を有する課税も存在しません。また、ケイマンの裁判管轄の範囲内において一定の法律文書を締結し、又はかかる法律文書を同範囲内に持ち込む場合に、随時一定の印紙税が適用されるほか、ケイマン政府によって課される、当社にとって重大となり得るその他の租税も存在しません。ケイマンは、二重課税防止条約を締結しておりません。

4【法律意見】

- (1) ケイマンの法律に関する当社の法律顧問であるコンヤーズ・デイル・アンド・ピアマン法律事務所が、大要以下の旨の法律意見書を提出しております。

- (a) 当社は、ケイマンの法律に基づく有限責任の免除会社として適法に設立され、有効に存続しております。
- (b) 本書におけるあらゆる記述は、ケイマンの法律に関する限りいずれも真実かつ正確であります。

以上の意見は、ケイマンの法律に限定して述べられるものであります。

- (2) 中国の法律に関する当社グループの法律顧問である観韜律師事務所が、大要以下の旨の法律意見書を提出しております。

- (a) 北京博奇、北京聖邑、北京博奇環保、浙江博奇、包頭博奇、鎮江博奇、山西寿陽、井岡山博奇、安徽能達及び博奇潤邦（以下「中国子会社」といいます。）は、中国会社法に基づく有限責任会社として適法に設立され、有効に存続しております。
- (b) 本書におけるあらゆる記述は、中国の法律に関する限りいずれも真実かつ正確であります。

以上の意見は、中国の法律に限定して述べられるものであります。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月		2007年1月1日 ～12月31日	2008年1月1日 ～12月31日	2009年1月1日 ～12月31日	2010年1月1日 ～12月31日	2011年1月1日 ～12月31日
売上高	千人民元 (千円)	2,032,495 (25,053,870)	1,703,724 (21,001,217)	1,146,073 (14,127,247)	1,249,530 (15,402,529)	1,202,535 (14,823,240)
経常利益又は経常損失()	千人民元 (千円)	192,252 (2,369,829)	151,307 (1,865,106)	35,787 (441,128)	69,400 (855,474)	34,764 (428,527)
当期純利益又は当期純損失 ()	千人民元 (千円)	171,739 (2,116,971)	169,923 (2,094,577)	28,353 (349,502)	63,448 (782,107)	40,949 (504,768)
包括利益	千人民元 (千円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	40,757 (502,400)
純資産額	千人民元 (千円)	1,284,179 (15,829,631)	1,103,506 (13,602,536)	1,131,618 (13,949,068)	1,190,841 (14,679,084)	1,219,455 (15,031,802)
総資産額	千人民元 (千円)	2,705,662 (33,351,765)	2,657,717 (32,760,759)	2,802,231 (34,542,145)	2,820,077 (34,762,114)	2,815,810 (34,709,527)
1株当たり純資産額	人民元 (円)	3,490.64 (43,027.94)	2,965.04 (36,549.05)	3,044.13 (37,523.94)	3,221.11 (39,705.52)	1,659.21 (20,452.47)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額()	人民元 (円)	555.85 (6,851.83)	471.51 (5,812.09)	79.09 (974.89)	176.98 (2,181.58)	57.11 (703.99)
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	人民元 (円)	536.91 (6,618.36)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
自己資本比率	(%)	46.6	40.0	38.9	40.9	42.2
自己資本利益率	(%)	22.0	14.6	2.6	5.6	3.5
株価収益率	(倍)	21.9	-	17.5	11.5	4.5
営業活動による キャッシュ・フロー	千人民元 (千円)	77,975 (961,169)	156,717 (1,931,792)	69,520 (856,943)	52,779 (650,585)	94,225 (1,161,476)
投資活動による キャッシュ・フロー	千人民元 (千円)	31,271 (385,473)	39,382 (485,449)	221,291 (2,727,773)	23,378 (288,173)	15,870 (195,621)
財務活動による キャッシュ・フロー	千人民元 (千円)	716,674 (8,834,189)	98,930 (1,219,471)	116,385 (1,434,642)	10,144 (125,040)	40,654 (501,133)
現金及び現金同等物の 期末残高	千人民元 (千円)	777,569 (9,584,826)	662,872 (8,170,992)	627,346 (7,733,074)	645,314 (7,954,566)	573,640 (7,071,065)
従業員数	(人)	509	518	560	512	420

(注) 1. 完成工事高には、消費税（中国においては増徴税）等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第6期は1株当たり当期純損失のため、第7期、第8期及び第9期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、第6期は当期純損失のため記載しておりません。

4. 当社グループの連結財務諸表は、人民元で表示されております。「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第132条の規定に基づき、2011年12月30日現在の上海外貨取引センターの対円の相場終値100円＝8.1125人民元で換算されております。金額は、別途明記される場合を除き、千人民元単位（四捨五入）及び千円単位（四捨五入）で表示されております。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、人民元で表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。

5. 2011年4月1日付で、株式1株につき2株の株式分割を行っております。第9期連結会計年度における1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は株式分割後の株数にて算出しております。当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	2007年1月1日 ～12月31日	2008年1月1日 ～12月31日	2009年1月1日 ～12月31日	2010年1月1日 ～12月31日

1株当たり純資産額	人民元 (円)	1,745.32 (21,513.96)	1,482.52 (18,274.51)	1,522.07 (18,762.03)	1,610.56 (19,852.76)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額()	人民元 (円)	277.93 (3,425.95)	235.76 (2,906.13)	39.55 (487.52)	88.49 (1,090.79)
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	人民元 (円)	268.46 (3,309.18)	- (-)	- (-)	- (-)

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月		2007年1月1日 ～12月31日	2008年1月1日 ～12月31日	2009年1月1日 ～12月31日	2010年1月1日 ～12月31日	2011年1月1日 ～12月31日
営業収益	千人民元 (千円)	115,197 (1,419,990)	- (-)	- (-)	- (-)	22,021 (271,439)
経常利益又は経常損失()	千人民元 (千円)	65,250 (804,318)	50,206 (618,878)	13,039 (160,723)	14,415 (177,686)	5,130 (63,242)
当期純利益又は当期純損失 ()	千人民元 (千円)	65,250 (804,318)	50,206 (618,878)	11,952 (147,331)	9,094 (112,101)	7,591 (93,577)
資本金	千人民元 (千円)	294 (3,622)	294 (3,622)	294 (3,622)	294 (3,622)	294 (3,622)
発行済株式総数	(株)	360,988	360,988	360,988	360,988	721,976
純資産額	千人民元 (千円)	951,720 (11,731,531)	882,246 (10,875,149)	869,208 (10,714,427)	855,361 (10,543,737)	852,086 (10,503,368)
総資産額	千人民元 (千円)	953,776 (11,756,871)	884,822 (10,906,894)	871,668 (10,744,755)	856,875 (10,562,400)	855,145 (10,541,077)
1株当たり純資産額	人民元 (円)	2,571.87 (31,702.58)	2,373.84 (29,261.50)	2,340.50 (28,850.54)	2,315.13 (28,537.85)	1,159.46 (14,292.32)
1株当たり配当額	人民元 (円)	69.77 (860.00)	- (-)	- (-)	17.69 (218.00)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又は1 株当たり当期純損失金額()	人民元 (円)	211.19 (2,603.27)	139.31 (1,717.28)	33.34 (410.96)	25.37 (312.69)	10.59 (130.51)
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	人民元 (円)	203.99 (2,514.57)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
自己資本比率	(%)	97.4	96.2	96.3	96.9	97.2
自己資本利益率	(%)	13.0	-	-	-	-
株価収益率	(倍)	57.8	-	-	-	24.3
配当性向	(%)	26.3	-	-	10.0	-
従業員数	(人)	0	0	0	0	0

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第6期、第7期及び第8期は1株当たり当期純損失のため、第9期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 株価収益率については、第6期、第7期及び第8期は当期純損失のため記載しておりません。

3. 第5期より、株式上場に伴い、営業外収益として処理していた子会社からの受取配当金を営業収益として表示することと致しました。

4. 当社の財務諸表は、人民元で表示されております。「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第132条の規定に基づき、2011年12月31日現在の上海外貨取引センターの対円の相場終値100円 = 8.1125人民元で換算されております。金額は、別途明記される場合を除き、千人民元単位（四捨五入）及び千円単位（四捨五入）で表示されております。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、人民元で表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。

5. 2011年4月1日付で、株式1株につき2株の株式分割を行っております。第9期事業年度における1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は株式分割後の株数にて算出しております。当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

回次		第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月		2007年1月1日 ～12月31日	2008年1月1日 ～12月31日	2009年1月1日 ～12月31日	2010年1月1日 ～12月31日
1株当たり純資産額	人民元 (円)	1,285.94 (15,851.34)	1,186.92 (14,630.76)	1,170.25 (14,425.27)	1,157.57 (14,268.97)
1株当たり配当額	人民元 (円)	34.88 (430.00)	- (-)	- (-)	8.84 (109.00)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額()	人民元 (円)	105.60 (1,301.69)	69.66 (858.67)	16.67 (205.49)	12.69 (156.43)
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	人民元 (円)	102.00 (1,257.29)	- (-)	- (-)	- (-)

2【沿革】

(1) 概要

当社グループの中核業務子会社として主に石炭火力発電所で用いられる排煙脱硫・脱硝システムの工事請負、並びにゴミ処理発電所への投資、建設及び運営に携わっている北京博奇は、2002年6月24日に北京において中国会社法に基づく有限責任会社として設立されました。北京博奇は、当初中国の電力会社である北京国華電力有限責任公司（以下「国華電力」といいます。）の系列会社として設立されましたが、2003年10月に、北京博奇の元取締役で当社の創業者でもあるワン・ジュンを中心とする北京博奇の現取締役の一部によって、その株式の取得が行われ、その結果、国華電力の系列に属さない独立した企業となりました。

当社は、2003年12月12日にケイマン会社法に基づき有限責任の免除会社として設立されました。2005年度中に、当社を北京博奇の最終持株会社とするための手続が完了し、北京聖邑（2012年3月現在、北京博奇の発行済株式の99.375%を保有する中国会社法に基づく有限責任会社）、ベスト・エンバイロメンタル（2012年3月現在、北京博奇環境の発行済株式の100%を保有するバージン会社法に基づく有限責任会社）、及び北京博奇環境（2012年3月現在、北京博奇の発行済株式の0.625%を保有する中国会社法に基づく有限責任会社）が当社の支配下におかれまして、その結果、当社は、北京博奇の実質的支配株主となりました。

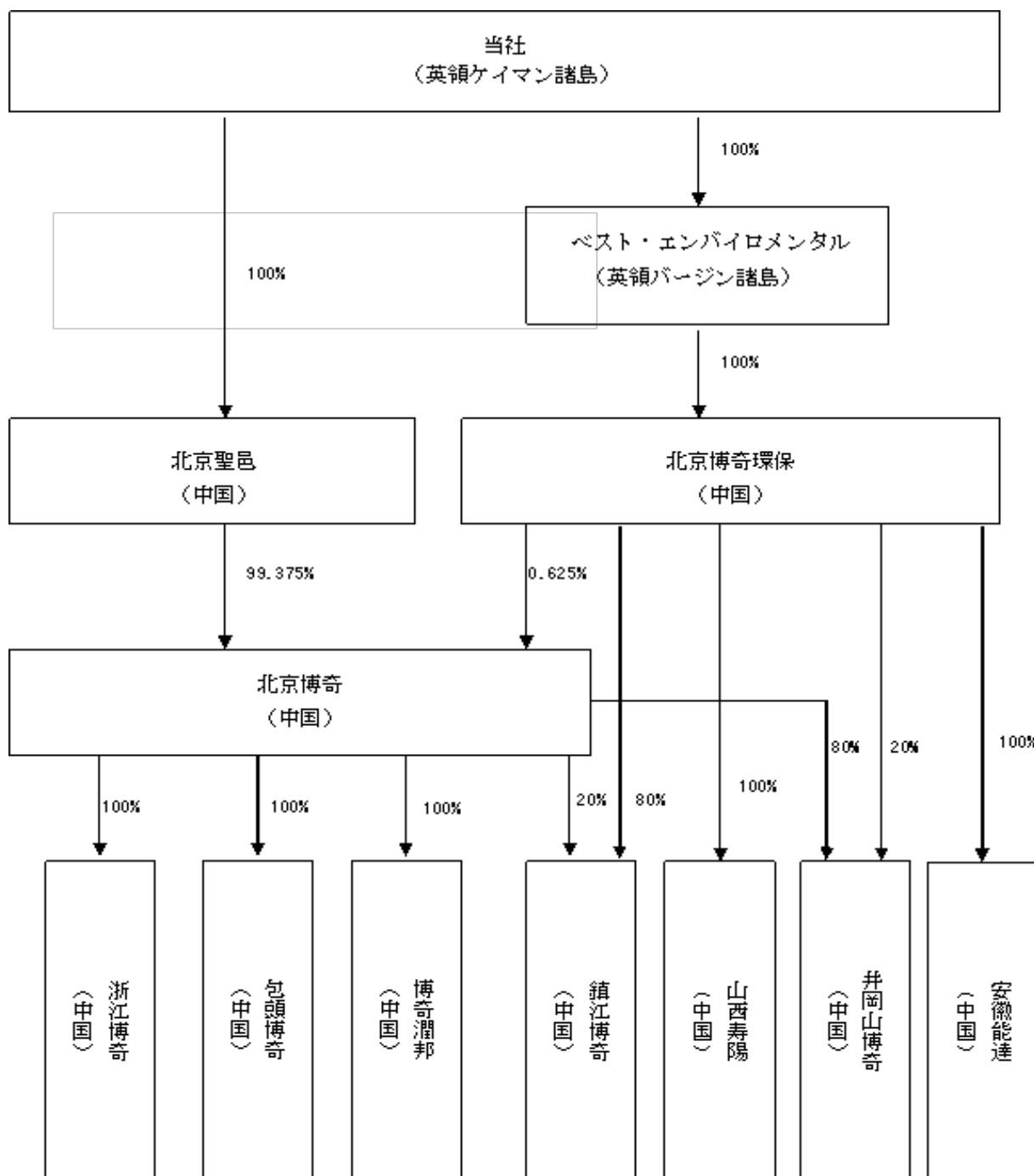
北京博奇は、2006年7月に浙江省において脱硫技術の研究・開発等を目的として、中国会社法に基づく有限責任会社である浙江博奇を、2007年8月に内モンゴル自治区においてゴミ処理発電事業を主たる業務とする包頭博奇（設立当初の出資比率は、北京博奇が96%、内蒙古普拉特交通能源有限責任会社が4%でしたが、2012年1月に北奇博奇が全ての持分を譲り受けた結果、現在は北京博奇の完全子会社となっています。）を、同年10月に貴州省において火力発電所に対する脱硫のアフターサービス提供を主たる業務とする貴州博奇（設立当初の出資比率は、北京博奇が51%、貴州景順科技開発有限公司が49%でしたが、2009年12月に北京博奇が全ての持分を譲り受けた結果、北京博奇の完全子会社となりました。その後、2011年1月に解散し、同年4月に清算手続が完了しました。）を、2008年1月に江蘇省において排水処理事業を主たる業務とする鎮江博奇（出資比率は、北京博奇が20%、北京納泉が80%）を、2009年6月に江西省において火力発電所の脱硫施設の建設、運営及びメンテナンスを展開することを目的として井岡山博奇（出資比率は、北京博奇が80%、北京博奇環境が20%）をそれぞれ設立し、さらに同年12月には湖北省において排煙脱硫・脱硝エンジニアリング、資源再生及び総合利用の技術開発を主たる業務とする子会社として、同社の武漢支社を武漢博奇として新たに設立しました（設立当初の出資比率は、北京博奇が80%、武漢博奇管理職及びシニアエンジニアが20%）。

北京納泉は2008年3月25日に北京博奇環境科技有限公司に商号変更しました。また、北京博奇環境が2008年5月に山西寿陽を買収した結果、山西寿陽が2008年度において当社の連結子会社となりました。北京博奇環境は、2010年11月に安徽能達の持分を全て取得し、安徽能達を完全子会社としました。

当連結会計年度においては、2011年1月に貴州博奇が解散し、同年4月に清算手続が終了しました。また、連結子会社であった武漢博奇は、北京博奇がその保有する出資持分を一部売却したことにより、当社グループの子会社ではなくなりました。

北京博奇は、2012年1月に包頭博奇の出資持分4%を追加取得し、同社を完全子会社化し、また、同月に博奇潤邦の出資持分90%を追加取得し、同社を完全子会社化しました。2012年3月に北京博奇環保は、山西寿陽の出資持分2.65%を追加取得し、同社を完全子会社化しました。

当社グループの本書の日付現在における持株構造は下図の通りです。



- (注) 1. 貴州博奇は2011年1月28日付で解散し、同年4月に清算手続が完了しました。
2. 連結子会社であった武漢博奇は、北京博奇がその保有する出資持分を一部売却したことにより、当社グループの子会社ではなくなりました。
3. 北京博奇が2012年1月10日付で包頭博奇の出資持分4%を追加取得した結果、包頭博奇は北京博奇の完全子会社となりました。
4. 北京博奇が2012年1月30日付で博奇潤邦の出資持分90%を追加取得した結果、博奇潤邦は当社の子会社となりました。
5. 北京博奇環保が2012年3月14日付で山西寿陽の出資持分2.65%を追加取得した結果、山西寿陽は北京博奇環保の完全子会社となりました。

(2) 当社グループの主な出来事

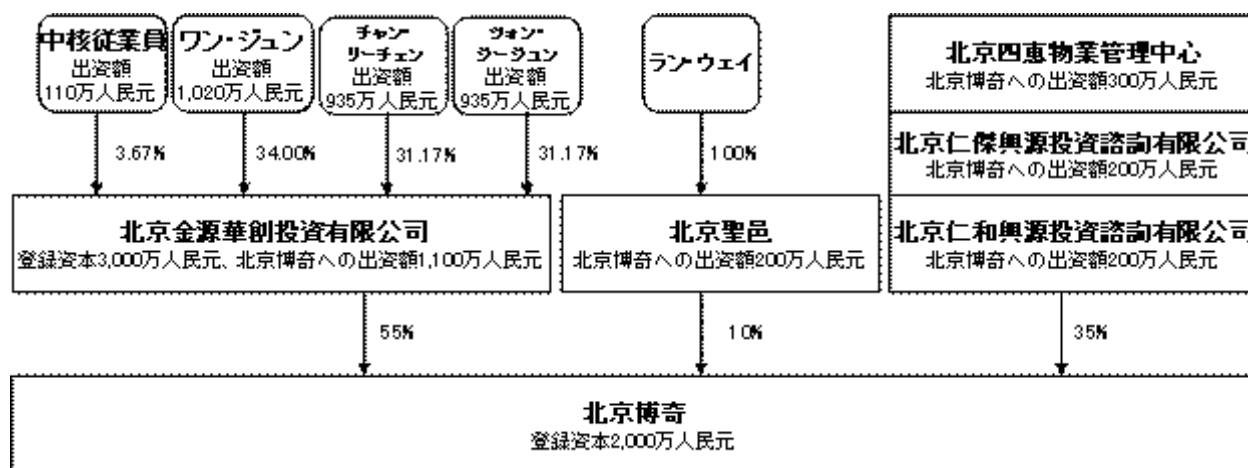
年月	事項
2002年 6月	北京博奇が中国の電力会社である国華電力の系列会社として北京において設立された。
2002年 12月	北京博奇が株式会社荏原製作所から千代田化工建設株式会社のジェット・バブリング式脱硫技術を導入した。
2003年 1月	北京博奇が川崎重工業株式会社からスプレー塔式脱硫技術を導入した。
2003年 6月	北京博奇が600MW石炭火力発電所における中国で最初の排煙脱硫プロジェクトである広東台山1号プロジェクトの受注契約を締結した。
2003年 10月	ワン・ジュンを中心とする北京博奇の現取締役の一部が北京博奇の株式の過半数を間接的に取得し、北京博奇が国華電力から独立した企業となった。
2003年 12月	当社がケイマンで設立された。
2004年 11月	600MW石炭火力発電所における中国で最初の排煙脱硫プロジェクトである広東台山1号プロジェクトが完了し、稼働を開始した。
2005年 10月	北京博奇が600MW石炭火力発電所用のジェット・バブリング式及びスプレー塔式脱硫システム双方の稼働実績を達成した。
2005年 11月	北京博奇が浙江大学と技術提携契約を締結した。
2006年 4月	北京博奇が同社として最初の600MW石炭火力発電所における排煙脱硝プロジェクトである雲南東電廠排煙脱硝プロジェクトの受注契約を締結した。
2006年 7月	北京博奇が100%子会社として浙江博奇を浙江省において設立した。
2006年 9月	北京博奇が同社として最初のボタ石火力発電所における排煙脱硫プロジェクトである山西寿陽300MW 2基プロジェクトの受注契約を締結した。
2006年 10月	北京博奇が同社として最初の1,000MW石炭火力発電所の排煙脱硫プロジェクトである上海外高橋電廠排煙脱硫プロジェクトの受注契約を締結した。
2007年 5月	北京博奇が武漢支社を湖北省において設立した。
2007年 8月	株式会社東京証券取引所市場第一部に株式を上場した。
2007年 8月	北京博奇が子会社である包頭博奇を内モンゴル自治区において設立した（北京博奇の出資比率：96%）。
2007年 10月	北京博奇が子会社である貴州博奇を貴州省において設立した（北京博奇の出資比率：51%）。
2008年 1月	北京博奇が子会社として鎮江博奇を江蘇省において設立した（北京博奇の出資比率：20%、北京博奇環保の出資比率：80%）。
2008年 1月	北京博奇が中国浙江大学と戦略的提携契約を締結した。
2008年 4月	北京博奇が同社として最初のBOT方式による排煙脱硫プロジェクトである華能井岡山火力発電所第一期及び第二期脱硫プロジェクトの受注契約を締結した。
2008年 5月	北京博奇環保がボタ石総合利用を手掛ける山西寿陽を買収した。
2009年 6月	北京博奇が子会社として井岡山博奇を江西省において設立した（北京博奇の出資比率：80%、北京博奇環保の出資比率：20%）。
2009年 12月	北京博奇が貴州博奇の49%の持分を譲り受け、100%子会社にした。
2009年 12月	北京博奇が同社の支社であった武漢支社を武漢博奇として子会社化した（北京博奇の出資比率：80%）。
2010年 11月	北京博奇環保が安徽能達の持分を全て取得し、完全子会社化した。
2011年 1月	北京博奇の完全子会社である貴州博奇が解散した。
2011年 3月	武漢博奇が北京博奇の子会社でなくなった。
2012年 1月	北京博奇が包頭博奇の4%の持分を追加取得し、完全子会社化した。
2012年 1月	北京博奇が博奇潤邦の90%の持分を追加取得し、完全子会社化した。
2012年 3月	北京博奇環保が山西寿陽の2.65%の持分を追加取得し、完全子会社化した。

(3) 提出会社を持株会社とする過程における資本関係の推移

2003年10月、当社及び北京博奇の元取締役であるワン・ジュン、並びに当社及び北京博奇の現取締役であるチャン・リーチェン、ツォン・ジージュン及びラン・ウェイの4名（以下「創業者4名」といいます。）が、北京博奇の株式の過半数を間接的に取得し、同社を事業会社とする持株会社を設立して中国国外で上場させる計画及び 当社の持株会社化への途中経過における株式譲渡等の取引内容にかかわらず、創業者4名の間の実質的な持株比率（以下「持分比率」といいます。）として、持株会社化完了まで常に、ワン・ジュン28.77%、チャン・リーチェン26.37%、ツォン・ジージュン26.37%、ラン・ウェイ15.38%、従業員等3.11%の割合（但し、若干の調整はありうるものとされました。）を維持する旨に合意しました。持分比率は、当時における創業者4名の北京博奇に対する実質的な持株割合に準じて決定された、創業者4名の間における割合です。なお、かかる合意は持株会社化の完了により、既に終了しております。

上記の計画に基づき、持株会社としての当社が設立され、下記に記載する取引等を通じて、2006年6月までの間に、当社が北京博奇、ベスト・エンバイロメンタル、北京聖邑及び北京納泉を直接又は間接に取得し、持株会社化を完了しました。なお、2006年6月時点での創業者4名の実質的な持株比率は、従業員等保有の3.11%の一部がワン・ジュン、チャン・リーチェン及びツォン・ジージュンに対して追加的に付与されたため、ワン・ジュンが29.18%、チャン・リーチェンが27.32%、ツォン・ジージュンが27.32%、ラン・ウェイが15.38%となりました。

2003年10月の合意時点の資本関係の概略図は以下の通りであります。



上記の合意に基づく当社の設立以降になされた、持株会社化のための主要な取引等は以下の通りであります。なお、下記の株式の移動価格については、上記の持分比率の合意を踏まえて、名目的な価格によるものがあります。

2003年12月、ワン・ジュンが当社（発行株式1株）及びベスト・エンバイロメンタルを設立しました。

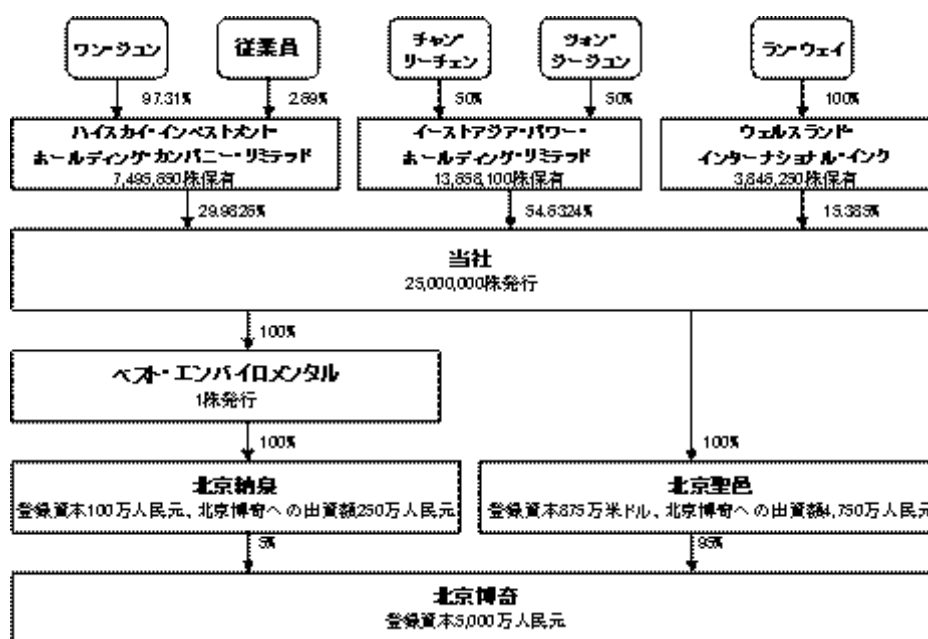
2005年2月から3月にかけて、北京聖邑の全株式の当社による取得、並びに、北京四惠物業管理中心、北京仁和興源投資諮詢有限公司及び北京仁和興源投資諮詢有限公司の所有する北京博奇株式全部の北京聖邑に対する譲渡が行われました。

2005年4月、ワン・ジュンは、当社の発行済全株式1株を自ら実質保有するハイスカイ・インベストメント・ホールディング・カンパニー・リミテッドに譲渡し、また、当社は合計24,999,999株の新株を発行し、ワン・ジュンの実質保有するハイスカイ・インベストメント・ホールディング・カンパニー・リミテッドに12,219,999株、チャン・リーチェンとジョン・ジージュンが実質保有するイーストアジア・パワー・ホールディング・リミテッドに8,933,750株、及びラン・ウェイが実質保有するウェルスランド・インターナショナル・インクに3,846,250株をそれぞれ割り当てました。

2005年5月から11月にかけて、北京金源華創投資有限公司の所有する北京博奇株式の移動、並びに、北京納泉の全株式及びベスト・エンバイロメンタルの全株式の移動が行われ、当社は北京博奇の全株式を間接保有する持株会社となりました。

2006年6月、ハイスカイ・インベストメント・ホールディング・カンパニー・リミテッドは、その所有する当社株式4,724,350株をイーストアジア・パワー・ホールディング・リミテッドに譲渡し、これにより上記創業者4名の持分比率に関する合意と一致した当社の資本関係が完成しました。

上記 時点の資本関係の概略図は以下の通りであります。



3【事業の内容】

(1) 概要

当社グループは、主として石炭を燃料とする火力発電所に関する排煙脱硫・脱硝事業（炉外脱硫、炉内脱硫及び排煙脱硝）、固体廃棄物処理事業（ボタ石発電、ゴミ処理発電）、石炭の配合・販売事業及びその他（排水処理、余熱発電）への投資、建設及び運営に従事する環境保護ソリューション企業であります。

事業内容と事業環境

<排煙脱硫・脱硝事業>

近年の中国の経済発展に伴い、中国における電力需要は相当な速さで増大しており、かかる需要に応えるべく、各地で発電所の建設・改築が進められております。このような背景のもと、中長期的には、中国の電力及び電力関連分野における環境ビジネスは有望視されています。

発電の方法は、主として、火力発電、水力発電、原子力発電及び風力発電の4種類に分類されます。火力発電の燃料には石炭や石油が使用されますが、中国における石炭調達の容易さ及びその経済性から、現在、中国国内では石炭を燃料とする火力発電が主要な発電方法であります。

中国電力企業連合会が2012年1月15日に発表した「2011・中国電力工業統計速報」によると、2011年の中国における発電・電気使用量は安定的に増加し、電力構造が引き続き改善され、また、省エネルギー及びエネルギーの排出削減において更なる効果が現われています。2011年末時点の中国国内の発電設備総容量は105,576万KWに達し、前年比で9.25%の増加となりました。中国の火力発電所の設備総発電容量は76,546万MWに達し、中国国内の総発電量の72.5%を占めました。

当社グループは、かかる状況を背景に、主として、火力発電所の排煙から硫酸化物を除去するための排煙脱硫システム並びに窒素酸化物を除去するための排煙脱硝システムの設計、建設、設置及びアフターサービスに関する排煙脱硫・脱硝事業を行っております。排煙脱硫・脱硝事業の技術の詳細については、後記「(2) 環境保護技術の内容 排煙脱硫・脱硝事業」をご参照下さい。当社の連結子会社のうち、北京博奇環保、北京博奇、浙江博奇及び井岡山博奇が排煙脱硫・脱硝事業を行っております。

< 固体廃棄物処理事業 >

ボタ石は、炭鉱採掘・洗鉱過程において石炭とともに産出される炭素含有量の低い岩石廃棄物であり、中国におけるボタ石の年間の産出量は、石炭生産高の10%に相当し、中国本土において排出量が最も大きい工業固体廃棄物の1つになっております。ボタ石が長期にわたり堆積されると、広範囲の用地を占有することに加え、大気・地下水の汚染の原因となり得るなど、環境への負担も大きくなります。しかし、ボタ石は再利用が可能な資源でもあり、その総合利用が資源全体の総合利用の重要な要素となっています。

中国国家経済貿易委員会、中国科学技術部が1999年10月に公表した「ボタ石総合利用技術政策ガイドライン」においては、ボタ石の総合利用技術について、炭素含有量、燃焼方式等に関する指針を示しています。近年、中国政府もこのボタ石の問題に注目しており、2005年10月28日に国家発展改革委員会、中国科学技術部と国家環境保護総局が「国家が奨励する資源節約総合利用と環境保護技術について」を共同公布し、さらに、国家発展改革委員会、建設部が2007年1月に公表した「スチーム・発電一体生産及びボタ石総合利用発電プロジェクト建設に関する管理暫定規定」において、ボタ石火力発電所の優先的認可や税制優遇等のボタ石処理・再利用の促進に対する政府による奨励策が講じられております。また、2009年1月1日より施行された「中華人民共和国循環経済促進法」においては、企業が生産過程において産出したボタ石の総合利用が義務付けられています。2011年12月30日に中国国家能源局が公布した「低熱値石炭発電産業健全発展の通知」（国能電力[2011]396号）においては、中国第12次五カ年計画の期間中、ボタ石等総合利用発電所の建設を優先的に実行すること、並びに主要な石炭産出省及び区並びに大型鉱区において低熱値石炭発電事業を促進することが定められております。

中国では、人口の増加、産業化及び都市化の進展により、近年、都市生活から発生する大量のゴミの処理も深刻な問題となっており、当社グループは、ゴミ処理発電所への投資、建設及び運営に関するゴミ処理発電事業も行っております。ゴミ処理発電事業の技術の詳細については、後記「(2) 環境保護技術の内容 固体廃棄物処理事業 (a) ゴミ処

理発電」をご参照下さい。当社の連結子会社のうち、北京博奇及び包頭博奇がゴミ処理発電事業を行っております。

さらに、当社グループは、ボタ石処理・再利用に着目し、2008年からボタ石の洗炭、ボタ石発電所への投資、建設及び運営に関するボタ石発電事業を開始しました。ボタ石発電事業の技術の詳細については、後記「(2) 環境保護技術の内容 固体廃棄物処理事業 (b)ボタ石発電」をご参照下さい。当社の連結子会社のうち、北京博奇環保、北京博奇及び山西寿陽がボタ石発電事業を行っております。

<石炭の配合・販売事業>

高硫黄石炭（硫黄の含有量が多い石炭）の直接の燃焼が、中国における大気汚染の主な原因とされています。近年、発電所等は、石炭を購入するに際して、中国政府の環境保護を重視する方針に基づき、石炭の硫黄含有量を最も重要な要素として考慮するようになってきました。石炭の成分は、その成因や産地、採取する時期によって異なるため、石炭市場においては、大量、高品質、かつ多種類の石炭を安定的に供給できるサプライヤーが求められております。

当社グループは2010年11月の安徽能達の完全子会社化以降、石炭の配合・販売事業も行っており、質の異なる石炭の科学的な分析及び石炭の混合・マッチングを通して、石炭利用効率を向上させ、石炭の使用者の石炭のクリーン燃焼に対する要請に対応します。

石炭の配合・販売事業の技術の詳細については、後記「(2) 環境保護技術の内容 石炭の配合・販売事業」をご参照下さい。当社の連結子会社のうち、北京博奇及び安徽能達が石炭の配合・販売事業を行っております。

<その他>

中国では、近年の人口の増加、産業化及び都市化の進展により、増大するゴミの処理に関する問題のみならず、工業廃水や生活排水による河川等の水質汚染も深刻な問題となっております。2009年1月1日施行の「循環型経済法」によれば、中国政府は経済発展モデルを「大量生産 大量消費 大量廃棄」モデルから「効果的生産 効果的消費 ゼロ・エミッション」モデルへと変更することを目指しています。各企業が、経済活動において新しい経済発展モデルに対応することが要求されることから、環境ビジネスは、中国において有望視されております。かかる経済発展モデルの変更に伴い、当社グループの主要業務である電力分野及び火力発電所に関する環境ビジネスも成長が期待されます。また、循環型経済システムの構築に向け、新規エネルギーの開発を進める一方、中国政府はエネルギー節約を提唱し、エネルギーの有効利用も進めております。

上記の点を踏まえ、当社グループは、発電所廃水、工業廃水及び生活排水等の浄化処理システムの設計、建設、設置及びアフターサービス、並びに市政污水处理及び河川流域に対する浄化プロジェクトに関する排水処理事業を行っております。排水処理事業の技術の詳細については、後記「(2) 環境保護技術の内容 その他 (a) 排水処理」をご参照下さい。当社の連結子会社のうち、北京博奇環保、北京博奇及び鎮江博奇が排水処理事業を行っております。

また、当社グループは、火力発電所や製鉄所等の焼却施設から発生する余熱（余圧、燃焼可能排ガスを含みます。）を利用して企業の生産活動や市民の生活活動で利用可能な電力に変換する発電設備の設計、建設、設置及びアフターサービスに関する余熱発電事業にも業務分野を広げております。余熱発電事業の技術の詳細については、後記「(2) 環境保護技術の内容 その他 (b)余熱発電」をご参照下さい。当社の連結子会社のうち、北京博奇環保、北京博奇及び浙江博奇が余熱発電事業を行っております。

当社グループは、上記のような中国における環境問題についての対策を提供する環境保護システムの設置プロジェクトの受注・管理を行う総合的な環境保護ソリューション企業です。当社グループが提供する環境保護ソリューション業務の区分及びその概要は以下の通りです。

排煙脱硫・脱硝事業	炉外脱硫	石炭火力発電所の排煙から硫酸化物を除去するための排煙脱硫システムの設計、建設、設置及びアフターサービスを行うプロジェクトの元請負工事。
	炉内脱硫	ボタ石火力発電所のボイラーの内部の脱硫システムを設計、建設、設置及びアフターサービスを行うプロジェクトの元請負工事。
	排煙脱硝	石炭火力発電所の排煙からの窒素酸化物を除去するための排煙脱硝システムの設計、建設、設置及びアフターサービスを行うプロジェクトの元請負工事。
固体廃棄物処理事業	ゴミ処理発電	ゴミ処理発電所への投資、建設及び運営事業を行う元請負工事。
	ボタ石発電	ボタ石の洗炭、ボタ石発電所への投資、建設及び運営事業を行う元請負工事。
石炭の配合・販売事業	石炭の配合・販売	質の異なる石炭の科学的な分析及び石炭の混合・マッチングを通して、石炭利用効率を向上させ、石炭の使用者の石炭のクリーン燃焼に対する要請に対応する石炭を提供する事業。
その他	排水処理	発電所廃水、工業廃水及び生活排水等の浄化処理システムの設計、建設、設置及びアフターサービスを行うプロジェクトの元請負工事、並びに市政汚水処理及び河川流域水処理事業への投資、建設及び運営。
	余熱発電	火力発電所や製鉄所、化学工場等の焼却施設から発生する余熱（スチーム、高温排ガスを含みます。）を利用して、企業の生産活動や市民の生活活動で利用可能な電力に変換する発電設備の設計、建設、設置及びアフターサービスを行うプロジェクトの元請負工事。

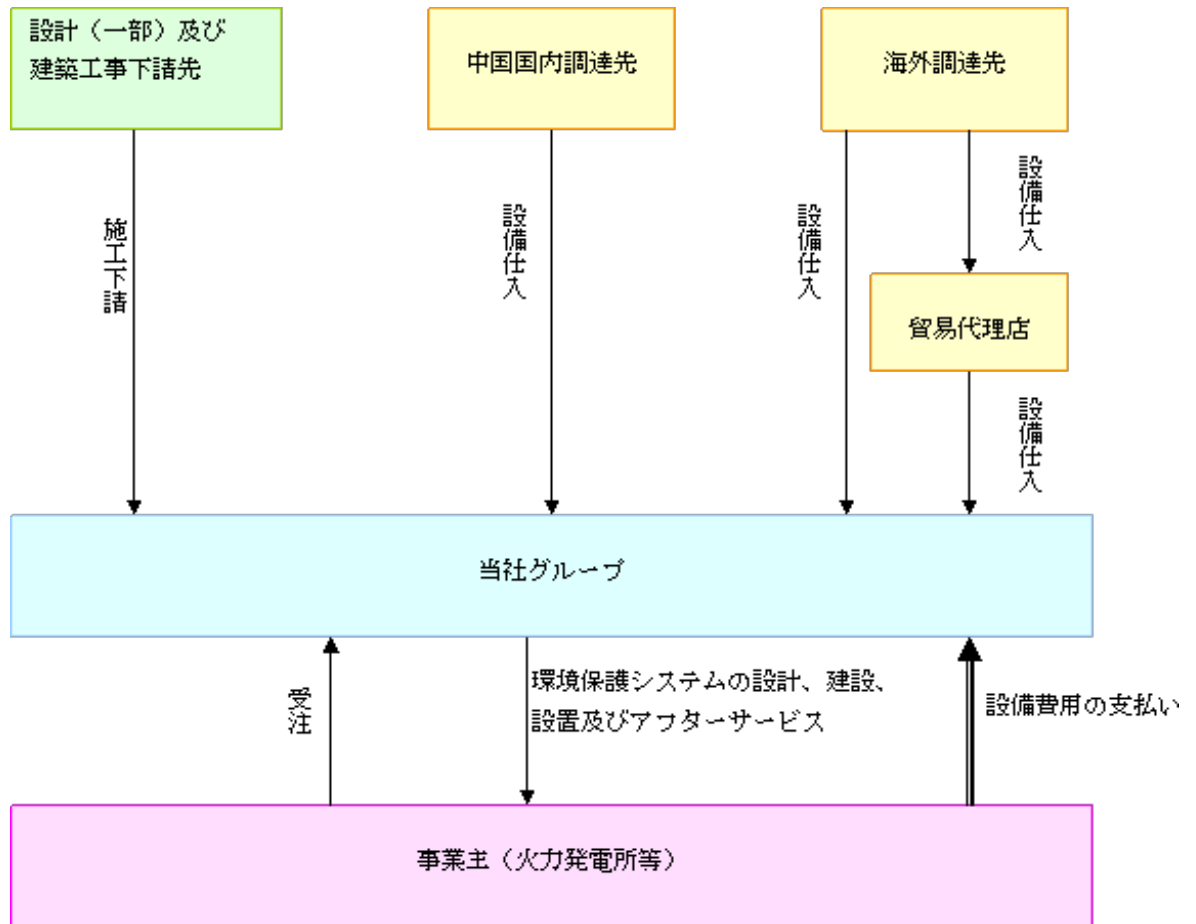
事業系統図

当社グループは、主要業務である排煙脱硫・脱硝事業において、事業主である火力発電所等（多くの場合は、電力会社ではなくその子会社が事業主になります。）との間で環境保護プロジェクトの受注契約を締結し、元請業者としての責任を負い、環境保護システムの設計、建設、設置及びアフターサービスに関するすべてのソリューションを提供します。当社グループは、業務の一部を入札により外部に委託しますが、環境保護ソリューション企業として、プロジェクトの工程管理及び環境保護システムの設計の中核部分を自ら行い、ノウハウの蓄積及び技術革新に努めております。

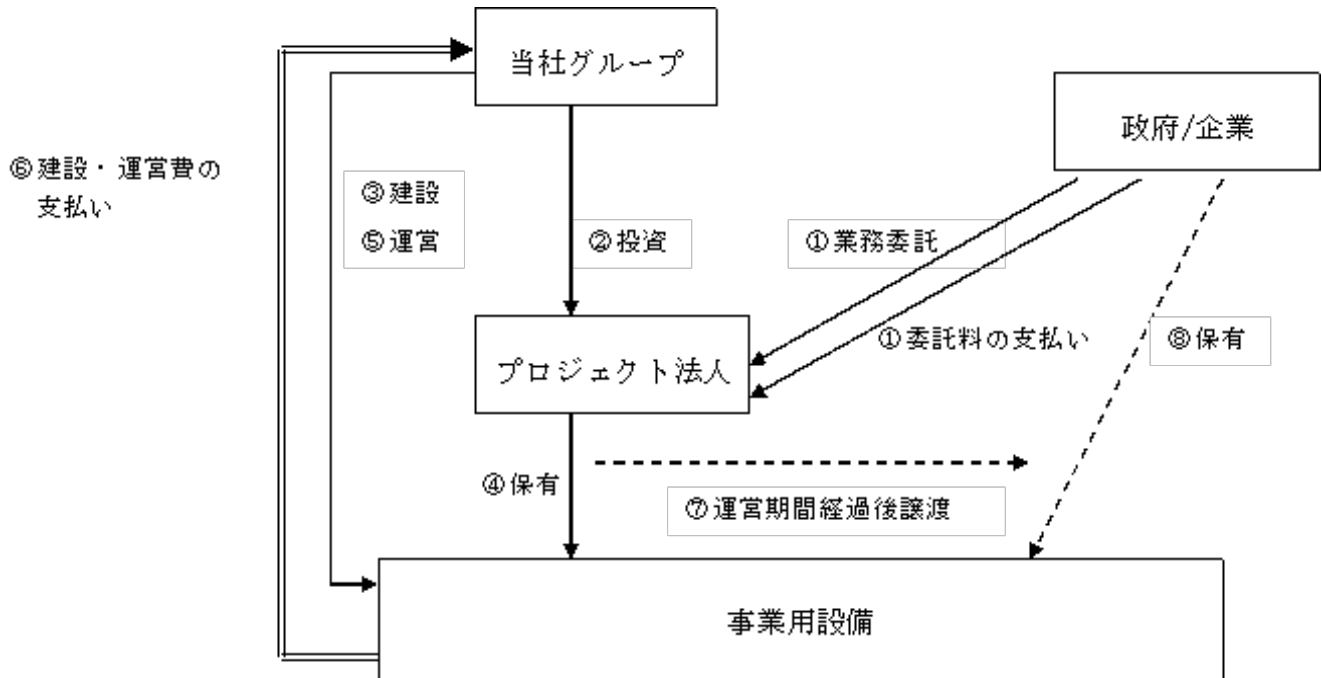
また、固体廃棄物処理事業及びその他に関しては、当社グループは、投資、建設及び運営を行っております。

当社グループは、排煙脱硫・脱硝事業、固体廃棄物処理事業及びその他のいずれについても、後記「(3) プロジェクトの受注モデル」で説明するEPC方式またはBOT方式により、事業を行っております。EPC方式またはBOT方式における事業系統図は、以下の通りです。

< E P C方式 >



< B O T方式 >



- 当社グループへの収入の流れ
- 業務等の流れ
- - - 将来の関係

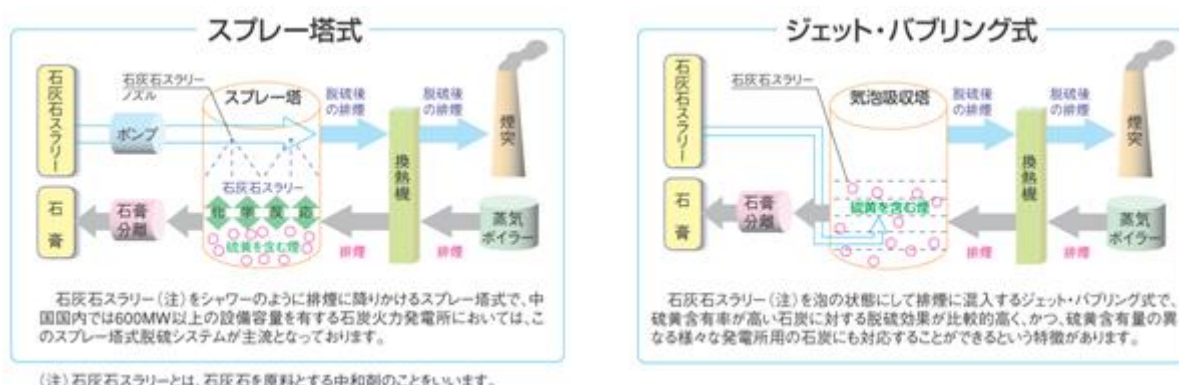
(2) 環境保護技術の内容

排煙脱硫・脱硝事業

(a) 炉外脱硫

脱硫システムがボイラーの外部に設置される炉外脱硫においては、排煙から硫酸化物を除去するために、排煙をアルカリ性の物質と混合させて硫酸化物を中和する必要があります。価格の安さから、石灰石を中和剤として利用するのが一般的で、当社グループも石灰石を利用した技術を利用しております。中和の方法は、中和剤が脱硫過程において乾燥しているかどうかによって乾式と湿式に分類されますが、湿式が主流です。当連結会計年度末現在、当社グループが受注した脱硫プロジェクトの多くも湿式であり、乾式の脱硫プロジェクトは一部にとどまります。

湿式脱硫には、中和剤をシャワーのように排煙に降りかけるスプレー塔式や中和剤を泡の状態にして排煙に混入するジェット・バブリング式等が存在します。中国国内では600MW以上の設備容量を有する石炭火力発電所においては、スプレー塔式脱硫システムが主流となっております。スプレー塔式脱硫とジェット・バブリング式脱硫の中和方法は、下図の通りです。



乾式脱硫は、固体の中和剤を使用し、湿式脱硫のように多くの水を必要としないため、水の供給の少ない地域における発電所の脱硫に適しておりますが、比較的小規模な発電所にのみ適用可能な脱硫方法であり、大規模な発電所への適用例は少数にとどまっております。

(b) 炉内脱硫

脱硫システムがボイラーの内部に設置される炉内脱硫は、石炭を細かく粉砕し、炉内に脱硫システムを設置して炉内を高温にし、石炭粒子を浮遊させて燃焼効率を高め、石炭を燃焼すると同時に脱硫効果を生じさせる方法です。このため、炉内の脱硫システムの設計が非常に重要になる脱硫方法です。炉内脱硫は、通常、石炭火力発電所では利用されず、特に高度の燃焼効率が求められるボタ石発電所において利用されております。

(c) 排煙脱硝

窒素酸化物を含む煙の排出による環境汚染を防ぐためには、排煙をアルカリ性の物質と混合して窒素酸化物を中和させる必要があります。通常、他の物質に還元を発生

させる物質である還元剤としてアンモニアを利用することにより、窒素酸化物は水と窒素に分解されます。

固体廃棄物処理事業

(a) ゴミ処理発電

ゴミの無害化処理方法には埋立法、焼却法、堆肥法及び資源化総合処理法等があります。従来主流な処理方法である埋立法は、大量の土地を占有するだけでなく、毒性の強い有害ガスを排出するおそれがあります。ゴミの無害化、減量化及び資源化を図るために、世界各国はゴミ処理発電技術を開発しています。主要な処理方法としてはゴミ埋立メタンガス発電技術及びゴミ焼却発電技術がありますが、当社グループはゴミ焼却発電技術を利用しております。

(b) ポタ石発電

当社グループでは、現在、ポタ石の洗炭及びポタ石を利用した発電所への投資、建設及び運営事業を行っております。ポタ石発電所とは、炭鉱採掘及び選鉱・洗鉱過程において発生する石炭屑（ポタ石）を利用して発電を行う発電所のことです。ポタ石による発電には高度な技術が必要となります。当社グループは、ポタ石発電所への投資、建設及び運営を行い、ポタ石発電所への高度な環境保護ソリューションの提供を行っております。

石炭の配合・販売事業

当社グループでは、現在、石炭の配合・販売業務を行っております。石炭の成分は、その成因や産地によって異なり、また、同じ炭鉱、更には同じ石炭層において採取される場合であっても、採取する時期により石炭の成分が異なる場合があります。発電所等が求めているのは硫黄含有量が少なく、燃焼効率の良い石炭であります。当社グループは、産地が異なり成分が異なる石炭を石炭ヤードに集め、ベルトコンベアを用いながら配合量を調整し、均一的で安定した品質の石炭を提供することができます。

当社グループは、このように質の異なる石炭の科学的な分析及び石炭の混合・マッチングを通して、石炭利用効率を向上させ、石炭の使用者の石炭のクリーン燃焼に対する要請に対応します。

その他

(a) 排水処理

当社グループでは、現在、石炭火力発電所の廃水処理業務を行っております。廃水処理の技術としては、凝集・沈殿・中和という一連のプロセスをもって行われる方法が最も一般的ですが、他に微生物を用いて有機物を分解する方法等もあります。当社グループでは、各プロジェクトに最適と考えられる技術を利用しております。また、当社グループは市政污水处理、河川流域水処理事業の投資、建設及び運営もスタートしております。なお、今後は、工業廃水ではない一般的な消費者排水の処理や逆浸透膜技術を用いた海水淡水化業務の開発も目指しております。

(b) 余熱発電

当社グループでは、エネルギーの節約及び有効利用を図るため、火力発電所、製鉄所や冶金工場等に対して、発電所や製鉄所等の焼却施設から発生する余熱（スチーム、高温排ガスを含みます。）を利用して、企業の生産活動や一般の生活活動で利用可能な電力に変換する設備の設計、建設、設置及びアフターサービスを行っております。

(3) プロジェクトの受注モデル

当社グループの行っている排煙脱硫・脱硝事業、固体廃棄物処理事業及びその他のいずれにおいても、プロジェクトの受注に先立って、個別のプロジェクトごとに、入札手が事業主によって行われます。入札手続には一定の要件を充たせばどの業者でも参加することができる公開入札制度のほか、事業主から招待された業者だけが参加することができる招待入札制度が存在します。但し、特に排煙脱硫プロジェクトにおいては、ほとんどの場合、公開入札が採用されており、当社グループが落札したプロジェクトもすべて公開入札によるものです。公開入札及び招待入札のいずれにおいても、落札業者の決定に際しては、入札価格の高低のみによらず、施工能力、実績、事業主との系列関係の有無等も考慮されます。さらに、落札後に現実に事業主とプロジェクト受注契約を締結するまでには、プロジェクトの技術仕様及び受注金額を含めた交渉を経なければなりません。

当社グループのプロジェクトの受注方式としては、以下のEPC方式とBOT方式の二つがあります。

EPC方式

EPC（Engineering Procurement Construction）方式とは、3つの要素、つまりE（Engineering 工事設計）、P（Procurement 設備及び資材の調達、検査及び管理）、及びC（Construction 設備及び資材の建築及び据付工事）を総合的に請け負う方式をいいます。当社グループが行っている受注方式の大半はEPC方式によります。

EPC方式において、当社グループは、プロジェクトの工程管理及び環境保護システムの設計の中核部分を自ら行い、設計の一部及び建築・設置工事の全部を外注し、設備及び資材は中国内外から外部調達しております。プロジェクト工程の完了後、当社グループは、第三者及び政府環境保護部門による検査の合格を条件に、環境保護システムを事業主に対して引き渡しております。

EPC方式における一般的な資金の流れは以下の通りです。

まず、当社グループからの支払については、仕入先及び外注先に対して、工事の進捗状況に応じて行っております。工事の進捗状況の判定は、監理と呼ばれるエンジニアリングに関する国家資格を有する専門家が第三者の立場で行います。他方で、当社グループへの支払については、当社が標準的と考えるケースにおいては、事業主が、プロジェクト受注契約締結後、初期の段階で契約総額の約10%に相当する前払金を支払い、その後は、監理が毎月工事の進捗状況等に応じて、前払金も含めた累計支払額が契約総額の約90%に達するまで、毎月、事業主側による進捗状況について監理の承認を得た後1ヶ月以内に支払いをするという方法で行われております。当社グループのプロジェクトにおいては、概ね18ヶ月から24ヶ月程度で工事が完成しますが、その後も、事業主は残額の約10%相当については品質保証金として当社グループへの支払を留保し、工事完成後約1年程度の運転が行われて検査に合格した後、事業主は残額の約10%に相当する品質保証金相当額を当社グループに支払います。

なお、上記の金額、条件及び年限は当社グループが想定する標準的なモデルであり、現実のプロジェクトとは必ずしも一致しません。また、事業主側の承認手続に時間を要すること、当社グループへの支払が延滞することもあります。当社グループは、与信管理及び債権管理に努めておりますが、事業主との関係及び中国における商慣行も考慮し、概ね3ヶ月以内の延滞については正常な回収期間と考えております。さらに、試運転（テスト運行）の開始時期については、当社グループ（工事遅延等）又は事業主（事業主の設置する装置の故障や発電所の稼働を優先させる等）の事情により、遅延することがあります。

BOT方式

BOT（Building, Operating and Transferring Agreement）方式とは、企業間又は企業と政府の間の協議を通じてシステムの建設、運営及び移転を取り決めるものです。当社が現在行っているBOT方式によるプロジェクトのモデルは

以下の通りです。

環境保護システムのプロジェクトには相当額の資金が必要となることから、資金面の手当が難しい事業主も少なからず存在します。BOT方式では、当社グループと事業主が共同で又は当社グループが単独でプロジェクトのための法人（以下「プロジェクト法人」といいます。）を設立し、プロジェクト法人が環境保護システムの保有主体となることが想定されております。当社グループは、プロジェクト遂行のためのプロジェクト法人への出資及び貸付先の確保のほか、プロジェクト法人の資金不足が生じた場合には、事実上、プロジェクト法人への追加的資金供与を求められることになることが考えられます。当社グループは、プロジェクトの完工及びプロジェクト法人の運営につき一切のリスクを負い、約2年程度で環境保護システムを完成させ、その後は契約で定めた運営年限（通常20年程度）に基づいてプロジェクト法人の運営を受託し、運営期間の満了時（環境保護システムはその後約10年程度使用可能）にプロジェクト法人の株式を事業主に譲渡するものと思われま。なお、上記の条件及び年限は当社グループが想定する標準的なモデルであり、現実のプロジェクトが必ずそのような方式で実行されることになるとは限りません。

BOT方式の採用にあたっては、技術面・資金面を含めたプロジェクトの実現可能性、運営年限中に予想されるリスクの度合い、当社グループの収益性等を総合的に考慮した上で、その可否を判断します。

(4) 当社グループの強み

当連結会計年度の実績

当社グループの排煙脱硫・脱硝事業は、中国の市場において主導的な地位を占めております。

中国の石炭火力発電所は発電機の設備容量により、主として、100MW級、200MW級、300MW級、600MW級、1,000MW級の5種類に分類することができます。設備容量が大きいほど発電効率が高まることもあり、近年では各種類の火力発電所の構成の最適化を図った結果、火力発電所の大容量化、大パラメーター化が進むとともに、用水節約等の環境保護への意識も高まってきました。

なお、2011年12月31日現在までに当社グループが受注した排煙脱硫・脱硝事業、固体廃棄物処理事業、石炭の配合・販売事業及びその他に関するプロジェクトは、下表の通りです。

番号	プロジェクト名	容量等級	現 状
F01	山西寿陽ボタ石発電所炉内脱硫プロジェクト（注3）	300MW×2基	建設 中断
F02	雲南?東発電所 第二期脱硫プロジェクト	600MW×4基	2基 稼働中
F03	江蘇国信靖江発電所 脱硫プロジェクト	600MW×2基	建設中
F04	内モンゴル興安スチーム発電所 脱硫プロジェクト	330MW×2基	建設中
F05	江蘇国信射陽港発電所 脱硫プロジェクト	660MW×2基	1基 稼働中
F06	中国成達工程公司脱硫プロジェクト	330MW×1基	建設中
F07	山東荷沢玉皇化工有限公司半乾式法脱硫プロジェクト		建設中
F08	華能秦嶺発電所脱硫プロジェクト	600MW×2基	1基 稼働中
F09	江西?業有限公司聯?工事火力発電所アンモニア法排煙脱硫プロジェクト	260t/h×3基	建設中
F10	国信淮陰発電所第二期脱硫プロジェクト	300MW×1基	稼働中
F11	首鋼鈹業公司焼結所半乾式脱硫プロジェクト		稼働中
F12	山西金象煤化工有限公司半乾式脱硫プロジェクト	35t/h×2基	建設中
F13	臨安恒康熱電有限公司2号プラント排煙脱硫集塵プロジェクト	50t/h×1基	建設中
F14	南煤龍川電場 アフターサービス・メンテナンスプロジェクト	135MW×2基	実行中
F15	華潤賀州発電所脱硫プロジェクト	1000MW×2基	建設中
F16	雲南?東発電所脱硫改造プロジェクト	600MW×6基	建設中
F17	華能山東嘉祥発電所脱硫改造プロジェクト	330MW×2基	1基 稼働中
F18	西部鈹業股?有限公司唐湖電力分公司脱硫改造プロジェクト	135MW×2基	建設中
F19	山東海化集团有限公司脱硫プロジェクト	600t/h×4基	稼働中
F20	横店集団浙江英洛華化工有限公司熱風炉半乾式排煙脱硫除塵プロジェクト	熱風炉（排出ガス量60000m ³ /h）×2基	建設中
F21	河南龍宇煤化工有限公司二期脱硫プロジェクト	220t/h×2基	建設中
F22	寧夏發電集團六盤山熱電発電所脱硫システム オペレーション・メンテナンスプロジェクト	330MW×2基	実行中
F23	貴州中電電力有限責任公司FGDオペレーション・メンテナンスプロジェクト	300MW×2基	実行中
F24	国投北疆発電所一期脱硫システム オペレーション・メンテナンスプロジェクト	1000MW×2基	実行中

F25	淮陰脱硫システム オペレーション・メンテナンスプロジェクト	300MW × 1基	実行中
F26	六盤山石炭輸送システム オペレーション・メンテナンスプロジェクト	-	実行中
F27	大唐陽城発電有限公司7号、8号ユニット脱硫改造プロジェクト	600MW × 2基	稼動中
F28	内モンゴル康巴什熱電所脱硫プロジェクト	350MW × 2基	建設中
F29	国電漢川発電有限公司脱硫プロジェクト	1000MW × 2基	建設中
F30	重慶旗能電?有限公司脱硫プロジェクト	330MW × 2基	建設中
F31	中国機械設備工程股?有限公司トルコIZDEMIR超臨界火力発電所脱硫プロジェクト	350MW × 1基	建設中
F32	棗庄華潤紙業有限公司脱硫プロジェクト	130t/h × 1基 +150t/h × 1基	建設中
F33	河南煤業化工集団洛陽永龍能化有限公司排煙脱硫除塵プロジェクト	240t/h × 2基	建設中
F34	山西神頭発電有限責任公司3号、4号、5号、6号ユニット脱硫システム オペレーション・メンテナンスプロジェクト	200MW × 4基	実行中
F35	江蘇淮陰発電有限公司脱硫システム オペレーション・メンテナンスプロジェクト	300MW × 1基	実行中
F36	貴州中電電力有限公司脱硫システム オペレーション・メンテナンスプロジェクト	300MW × 2基	実行中
N01	雲南?東雨汪能源有限公司2号、4号ユニット脱硝プロジェクト	600MW × 2基	稼動中
N02	威信第一期脱硝プロジェクト	600MW × 1基	建設中
N03	山東華潤濟寧発電有限公司脱硝プロジェクト	600MW × 2基	建設中
N04	寧夏水洞溝一期脱硝プロジェクト	660MW × 2基	稼動中
N05	河北任丘脱硝システム アンモニアシステム、電気ブロック及びコントロールシステムの設計・設備提供プロジェクト	350MW × 2基	建設中
N06	ベトナムVungAng脱硝システム アンモニアシステム、電気ブロック及びコントロールシステムの設計・設備提供プロジェクト	600MW × 2基	建設中
N07	威信雲投粵電扎西能源有限公司第一期脱硝プロジェクト（2号ユニット）	600MW × 1基	建設中
N08	中国機械設備工程股?有限公司トルコIZDEMIR超臨界火力発電所脱硝プロジェクト	350MW × 1基	建設中
R01	包頭博奇環保ゴミ処理発電プロジェクト	12MW × 3	建設中

- (注) 1. 上記プロジェクトの稼動/建設状況は、2011年12月31日時点のものです。
2. 「F」は排煙脱硫事業（炉外脱硫及び炉内脱硫の両方を含みます。）、「N」は排煙脱硝事業、「W」は排水処理事業、「R」はゴミ処理発電事業のプロジェクトであることを示します。
3. 山西寿陽ボタ石発電所炉内脱硫プロジェクトについては、当社グループは、当初、排煙脱硫事業を請負いましたが、その後、当社グループが当該発電所への投資を行ったことにより、ボタ石事業に分類されております。なお、当プロジェクトは、2010年1月に晋中市発展改革委員会の審査、2010年8月に山西省発展改革委員会の審査がそれぞれ終わり各委員会の許認可を取得しましたが、国家発展改革委員会能源局からの最終許認可がまだ得られておらず、現在、同局の審査の結果を待っている状態です。そのため、現在は、建設予定地の造成工事や設備資材の一部の発注等までを行った状態で、当該最終許認可を取得するまでの期間、当プロジェクトに係る建設工事を中断しております。国家発展改革委員会能源局による許認可は政府の行政行為であり、また、中国政府の政策や法規制の変更により許認可の取得に要する期間が変動するため、当該許認可が得られる時期を当社が予測することは困難です。当社は、最終許認可が得られ次第、速やかに建設を再開する予定です。
4. 「稼動中」とは、排煙脱硫・脱硝事業に関する設備、ボタ石発電やゴミ処理発電に関する設備、排水処理、余熱発電に関する設備の建設が完了し、実際に事業の運営が行われている状態のことをいいます。
5. 「建設中」とは、プロジェクトを受注したが、排煙脱硫・脱硝事業に関する設備、ボタ石発電やゴミ処理発電に関する設備、排水処理、余熱発電に関する設備の建設が完了していない状態をいいます。
6. 「実行中」とは、オペレーティング及びアフターサービス・メンテナンス作業が行われている状態をいいます。

技術的優位性

当社グループは、優れたプロセッシング技術と研究開発力を有しております。当社グループは、排煙脱硫事業においては、二種類の湿式脱硫技術（スプレー塔式とジェット・バブリング式）及び一種類の乾式脱硫技術を有しているため、多様な脱硫環境に対応していくことができるという技術的優位性を有しております。また、当社グループは、600MWを超える大規模発電所の脱硫プロジェクトにも対応可能な技術を備えており、2011年12月31日現在、1,000MW発電所脱硫プロジェクト9件につき受注契約を締結し、そのうち、5基が稼動しています。当社グループは、独自の研究開発力を強化するとともに、「新技術の導入・消化・吸収・イノベーション」との方針のもと、新技術も積極的に採用することにより、様々な種類の石炭に対応する脱硫技術を中国国内の市場に適合させることと研究開発力の向上を図るほか、新規事業に備えた技術開発の強化及び研究開発活動の成果を事業に転じる能力を向上させます。

アフターサービス・メンテナンスプロジェクトにおける優位性

アフターサービス・メンテナンスプロジェクトにおいては、とりわけ「サービス」と「技術」が重要となります。当社は従来から、アフターサービスプロジェクトの充実を長期的経営目標とし、重要視してきました。そして、多数のプロジェクトの実施により、専門の人材陣が育成されたほか、専用の機器設備も充実し、システム試運転及びオペレーションにおいて、ノウハウ及び実力を有しております。アフターサービス・メンテナンスプロジェクトは、脱硫システム・オペレーション、システム点検、備品供給等、事業主に多種多様なサービスを提供するものです。当社は2009年5月に、初めて「脱硫ドクター」というブランドを打ち出し、中国初の専門的脱硫システム・メンテナンス・ソリューションとして、事業主に最も専門的なソリューションを提供してまいります。

人材優位性

当社グループの社員のうち、研究・開発・設計スタッフは社員全体の22%を占めており、そのうち多くは大手電力設計院、化学工業設計院等の研究・開発機関での勤務経験を有し、かつ日本において研修を行っており、日本の技術に匹敵する最先端の技術を有しております。また、当社グループは、請け負ったプロジェクト全ての設計を社内の設計者に担当させることで、ノウハウを蓄積してきました。さらに、当社の役員はいずれも大手環境保護企業、大手電力会社等での勤務経験を有し、環境保護業界における、市場開拓、技術開発力、工事建設、管理・資本運営等に関する豊富な経験と、業界内での知名度や、影響力、幅広い人脈等を有しております。

コスト優位性

当社グループは、目標原価の設定及び予算管理を推進しており、価格における競争優位性の確立を目指しています。細部にわたるマネジメントの強化や業務の流れの最適化により効率性の向上を図ります。また、原価・予算の指標化を実施します。設備調達につきましては、優れたサプライヤーとの長期協力関係を構築し、仕入のルールを作成し、集中調達を行います。さらに、プロジェクト設計の標準化・最適化を徹底し、設計の最適化に利用するプラットフォームを構築するほか、プラント設計用3次元CADであるPDMS（Plant Design Management System）を広く採用します。これらに加え、プロジェクト建設現場への管理も強化します。かかる原価削減方策を講じることにより、目標原価の設定及び予算管理を構築・推進します。

独立系企業

中国の排煙脱硫・脱硝に関する企業には、電力会社の系列企業が多く見られますが、当社グループは、現在は電力会社から独立した企業となっており、様々な事業主から受注を受けることが可能となっております。

(5) 当社グループに関連する中国の主な法規制

中国政府による主な環境規制

1998年1月に公布された「国務院による酸性雨抑制区及び二酸化硫黄汚染抑制区の問題に関する回答」は、燃料（石炭）の硫黄含有率が1%を超える火力発電所の新設又は増設に際し、脱硫システムの設置を義務付けており、既存発電所でも、燃料（石炭）の硫黄含有率が1%を超えるものについては、2010年までに、脱硫システムの設置等、二酸化硫黄の排出を削減する措置を完了させることを義務づけております。

また、2000年4月に公布された「中華人民共和国大気污染防治法」（中華人民共和国主席令第32号）は、法定の排出基準を上回る量の二酸化硫黄を排出する発電所の新設又は増設に際して脱硫システムの設置を義務づけており（同法第30条）、その具体的な排出基準については、2003年12月に公布された「火力発電所大気汚染物排出基準」に規定されております。2011年7月29日に中国環境保護部及び国家質量監督検査総局が公布し、2012年1月1日から施行された「火力発電所大気汚染物排出基準」（GB13223-2011）において、窒素酸化物、二酸化硫黄及び排煙の排出制限値は更に厳格になり、新たに水銀の排出量にも上限値が設けられました。また、2003年2月に公布された「汚染物排出費徴収標準管理方法」（国家経済貿易委員会令第31号）の付則「汚染物排出費徴収標準及び計算方法」第2章第1条によると、排出される汚染物質の種類と量に基づき排出費を中国政府に納めなければなりません。

以上は、当社グループの排煙脱硫・脱硝事業に関連する法規制です。

また、2008年2月には「中華人民共和国水質汚染対策法」が公布されております。同法によれば、県レベル以上の地方人民政府は財政支出及びその他のルートを通じて資金調達し、都市部・町の污水集中処理施設及び関連パイプラインを建設することが必要になりました。これは、当社グループの排水処理事業に関連する法規制です。

さらに、環境保護全体に関連する法規制としては、2008年8月には「中華人民共和国循環経済促進法」が公布されております。同法により、企業は生産過程において発生する焼却飛灰、ボタ石、選鉱クズ、廃棄物、排気ガス等の工業廃棄物を総合利用することが必要になりました。当該規定は、農業生産者及び関連企業に対して、適切な技術にて、農作物の糞、牧畜糞便、農産物加工業副産物等の総合利用も奨励しています。また、同月に中国国務院により公布された「公共機関省エネルギー条例」では、公共機関に対し、エネルギーの有効活用を奨励しています。また、2006年9月より中国

・国家発展改革委員会、財政部、中国税務総局が公布した「資源総合利用認定管理方法」によれば、中国政府は資源の有効利用を奨励し、資源節約型社会の構築を図っております。また、余熱発電事業も奨励される対象となっております。

当社グループによるプロジェクトの受注に関する主な規制

1999年8月に公布された「中華人民共和国入札募集及び入札法」（中華人民共和国主席令第21号）第3条によると、大型インフラ施設、公用事業等の工事建設プロジェクトを実施する場合必ず入札を行うこととされております。なお、2011年12月20日に中国国務院が公布し、2012年2月1日から施行された「中華人民共和国入札募集及び入札法実施条例」（中華人民共和国国務院令第613号）の第2条によると、入札募集及び入札法第3条における工事建設プロジェクトは、工事及び工事建設に関する貨物、サービスを指しています。そのうち、工事とは建設工事を指し、建築物及び構築物の新築、改築、拡張及びそれに伴う内装・外装、取壊し作業、修繕作業等を含みます。工事建設に関する貨物は工事の一部であり、かつ工事の実施に必要な設備、材料等を指し、工事建設に関するサービスは工事完成に当たって必要となる調査、設計及び監理などのサービスを指しています。当社グループの事業のうち、石炭火力発電所における排煙脱硫・脱硝システムに関するプロジェクトは、かかる入札の対象になります。

入札の種類には、公開入札のほか、招待入札（事業主から招待された3社以上の業者だけが入札を行うことができる入札方法）があります。公開入札及び招待入札のいずれにおいても、落札業者の最終決定に際しては、入札価格の高低のみによらず、業者の施工能力、実績、事業主との系列関係の有無等も考慮されるほか、落札後に現実に事業主とプロジェクト受注契約を締結するまでには、プロジェクトの技術仕様及び受注金額を含めた交渉を経なければなりません。なお、入札法において談合は、刑事罰を含む厳重な処罰の対象となっております。

中国国務院が2008年7月に公布した「対外工事・労務請負契約管理条例」は、国家が対外工事・労務請負契約を奨励し、対外工事・労務請負契約の品質とレベルを向上させることを目的としており、当社グループの海外事業は当該条例による規制を受けます。海外プロジェクトを受託するには、政府より交付される所定の資格を取得し、政府の所轄部門に許可を申請しなければなりません。

2011年12月7日、中国商務部、中国銀行業監督管理委員会、中国保険監督管理委員会が公布し、2012年1月15日から施行された「対外工事・労務請負契約の入札（指名入札）管理方法」（商務部 銀監会 保監会令2011年第3号）によると、対外工事・労務請負の資格を獲得した企業による中国国外建設案件又は入札若しくは指名入札によるもので対外工事・労務請負契約の契約額が500万ドル以上の中国国外建設案件については、入札又は指名入札までに当該規定に基づいて中国商務部による対外請負契約の監査が行われます。対外請負契約の許可を得た企業は、国内金融機関に対して関連工事の保証、信用貸付、信用保険を申請することができますが、かかる申請を行うときには、「許可証」等の関連資料を提出しなければならず、国内金融機関は当該規定に基づく監査を受けた上で対外請負契約を締結した企業以外の企業に保証、信用貸付、信用保険を提供することはできません。当社グループが対外工事・労務請負契約の契約額が500万ドル以上の中国国外建設案件を請負う場合、かかる規制に従わなければなりません。

当社グループの事業に関する主な規制

当社グループの事業である排煙脱硫・脱硝事業、固体廃棄物処理事業及びその他のいずれも、建築や設計に関わる事業です。

1997年11月に公布された「中華人民共和国建築法」（中華人民共和国主席令第91号）によると、建築活動に従事する建築施工企業、実地調査企業、設計企業及び工事監理企業は、その所有する登録資本、専門技術者、技術設備、完成した建築工事実績等の資格条件に従って、それぞれの資格等級に分類されることになっております。資格検査に合格した後に、相応する等級の資格証書を取得し、その資格等級が許可する範囲内の建築活動のみに従事することが認められています。

設計に関しては、当社グループは、建築法に基づく条例である建設プロジェクト実地調査設計管理条例に基づいて、既に工事設計電力、市政公用業界設計資格証書及び工事設計環境工事専門設計資格証書を取得し、その資格等級が許可する範囲の工事設計業務を請け負うことができます。当社グループが取得している設計資格証書に関しては、後記「第3 事業の状況 4 事業等のリスク (4) 主要事業の許認可及び法的規制について」をご参照下さい。また、当社グループは、設計以外に工事総請負業務に関しても、上記の設計資格等級が許可する工事プロジェクトの範囲内で工事総請負業務に従事できるとされております。

建築活動に関しては、当社グループは、直接には建築活動を行わず、当社グループの業務に必要な範囲の建築業務は、建築施工会社に委託しております。当社グループは、入札法に基づき建築施工会社を決めておりますが、中国建築法に基づき、そのプロジェクト規模等に相応する資格証書をもっている建築施工会社のみが応札できる仕組みとなっております。

さらに、コンサルティング業務に関しては、「プロジェクトコンサルティング単位資格認定規則」によれば、相応の等級の資格証書を取得しなければ、その資格等級が許可する範囲内のプロジェクトに関するコンサルティング活動に従事することはできないとされております。当社グループが取得している資格証書については、後記「第3 事業の状

況 4 事業等のリスク (4) 主要事業の許認可及び法的規制について」をご参照下さい。

4【関係会社の状況】

(1) 親会社の状況

当社には、親会社はありません。

(2) 連結子会社の状況

2011年12月31日現在

名称	住所	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合	払込資本金	関係内容
(ベスト・エンバイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー・カンパニー・リミテッド) Best Environmental Solutions Technology Co., Ltd.	(パセア・エステート、ロードタウン、トートラ、英領バージン諸島) Pasea Estate, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	設備の輸入	100%	45,819,992.94 米ドル	兼任なし 但し、当社が法人取締役に就任しています。 取引関係なし
北京聖邑天成環保科技有限公司	中華人民共和国 北京市朝陽区	持株会社	100%	371,500,000 人民元	取締役の兼任 1人 取引関係なし
北京博奇環保科技有限公司	中華人民共和国 北京市海淀区	排煙脱硫・脱硝、 固体廃棄物処理	100% (100%)	425,000,000 人民元	取締役の兼任 1人 取引関係なし
北京博奇電力科技有限公司(注3)	中華人民共和国 北京市豊台区	排煙脱硫・脱硝、 固体廃棄物処理、その他	100% (100%)	400,000,000 人民元	取締役の兼任 5人(注4) 取引関係なし
浙江博奇電力科技有限公司	中華人民共和国 浙江省杭州市	排煙脱硫・脱硝、 その他	100% (100%)	20,000,000 人民元	取締役の兼任 1人 取引関係なし
包頭市博奇環保新能源有限責任公司(注5)	中華人民共和国 内蒙古自治区包頭市	固体廃棄物処理 (ゴミ処理発電)	96% (96%)	10,000,000 人民元	取引関係なし
鎮江博奇水務有限公司	中華人民共和国 江蘇省鎮江市	その他(排水処理)	100% (100%)	16,600,000 人民元	取引関係なし
山西寿陽明泰国能發電有限公司(注6)	中華人民共和国 山西省晋中市寿陽県	固体廃棄物処理 (ボタ石発電)	97.35% (97.35%)	340,000,000 人民元	取締役の兼任 1人 取引関係なし

名称	住所	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合	払込資本金	関係内容
江西井冈山博奇环保科技有限公司（注3）	中華人民共和国 江西省吉安市	火力発電所の排煙脱硫施設の建設、運営及びメンテナンス	100% （100%）	81,000,000 人民元	取引関係なし
安徽能達燃料有限公司（注3）	中華人民共和国 安徽省合肥市	石炭の配合・販売	100% （100%）	20,000,000 人民元	取引関係なし

- (注) 1. 上記以外に当社グループの子会社はありません。上記の子会社のすべてが特定子会社に該当します。
2. 議決権に対する提出会社の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
3. 北京博奇電力科技有限公司、江西井冈山博奇环保科技有限公司、安徽能達燃料有限公司については、第9期連結会計年度における売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- なお、以下の表示は日本の会計基準による金額です。
- 主要な損益情報等

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

	北京博奇電力科技有限公司	江西井冈山博奇环保科技有限公司	安徽能達燃料有限公司
売上高	755,539 (9,313,275)	127,865 (1,576,151)	306,234 (3,774,844)
経常利益又は経常損失 ()	33,528 (413,288)	34,013 (419,263)	5,647 (69,607)
当期純利益又は当期 純損失 ()	30,284 (373,296)	34,013 (419,263)	6,355 (78,342)
純資産額	737,302 (9,088,467)	117,583 (1,449,400)	12,601 (155,327)
総資産額	1,748,278 (21,550,426)	272,362 (3,357,315)	95,786 (1,180,723)

4. パイ・ユンファン氏は2011年1月20日付で当社の取締役を辞任し、ワン・ジュン氏は2012年1月11日付で当社の取締役名誉会長及び北京博奇の取締役を辞任しました。
5. 北京博奇が2012年1月10日付で包頭博奇の出資持分4%を追加取得した結果、包頭博奇は北京博奇の完全子会社となりました。
6. 北京博奇環保が2012年3月14日付で山西寿陽の出資持分2.65%を追加取得した結果、山西寿陽は北京博奇環保の完全子会社となりました。
7. 連結子会社であった貴州博奇は2011年1月28日付で解散し、同年4月30日に清算が終了しました。
8. 連結子会社であった武漢博奇は、北京博奇がその保有する出資持分を一部売却したことにより、当社グループの子会社ではなくなりました。

(3) 持分法適用の関連会社の状況

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (注1)	関係内容
瀋陽匯豊生物能源 発展有限公司 (注2)	中国遼寧 省瀋陽市	3,850万人 民元	バイオマス発電の研究開発 と小型火力発電所のバイオ マス発電への改造及び運行 代行等	48% (48%)	取締役の兼 任1人 取引関係な し
漢川龍源博奇環保 科技有限公司	中国湖北 省漢川市	3,000万人 民元	環境保全事業オペレーショ ン・メンテナンス関連業務	30%	取引関係な し

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

2. 瀋陽匯豊は持株会社であり、その子会社として、阜新匯新生物能源有限公司及び阜新匯豊生物能源発展有限公司
があります。当該子会社において、バイオマス原材料の調達及び成形、並びに成形設備の設計及び製造などを
行っております。

(4) その他の関係会社の状況

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2011年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
排煙脱硫・脱硝事業	296
固体廃棄物処理事業	3
石炭の配合・販売事業	3
その他	5
全社	113
合計	420

(注) 1. 連結会社ごとの内訳は、当社0人、北京聖邑0人、北京博奇環保3人、ベスト・エンパイロメンタル0人、北京博奇
276人、浙江博奇34人、包頭博奇2人、鎮江博奇0人、井岡山博奇100人、山西寿陽2人、安徽能達3人です。貴州博奇
は2011年1月28日付で解散し、同年4月30日に清算が終了しました。また、2011年3月31日をもって、武漢博奇は当
社の連結子会社ではなくなりました。

2. 当連結会計年度における当社グループ従業員の平均年齢は37.7歳、平均勤続年数は3年6ヶ月、平均年間給与は
131,525人民元であります。なお、平均給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 提出会社の状況

2011年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数	平均年間給与
-	-	-	-

(注) 提出会社は持株会社であるため、従業員はおりません。

(3) 労働組合の状況

当社グループのうち労働組合が組織されているのは北京博奇のみですが、中国の労働組合は組織上の特徴を持ってお
ります。すなわち、企業、事業単位又は行政機関には基層労働組合が設立されており、県（級）以上の地方には地方各級
労働組合が設立されており、さらに、全国には統一の中華全国工会が設立されております。

中国法上、労働者の合法的權益を擁護することが労働組合の基本的職責であることが規定されると同時に、労働者を動員及び組織して経済建設に積極的に参加させ、生産目標及び任務の達成に努めさせることも労働組合の職責の一つとして定められております。

北京博奇においては、会社と労働契約を締結している従業員全員だけでなく役員も労働組合に加入しております。また、北京博奇を含む当社グループにおいては、従業員との労使協約又は団体交渉協約はなく、また雇用問題に関する重要な紛争、申立て、調査及び訴訟も存在しません。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における中国経済は、複雑な世界経済情勢に直面するとともに、経済構造調整、インフレの抑制、緊縮財政・金融政策といった中国国内におけるマクロ経済調整の影響も受け、その成長のテンポは鈍化傾向が強まっております。中国国家统计局が2012年1月17日に公表した概算データによると、2011年度における中国の国内総生産（GDP）は前年度比9.2%増の471,564億人民元（581兆2,807億円）となり、四半期ごとの前年同期比増減率は、第1四半期（1 - 3月）が9.7%、第2四半期（4 - 6月）が9.5%、第3四半期（7 - 9月）が9.1%、第4四半期（10 - 12月）が8.9%の増加となりました。2011年の消費者物価指数（CPI）は前年度比5.4%増、生産者物価指数（PPI）は前年度比6.0%増となりました。

当連結会計年度における中国全土の電力使用量は伸びており、発電設備の規模は引き続き拡大し、電源構成も改善しつつあります。当連結会計年度において、中国全土で新たに増加した発電設備の発電総容量は前年度比1.4%減の9,041万キロワットとなり、そのうち、新規に増加した火力発電設備の発電総容量は5,886万キロワットになりました。中国全土における電気使用量は前年度比11.7%増の46,928億キロワットとなりました。中国全土における発電所への投資額は前年度比6.49%減の3,712億元となり、そのうち、火力発電所への投資額は1,054億元であり、全体の28.4%を占めています。2011年末時点では、中国全土における発電設備の発電総容量は10.56億キロワットであり、そのうち火力発電設備の発電総容量が7.65億キロワットであり、全体の72.5%を占めています。

当連結会計年度における当社グループの生産経営は順調に推移しており、資産状況は良好であり、事業構造は健全性を維持しております。しかし、中国国内におけるマクロ経済調整による影響を受け、新規受注、売上高及び純利益はいずれも前年度及び年初予測と比べ減少しました。新規受注高は1,093,637千人民元（13,480,883千円）、売上高は1,202,535千人民元（14,823,240千円）、当期純利益は40,949千人民元（504,768千円）となっております。

受注においては、一部の入札予定案件について、商談中及び使用する技術に関する検討が継続中であること、並びに、市場価格の競争が激化したことから、脱硫・脱硝プロジェクトの新規契約額は前年度と比べ減少しました。売上高においては、脱硫・脱硝EPC案件の進捗状況及び新規契約案件減少の影響を受け、前年度と比べ減少となった一方で、石炭の配合・販売事業における売上高が増加した結果、営業売上の単一のセグメントへの依存が改善されました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

当連結会計年度より、セグメント区分の組み替えを行っております。従来、「排煙脱硫・脱硝事業」、「固体廃棄物処理事業」、「その他事業」の3区分としておりましたが、これを「排煙脱硫・脱硝事業」、「固体廃棄物処理事業」、「石炭の配合・販売事業」の3つの事業セグメントを報告セグメントにしております。「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、排水処理、余熱発電事業が主なものとなっております。

セグメント区分の変更に伴い、前連結会計年度のセグメント情報も当連結会計年度に用いたセグメント区分に置き換え対比しております。

報告セグメントごとの業績は次のとおりであります。

a. 排煙脱硫・脱硝事業

当連結会計年度においては、中国全土の発電量、電力使用量は引き続き伸びており、電源構成も改善しつつあります。脱硫・脱硝事業の新規受注高は前年比で減少しました。当社グループにおいては引き続き脱硝EPC及び脱硫設備改造業務の市場に力を入れ、従来の排煙脱硫EPC（設計・調達・建設）事業をより強化するとともに、完成した排煙脱硫システムの運営及び保守・整備を行う脱硫オペレーション・メンテナンス業務及び脱硫BOT/B00業務にも注力し、引き続き業容・収益源の拡大に努力しております。

これらの結果、当連結会計年度において、排煙脱硫・脱硝事業の新規受注は、前連結会計年度と同じ27件となり、契約総額は735,343千人民元（9,064,316千円）となり、前連結会計年度に比べ327,128千人民元（4,032,399千円）の減少、排煙脱硫・脱硝事業による売上高は千人民元884,785（10,906,443千円）となり、前連結会計年度に比べ233,327千人民元（2,876,144千円）の減少となりました。

b. 固体廃棄物処理事業

当連結会計年度において、固体廃棄物処理事業については、新規案件の受注はありませんでした。

当連結会計年度において、山西寿陽ボタ石発電プロジェクトは、2010年8月に申請した中国国家発展改革委員会国家能源局からの最終許認可がまだ得られておらず、現在、同局の審査の結果を待っている状態です。そのため、現在は、建設予定地の造成工事や設備資材の一部の発注等までを行った状態で、当該最終許認可を取得するまでの期間、当プロジェクトに係る建設工事を中断しております。国家発展改革委員会国家能源局による許認可は政府の行政行為であり、また、中国政府の政策や法規制の変更により許認可の取得に要する期間が変動するため、当該許認可が得られる時期を当社が予測することは困難であり、当社は、引き続き中国国家発展改革委員会と連絡を取りながら、積極的に当プロジェクトの許認可を得られるよう努力してまいります。

内モンゴル自治区包頭ゴミ焼却発電プロジェクトは、資産の売却を行っており、2011年末までに建設仮勘定のうち19,000千人民元（234,206千円）を回収し、残額については2012年末までに回収する予定です。

当連結会計年度において、固体廃棄物処理事業による完成工事高は3,115千人民元（38,396千円）となり、前連結会計年度に比べ125,772千人民元（1,550,343千円）の減少となりました。

c. 石炭の配合・販売事業

当社グループは安徽能達の有する石炭配合技術及びプロセスを利用することにより、揮発性の低い石炭の混合配合又は硫黄含有量の多い石炭と少ない石炭との混合配合を行い、環境保護規制に適合する石炭を提供しております。

当連結会計年度において、石炭の配合・販売事業による契約総額は358,294千人民元（4,416,567千円）となり、売上高は306,234千人民元（3,774,844千円）で、対前年同期比同額増加となりました。

その他

当連結会計年度において、その他については、新規案件の受注はありませんでした。

当連結会計年度において、売上高は8,401千人民元（103,557千円）で対前年同四半期比5,870千人民元（72,354千円）の増加となりました。

(2) キャッシュフローの状況

キャッシュフローの状況の詳細については「第3 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

セグメントの名称	金額	前年同期比(%)
排煙脱硫・脱硝事業	884,785 (10,906,443)	79.1
固体廃棄物処理事業	3,115 (38,396)	2.4
石炭の配合・販売事業	306,234 (3,774,844)	-
その他	8,401 (103,557)	331.9
合計	1,202,535 (14,823,240)	96.2

(注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替後の数値によっております。

2. 上記の金額には、消費税（中国においては増徴税）等は含まれておりません。

セグメントの変更に伴い、前連結会計年度のセグメント情報も当連結会計年度に用いたセグメントに置き換えて対比しております。

(2) 受注状況

当連結会計年度における受注状況をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

セグメントの名称	受注高	前年同期比 (%)	受注残高	前年同期比(%)

排煙脱硫・脱硝事業	735,343 (9,064,316) [27]	69.2	888,779 (10,955,678) [32]	63.2
固体廃棄物処理事業	- (-) [-]	-	- (-) [-]	-
石炭の配合・販売事業	358,294 (4,416,567) [-]	-	- (-) [-]	-
その他	- (-) [-]	-	- (-) [-]	-
合計	1,093,637 (13,480,883) [27]	101.8	888,779 (10,955,678) [32]	63.2

(注) 1. [] は、受注プロジェクト件数であります。

2. 上記の金額には、消費税（中国においては増徴税）等が含まれております。

3. 石炭の配合・販売事業については受注生産を行っておりますが、同事業は受注から販売に至るまでの期間が短いため、期末における受注残高は少なく、また、次に記載する販売実績と受注高がほぼ一致するため記載を省略しております。

セグメントの変更に伴い、前連結会計年度のセグメント情報も当連結会計年度に用いたセグメント区分に置き換えて対比しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

セグメントの名称	金額	前年同期比(%)
排煙脱硫・脱硝事業	884,785 (10,906,443)	79.1
固体廃棄物処理事業	3,115 (38,396)	2.4
石炭の配合・販売事業	306,234 (3,774,844)	-
その他	8,401 (103,557)	331.9
合計	1,202,535 (14,823,240)	96.2

(注) 1. 上記の金額には、消費税（中国においては増徴税）等は含まれておりません。

2. セグメント間の取引については相殺消去しております。

セグメントの変更に伴い、前連結会計年度のセグメント情報も当連結会計年度に用いたセグメントに置き換えて対比しております。

3. 前連結会計年度及び当連結会計年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

相手先	前連結会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	
	売上高	割合(%)
雲南?東雨汪能源有限責任公司	139,976 (1,725,430)	11.2
雲南?東能源有限責任公司	235,872 (2,907,515)	18.9

曲靖雲電投新能源有限責任公司	128,886 (1,588,739)	10.3
----------------	------------------------	------

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

相手先	当連結会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	
	売上高	割合(%)
華能国際電力株式会社井岡山電力所	127,865 (1,576,151)	10.6
天津市利宝石炭販売有限公司	130,440 (1,607,890)	10.8
華潤電力(賀州)有限公司	108,179 (1,333,481)	9.0

(注)上記の金額には、消費税(中国においては増徴税)等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

(1) マクロ経済環境の変動への対応

2012年は、世界の主要国における経済の成長鈍化が続き、欧州債務危機の拡大、中国経済成長の減速、中長期の物価上昇の圧力の増加、緊縮金融政策の一定期間内の継続など依然として厳しい世界経済情勢が継続する一方、中国経済は中長期にみても安定的かつ急速な発展を維持すると予想しております。中国経済及び社会の持続的な発展のため、省エネルギー型及び環境重視型社会の構築、生態系の保護は依然として中国政府が直面している課題であります。2011年7月中国政府が新たに公布し、2012年1月1日から施行された「火力発電所大気汚染物排出基準」において、火力発電所の排出基準が更に厳格化されたことにより、一部脱硫設備では改造が必要となり、既存発電所では脱硝装置の建設が必要となります。また、中国国家発展改革委員会は2011年12月1日から脱硝によるコストの増加を抑えるため、脱硝装置がすでに正常稼働している火力発電所を対象とする脱硝電気価格補助政策を2011年11月30日に導入しました。従いまして、当社グループは、中国の環境保護産業が中国の産業界において依然として高い成長性を有する重要な部門であるものと認識しております。一方、環境保護政策の策定及び実行はその対象となる範囲が広く、中国経済の発展に対する影響は複雑であり、政策が実行される時期及び実効性には不確定要素が含まれています。環境保護産業市場における需給は、環境保護政策に影響されることから、当社グループの経営及び企画もその影響を受けます。

上記の複雑な経営環境に適應するため、当社グループは経営基盤を固め、企業価値を向上させるよう努力していく所存であります。具体的には、まず、発電所向けの排煙脱硫・脱硝事業による安定的な売上高を維持するとともに、事業構造を調整し、省エネルギー産業のチャンスをつかみ、脱硝業務及び脱硫改造業務の開拓に注力し、積極的に脱硫業務を拡大し、脱硫オペレーション・メンテナンス及び脱硫BOT/B00業務を強化し、ボタ石発電及び余熱利用等の業務も積極的に推進することにより、当社グループの事業網の範囲拡大につながる商機をつかみ、外部環境の変化に対する適応力を高めてまいります。また、進行中のプロジェクトを精査し、投資計画を立て、新規投資案件に対し厳格なフィージビリティ・スタディー(事業の実現可能性の検証)を行い、リスクを最小限に抑える方針であります。更に、運営管理体制を強化することにより、コスト・コントロールと社内管理の強化を図ります。マクロ的な経済情勢をフォローし、マクロ経済政策と産業政策の研究に力を入れることにより、マクロ経済環境及び業界政策による影響を十分に把握した上で、外部経営環境の変動による環境ビジネス・新エネルギー業界への影響に焦点を当て、関係する事業分野の動きをフォローし、当社グループの経営・管理方針を決定いたします。

(2) 事業拡大戦略への対応

当社グループは、火力発電所向けの排煙脱硫及び脱硝などの環境保護事業をベースに、都市部ゴミ焼却による発電事業、ボタ石発電事業、余熱発電、石炭配合及び燃料販売、並びに汚水の水処理事業なども推進いたしました。これらの事業を遂行するための手法は、今後、当社グループが事業分野を更に広げ成長していく過程において重要な経営課題ともいえます。

まず、新規環境ビジネス分野に進出する前に、該当分野の調査・分析・セグメンテーション(市場の細分化)を行った上、当社グループの強みを活かせる事業展開を企画し、適切な時期にその分野の市場に進出し、速やかな成長を図ります。

次に、進出した新規環境ビジネス分野において、当社グループの技術・人材・その他の経営資源を有効に配分し、かかる新規環境ビジネス分野における持続的な成長を確実なものとし、

また、適宜、M & Aを含む企業買収による、必要なマーケット・技術・人材の獲得も視野に入れてまいります。

(3) 市場競争への対応

中国国内の環境保護事業は、市場規模が大きい一方で、競争相手も多数に上ります。当社グループの主な競合会社は、中国国内の脱硫、脱硝及びその他環境保護事業を営む大手企業であり、その中には中国において環境保護事業について歴史を有する上場会社及び大手電力グループ会社に所属する環境保護事業会社が多く含まれております。それに加えて、環境保護事業を専門にする新たな企業の参入も目立ち、市場競争が更に厳しくなります。

環境ビジネスと新エネルギー分野を展開している当社グループは、排煙処理業界におけるリーディング・カンパニーの地位を維持するとともに、その他の分野でのシェアを絶えず拡大していくため、常に激しい競争に直面しています。

かかる状況を背景として、当社グループは、マーケティング重視の考え方を全社員が共有する理念として貫徹し、戦略方針を明確にし、常に業界の動向を把握していきます。また、技術面及び業績面における優位性を強化し、現在実施中のプロジェクトの品質管理を徹底することにより、当社グループのブランド力を更に高め、引き続きトップシェアを確保するよう努力していきます。更に、管理効率を一層向上し、経営資源の集中と選択を図り、厳選された新規分野への進出を加速し、経営資源の適正な利用を実現することにより、進出した分野でのシェアを拡大し、リーディング・カンパニーの地位を確保します。

(4) 原材料価格変動への対応

当連結会計年度においては、マクロ経済情勢の影響を受け、排煙脱硫・脱硝システム等の環境保護設備の主な原材料である鉄鋼、銅、合成樹脂及びセメント等の価格は頻繁に変動していました。原材料価格変動による当社グループ業績への影響を最小限に抑える目的で、当社グループは「長期間にわたるサプライメンバーシップ」を構築します。つまり、過去の調達データの調査・分析に基づくサプライ・リストを作成し、優れたサプライヤーと長期協力関係を築いていく考えであります。原材料の調達・供給体系の分析や、サプライヤーからのフィードバックの精査を行った上で、調達・供給体系を更に見直すとともに、サプライヤーとの間で事業主のデータや需要に関する情報を共有し、その需要に対応する供給の正確性を向上させる協力体制を形成することにより、原材料の調達における効率性の向上とコストの削減を図ります。

また、原材料価格が物価全体の変動に連動することを十分に考慮することにより、プロジェクト設備の調達及び下請け業者への発注時期を慎重に検討し、建設中プロジェクトの原価削減及び新規プロジェクトの採算性向上につなげてまいります。

(5) 研究開発への対応

当社グループは火力発電所向けの排煙脱硫・脱硝事業を主業務とし、環境保護・新エネルギー分野において蓄積してきたノウハウを武器に、業容を海水脱硫、尿素からアンモニアの製造、脱硫硫酸精製（排煙の中の二酸化硫黄から硫酸を製造する）、排煙脱水銀、水処理、海水淡水化、余熱発電などの領域に拡大し、多数の事業に関してコア技術を保有する、国際的にも相当の競争力のある多角的経営を行う環境ビジネス・ハイテク・カンパニーを目指します。

当社グループは、独自のR & D（研究開発）を積極的に行う一方で、今後の業界動向を注視しながら、海外企業、大学及び研究機関等と提携・協働することにより、「新技術の導入・消化・吸収・イノベーション」を行い、新技術を積極的に採用することにより、R & Dによる研究成果を事業化していく方針です。

(6) 人材の確保と養成への対応

当社グループは、優れた人材の確保と養成が、当社グループの発展に不可欠と考えております。

当社グループは引き続き、組織機構と人員構成の最適化を図り、優秀な人材の招致に努めます。業績考査システムによる能力主義を実施しつつも、従業員のパフォーマンス及びキャリア・能力の考課システムを構築することにより、良好な報酬システム及び従業員福利システムを確立し、従業員数対利益の効率の向上に努めております。また、社内研修制度を充実させることで、従業員の質を高め、当社グループのさらなる発展に必要な人材の確保・育成を図ります。

4【事業等のリスク】

以下においては、当社グループの事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及び投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項を記載しております。当社グループでは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、

当社の有価証券に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があります。

なお、以下の事項のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 当社グループの事業に関するリスク

業界動向について

当社グループは、主に発電産業に依存します。当社グループの主力業務である脱硫システムの設計及び建設は主に石炭火力発電所において行われるため、当社グループの主たる顧客は、中国国内の電力会社により構成されております。従って、当社グループの収益は、中国国内の経済動向、石炭火力発電所の新規建設件数・増加設備容量、電力の需要・供給の変動、及び電力会社の業績・資金力の影響を受けます。中国における石炭火力発電所の新規建設件数・設備容量の変動、又は電力会社の業績・資金力の悪化は、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

競合について

中国における環境保護に対する近年の需要増加、脱硫システム・関連部品等の価格の下落、及び法規制を始めとする市場参入障壁が著しく高いものではない等の事情から、当社グループは、中国国内の環境保護業者との競争の激化に直面しております。さらに、貿易制限が徐々に緩和され、また輸入税が引き下げられた結果、海外の環境保護業者がその技術及びサービスを中国に輸出するか又は他の中国企業と提携することが容易になるため、当社グループとこれらの海外業者との間の競争が今後激化するものと予想します。

当社グループの主な競合会社の中には、中国大手電力会社の環境保護事業を営む系列会社や中国において環境保護事業について歴史を有する上場会社等、先進技術及び電力会社等の顧客が要求する高度な技術水準を充たした設計能力、優良な顧客サービスを提供する能力、並びに原材料の供給業者及び顧客との強力な関係を有する企業があります。また、当社グループの競合会社は、当社グループよりも優れた財務力、技術力、営業力及び供給源との関係を有している可能性があります。当社グループは、価格設定、技術的性能、仕様及び要件を満たす能力、納期、品質、信頼性並びに顧客サービスについて、これらの競合会社と競合関係に立つこととなります。さらに、当社グループの競争力は、業界の動向等当社グループの支配の及ばない要素にも依存します。当社グループが今後、当社グループの競合会社と競争に勝つことができるとの保証はありません。当社グループが、競合他社に対する十分な競争力を確立できない場合、又は競合による受注価格の下落若しくは利益率の低下が生じる場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性があります。

入札制度について

中国において排煙脱硫プロジェクト等の受注先を決定する際には、個別のプロジェクトごとに、入札手続によって受注先を決定しなければなりません。入札手続には一定の要件を充たせばどの業者でも参加することができる公開入札制度のほか、事業主から招待された業者だけが参加することができる招待入札制度が存在します。従って、当社グループが十分な施工能力を有し、かつ受注を希望していても、招待入札に招かれなければ入札に参加することができず、受注することはできません。さらに、公開入札及び招待入札のいずれにおいても、落札業者の最終決定に際しては、入札価格の高低のみによらず、業者の施工能力、実績、事業主との関係等も考慮されるほか、落札後に現実に事業主とプロジェクト受注契約を締結するまでには、プロジェクトの技術仕様及び受注金額を含めた交渉を経なければなりません。特に、当社グループは、大手電力会社の系列会社ではない独立系の企業グループであることから、大手電力会社が発注するプロジェクトの招待入札に参加できない、又は落札業者の最終決定において不利益な取扱いを受ける可能性があります。また、プロジェクト受注契約の締結のための交渉の結果が当社グループの満足するものとならず、交渉が決裂する可能性もあります。その結果、当社グループが予測通りに入札においてプロジェクトを落札できない場合又は落札後の交渉が成功しない場合には、収益獲得の機会を失う可能性があります。

外注先について

当社グループによるプロジェクトの設計の一部及び建設工事の全部は、当社グループが入札手続によって選定する独立の第三者である下請企業により行われております。しかし、当社グループは能力の高い下請業者に当社グループにとって有利な金額で発注できるとは限りません。また、下請企業の設計又は建設工事に係る瑕疵については当社グループが発注者に責任を負うのみならず、当社グループのレピュテーションを害する可能性があります。これらの結果、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響が生じる可能性があります。

プロジェクトの管理及び完工について

当社グループの受注するプロジェクトの完成は長期かつ複雑な工程を経ます。このために、プロジェクト工程においては様々な不測の事態が生じる可能性があります。当社グループの収益は、プロジェクトごとに工事進行基準によって認識され、プロジェクト工程の進捗管理は当社グループの収益に影響を与えます。また、当社グループは、プロジェクト工程の間、コスト管理を動的に行うことで利益の最大化を目指しますが、それが成功する保証は無く、予定する利益率を達成できず、また損失が発生する可能性もあります。更に、プロジェクトの遅延、瑕疵又は失敗は、当社グループに補修責任や損害賠償責任等をもたらすほか、当社グループのレピュテーションを害して将来の受注に重大な悪影響を与える可能性があります。これらの結果、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響が生じる可能性があります。

新規事業及び海外展開について

当社グループは、排煙脱硫・脱硝事業に関するシステムの設計及び建設をその業務の中核としており、これらの業務の売上高は、当連結会計年度における売上高全体の74%を占めております。当社グループは、排煙脱硫・脱硝事業に関するシステムの設計及び建設での経験を活かして、炉内脱硫事業、排煙脱硝事業、水処理事業、ゴミ処理発電事業を開始しているほか、今後、汚泥処理事業、海水淡水化事業及びCO₂排出権事業にも力を入れていく予定です。また、これらの事業を遂行するために、企業買収を含むM & Aの手法を排除しておりません。更に、海外展開について、当社グループは、将来的には、排煙脱硫・脱硝事業を東南アジア諸国で元請業者として展開することも検討しております。しかし、かかる事業展開には予想することのできない様々なリスクが伴い、必ずしも計画した通りに発展を遂げることができるとは限りません。当社グループの新たな事業展開が成功しなかった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響が生じる可能性があります。

ボタ石発電プロジェクトへの取組みについて

中国政府がボタ石の処理を積極的に推進していること等を踏まえ、当社グループは、ボタ石を燃料とする発電所の建設が今後増加していくものと考えております。2006年9月には北京博奇が同社として最初のボタ石火力発電所における排煙脱硫プロジェクトである、山西寿陽ボタ石火力発電所建設プロジェクト（以下、本において「本プロジェクト」といいます。）における発電所炉内脱硫プロジェクトの請負契約を締結しました。その後2008年5月に、北京博奇環保が本プロジェクトを主体として保有し運営するプロジェクト法人である山西寿陽の株式70%を買収し、子会社化したことにより、本プロジェクトは当社グループが自ら主体として保有し、運営する業務となっております（本書の日付現在、山西寿陽は北京博奇環保の完全子会社となっております。）。

ボタ石発電は、比較的新しい分野であって事業の不確実性が高いことから成功の保証はなく、同分野における中国政府の政策の変更や法規制の変化が生じた場合、同分野において十分な技術的優位性を確保することができず十分な受注が確保できない場合、現在当社グループが進めている共同研究の成果を今後の事業展開に生かすことができない場合、又は受注後にボタ石発電に係るプロジェクトの管理及び完了又は関係当局の許可、認可若しくは登録の取得に問題が生じる場合には、当社グループの業績に悪影響が生じる可能性があります（なお、許認可及び法的規制一般に関するリスクについては、下記(4)をご参照ください。）。

中国において、ボタ石発電所の建設プロジェクトの遂行には、関係する市及び省レベルでの許認可が必要とされるほか、事業の規模等によっては国レベルの許認可も必要となることがあり、本プロジェクトにおいても国家发展改革委員会能源局の許認可が必要とされております。本プロジェクトについては、2010年1月に晋中市发展改革委員会の審査、2010年8月に山西省发展改革委員会の審査がそれぞれ終わり各委員会の許認可を取得しましたが、本書提出日現在において未だ国家发展改革委員会能源局からの最終的な許認可は得られておりません。本プロジェクトは建設予定地の造成工事や設備資材の一部の発注等までを行い、その結果2011年12月31日時点において736,751千人民元の建設仮勘定を計上しているものの、国家发展改革委員会能源局からの最終的な許認可は得られていないため中断しており、当初2011年6月完成予定であった工事スケジュールは大幅に遅延しています。今後、最終許認可が得られたとしても、その段階で、収益性の再評価を行った結果、当社グループとして本プロジェクトの継続を断念する可能性があり、また、建設を再開した場合であっても、既に完成した工事及び購入済みの資材の経年劣化や建設工事費・原材料費・人件費等の高騰等の事業環境の変化により、当初の想定を上回る関係費用がかかり、資金負担の増大や資金繰りの悪化を招く可能性があります。また、工事が完成した場合であっても、電力需要の低迷等により、当初想定していた水準の収益が得られず、投下資本の回収が困難になる可能性があります。このように、本プロジェクトの実現性及び収益性には不確実性が高く、その帰趨により、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響が生じる可能性があります。

BOT方式について

当社グループが現在実施又は検討しているBOT方式においては、環境保護設備は当社グループが出資を行うプロジェクト法人によって保有され、当社グループが、当該環境保護設備の建設及び運営を行います。また、当社グループ

によるプロジェクト法人への出資は、回収期間が長期に渡る現金流出をもたらします。さらに、このプロジェクト法人は、当社グループによる出資の割合に応じて、当社グループの連結子会社又は持分法適用関連会社となることがあります。従って、BOT方式への参入及びプロジェクト法人の財務結果は、当社グループの財務結果に影響を与える可能性があります。また、プロジェクト法人に資金不足が生じた場合には、事実上、当社グループが追加出資を行う必要があることも想定されます。また、BOT事業は、政府による経済政策等の当社がコントロールすることが困難な要因の影響を受けやすい傾向があります。このように、BOT方式の成否は、当社グループの経営成績及び財政状態に対して重大な影響を与える可能性があります。

(2) 業績等に関するリスク

利益及び収益の持続性について

当社グループの利益は、市場の需要の鈍化等によりプロジェクト受注件数が減少した場合及び競争の激化等により各プロジェクトの利益率が減少した場合に影響を受ける可能性があります。従って、当社グループが現在と同水準の利益率を継続的に維持できるという保証はありません。当社グループの収益は、1件当たりのプロジェクト受注金額が小さくないために、特定の相手先に完成工事高の計上集中し易い傾向も見られます。また、当社グループの収益の大部分は、受注するプロジェクト毎に工事進行基準によって認識され、かかるプロジェクトの数及び進行状況に応じて当社グループの収益は変動する可能性があります。従って、当社グループの利益及び収益の将来の増加は、十分な数のプロジェクトの受注を確保し、利益率を維持する当社グループの能力に依拠します。当社グループが、市場環境の変化に応じて受注戦略や利益管理を適切に構築できない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

プロジェクトのキャッシュ・フローについて

当社グループの行うプロジェクトにおける資金の流れについては、当社グループによる設備購入等のためにプロジェクトの前半段階で多くの資金流出が発生しますが、当社グループへの資金流入はプロジェクトの進捗に応じて全工程に分かれて段階的に発生します。また、プロジェクトの具体的な支払条件、プロジェクトの進捗状況、品質保証金の金額、事業主側の事情を含む試運転の開始時期の遅延等によっても、当社グループへの資金流入の時期と金額は影響を受けます。

当社が想定する標準的なモデルにおいては、事業主が、プロジェクト契約締結後、初期の段階で、契約総額の約10%に相当する前払金を支払い、その後は、工事の進捗状況等に応じて、前払金も含めた累計支払額が契約総額の約90%に達するまで、毎月、事業主側による進捗状況について監理の承認を得た後1ヶ月以内に支払いをするという方法で行われております。当社グループのプロジェクトにおいては、概ね18ヶ月から24ヶ月程度で工事が完成しますが、その後も、事業主は残額の約10%相当については品質保証金として当社グループへの支払を留保し、工事完成後約1年程度の運転が行われて検査に合格した後、事業主は残額の約10%に相当する品質保証金相当額を当社グループに支払います。なお、上記の条件及び年限は当社グループが想定する標準的なモデルであり、現実のプロジェクトとは必ずしも一致しません。

但し、事業主側の支払承認手続の遅延、事業主の資金状況等の様々な事情から、売上計上後1ヶ月以内に資金を回収することができない場合があります。当社グループは、主な事業主である電力会社の事業形態に照らすと、回収に3ヶ月程度の期間がかかることはやむを得ないと考えておりますが、特に発電所の完成時期等には資金の回収が長期化する傾向が見られます。

資金の回収が長期化した場合に、資金負担の増大や資金繰りの悪化を招く可能性があり、これらの債権が回収不能に至る可能性があることも否定できません。

このように、プロジェクトにおける資金の流入と流出の時期及び金額の不一致、並びに資金回収に要する期間の長期化や回収の不能は、当社グループのキャッシュ・フロー、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼします。

追加的資本の獲得について

当社グループは、現在の現金及び現金同等物、並びに営業活動からのキャッシュ・フローが、当社グループの将来における予見可能な現金需要を満たすのに十分であると考えております。しかし、自らが投資又は買収を決定した場合を含め、事業環境の変化又はその他の将来の発展により、追加資金を必要とする可能性があります。当社グループの現金需要が十分に満たされない場合、当社グループは、新たに株式若しくは債券を発行し又は信用枠を取得する可能性があります。追加的な株式の発行は、当社グループの株主にとって、さらなる希薄化をもたらすこととなります。また、債務を負うことにより、元利金支払義務が増大し、当社グループの事業活動を制約するような事業・財務制限条項を負う可能性があります。さらに、当社グループが受け入れられる金額又は条件による資金調達ができることの保証はありません。

受注と収益計上の時期について

中国政府が年初に行う政策決定を受けて、電力会社は発電所建設の計画、入札手続の準備等を開始するため、当社グループが入札手続を経てプロジェクト受注契約を締結する時期は、下半期に集中する傾向が見られます。また、中国政府の計画又は電力会社の決定によりプロジェクトの建設が停止又は延期されるケースも想定されます。当社グループは、プロジェクトごとに工事進行基準によって収益を認識しておりますが、中国国内の雨期、寒冷期、台風等の自然状況によって工程の進捗が不順となることがあり、収益の認識時期には変動が生じやすい傾向にあります。

原材料の価格変動について

脱硫システム等の環境保護設備の主な原材料として、鉄鋼、銅、合成樹脂、セメント等が挙げられます。その結果、当社グループはこれらの原材料価格の変動による影響を受けます。また、原材料の供給が逼迫したり、停止する場合にも当社グループは影響を受けます。原材料価格が上昇しても当社グループが当該上昇の全部又は一部を当社グループの顧客への請負代金として転嫁することができない場合、又は原材料の十分な調達に支障が生じる場合には、当社グループの経営成績及び財政状態は重大な悪影響を受けます。

(3) 政策及び法的規制に関するリスク

中国政府による環境規制について

中国政府は、環境問題に対応するために、現在、硫酸化物等の排出量について規制強化を行っており、世界的な環境問題に対する動向に鑑みても、今後はさらに規制が強化することが見込まれます。このような規制強化は、環境保護事業を営む当社グループにとっては有利なものです。しかし、当社グループは、今後の規制動向を確実に予測することはできず、また、環境規制がどの程度の強制力をもって実行されるかについても確実に予測することはできません。中国政府による環境規制の動向は、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を与えます。

中国政府による火力発電の政策について

当社グループは、主に中国における石炭を燃料とする火力発電所に向けた排煙脱硫・脱硝事業、固体廃棄物処理事業、石炭の配合・販売事業及びその他に従事しているため、中国政府の石炭を燃料とした火力発電に対する政策によって、当社グループの業績が左右される傾向にあります。とりわけ、中国における発電所の建設計画にかかる基本的方針は、マクロ経済政策、電力政策、環境政策等の様々な要因を勘案した上で、中国政府により策定されます。

2011年末現在、火力発電設備の発電総容量は中国全土における発電設備の発電総容量の72.5%を占めております。当社グループは、当面の間この割合に大きな変化はないものと考えておりますが、中国政府が排出汚染物の多い石炭火力発電を制限し、石炭以外の燃料による火力発電や排煙のない原子力発電、水力発電、風力発電及び太陽光発電を奨励する政策をとる可能性は否定できません。また、中国政府のマクロ経済政策や電力政策によって、火力発電所の建設が抑制される可能性もあります。

中国政府が石炭火力発電を制限する場合、石炭火力発電所の新規建設が激減し、既存の火力発電所も閉鎖される可能性があります。この結果、当社グループは石炭火力発電所に向けた排煙脱硫・脱硝事業及びアフターサービス・メンテナンス業務の縮小を強いられ、当社グループの経営成績及び財政状態が重大な悪影響を受ける可能性があります。

(4) 主要事業の許認可及び法的規制について

当社グループは、その業務遂行のため、中国の政府当局又は部門から多様な許可、認可及び登録を取得しなければなりません。関係当局は、当社グループが所定の法律又は規則に従っていることを確認するために、随時、当社グループに対して、事前の通告無く、検査を行うことができます。当社グループがかかる中国の法律及び規則に違反するか又はそれを遵守しない場合、関係当局は、当社グループの許可、認可、登録若しくは業務活動を終了、撤回若しくは停止させるか、又は当社グループに罰金を課することができます。当社グループの許可、認可、登録又は業務活動の終了、撤回又は停止は、当社グループが受注しているプロジェクトの全部又は一部の設計・施工を中止しなければならないことを意味します。また、中国の法律又は規則が変更されたり、関係当局による解釈の変更があった場合には、当社グループはそれらを遵守するために従来どおりの事業遂行の全部又は一部が制限されたり、追加的な費用を負担する可能性もあります。

また、中国では関係当局又は部門から最終的な許可、認可及び登録が未了であっても、それらの内諾を得た段階でプロジェクトに着工することが一般的です。そのため、当社グループが許可、認可及び登録の内諾を得てプロジェクトに着工

した後に、中国政府の政策の変更や法規制の変更が行われる等の理由により予定通りに最終的な許可、認可及び登録が得られない場合には、プロジェクトが遅延若しくは中断又は中止されることがあり、その結果、追加的な負担が発生し、又は投下資本が回収できなくなる可能性があります。これらは、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループが得ている主な許認可は以下の通りであります。

許認可名称	保有者	交付機関	許認可番号	根拠法令	取得日又は最終更新日	有効期間
海外エンジニアリング経営資格証書（注1）	北京博奇	北京市商務委員会	1100200700400	対外エンジニアリング請負資格管理方法	2010年1月20日	無期限
環境汚染保護施設の運営、除塵脱硫甲級証書（注2）	北京博奇	中華人民共和国環境保護部	国環運営証1501	環境汚染保護施設運営資格許可管理条例	2008年8月26日	3年間
建築業企業環境エンジニアリング壹級資格証書	北京博奇	北京市建設委員会	B1214011010601	建築業企業資格管理条例	2008年10月30日	5年間
安全生産許可証	北京博奇	北京市建設委員会	（京）JZ安許証字〔2009〕213743-2	安全生産許可証条例	2009年11月10日	3年間
エンジニアリング設計環境プロジェクト（大気汚染防治エンジニアリング、水汚染防治エンジニアリング）専門設計甲級証書（注3）	北京博奇	中華人民共和国住房和城乡建设部	A111001553	建設プロジェクト実地調査設計管理条例	2009年9月2日	5年間
エンジニアリング設計電力分野（火力発電エンジニアリング、送電エンジニアリング、変電エンジニアリング）、市政公共事業（給水エンジニアリング、排水エンジニアリング）、市政公益事業設計乙級証書（注4）	北京博奇	北京市規?委員会	A211001550	建設プロジェクト実地調査設計管理条例	2010年12月20日	5年間
エンジニアリング・コンサルティング、環境プロジェクト・コンサルティング甲級書（注5）	北京博奇	中華人民共和国国家発展改革委員会	工諮甲10120060012	プロジェクトコンサルティング単位資格認定規則	2008年10月23日	5年間
エンジニアリング・コンサルティング電力プロジェクト火電乙級資格証書（注6）	北京博奇	中華人民共和国国家発展改革委員会	工諮乙10120060012	プロジェクトコンサルティング単位資格認定規則	2008年10月23日	5年間
対外貿易経営者登録表（注7）	北京博奇	北京市商務局	110074008510X	輸出入経営資格管理に関する規定	2003年8月23日	無期限

（注）1．海外エンジニアリング請負プロジェクト及びそれに関する労務派遣事業に関する許認可です。北京博奇は、2007年11月12日に本証書を取得し、交付機関の名称が北京市商務局から北京市商務委員会に変更された後、2010年1月20日付で、北京市商務委員会より本証書を取得し、この証書は無期限となっております。

2．当該証書は現在更新申請中ですが、更新申請中も引き続き、当該業務を行うことが認められております。

3. 環境プロジェクトの設計及びその元請負業務に関する許認可です。「建設プロジェクト実地調査設計管理条例」第7条及び第8条によれば、国家は建設プロジェクトの設計活動に従事する企業に対し、資質管理制度を実行し、建設プロジェクトの設計企業は資質等級許可の範囲内において、建設プロジェクトの元請業務を行わなければならないとされており、北京博奇は、2004年12月16日に本証書を取得し、2009年9月2日に「エンジニアリング設計資質標準」（建市[2007]86号文）に基づき、本証書を更新しました。有効期間は5年です。
4. 市政プロジェクトの設計及びそれらの元請負業務に関する許認可です。
5. 環境保護プロジェクトのプロジェクト提案書の作成・編集、実行可能性調査レポートの作成・編集等の業務請負に関する許認可です。「建設プロジェクト実地調査設計管理条例」第6条の規定には、プロジェクトコンサルティング企業は、法に基づき国家発展改革委員会発布の「プロジェクトコンサルティング資格証書」を取得しなければならず、「プロジェクトコンサルティング資格証書」の資格等級に相応するプロジェクトコンサルティング業務が行えると規定されており、
6. 火力発電所プロジェクトの提案書の作成・編集、実行可能性調査レポートの作成・編集等の業務請負に関する許認可です。
7. 企業の製品直接輸入許可に関する許認可です。「輸出入経営資格管理に関する規定」第2条には、企業の輸出入経営資格に対し、審査登記制を実施しており、生産企業直接輸入資格を備えた場合に、自社製品の輸出業務と必要な機械設備、部品及び原材料の輸入業務を営むことができます。但し、中国政府の規制により一定の商品及び技術の輸出入を行うことは禁止されており、「対外貿易経営者登録方法」第2条の定めにより、貨物・技術輸出入業者は中華人民共和国商務部又は当部の委託される機関に登記手続を行わなければなりません。北京博奇は2003年8月23日に本証書を更新しました。

また、当社グループは、事業遂行にあたって、プロジェクトの入札の手続等について定める入札法等、許認可に係る法律又は規則以外の中国の法律又は規則の規制も受けております。当社グループでは、社員教育の徹底、コンプライアンス体制の整備等、法的規制を遵守する管理体制の整備に努めておりますが、当社グループの事業遂行に係る法的規制に抵触するような事態が生じた場合には、将来の入札への参加が制限される等、事業の遂行に支障をきたし、又は当社グループに対する社会的信用力が低下する可能性があります。

(5) 技術提携契約及びライセンス契約について

当社グループが、既存の技術提携相手との関係を適切に維持できなかった場合、当社グループの事業は損害を被る可能性があります。当社グループの使用する脱硫・脱硝システム等に関する技術は、当社グループが独自に開発して保有するもののみならず、浙江大學との技術提携契約に基づく開発によるもの、株式会社荏原製作所（以下「荏原製作所」といいます。）や川崎重工工業株式会社（以下「川崎重工」といいます。）からのサブライセンス又はライセンスを受けた技術等があります。当社グループの事業の成功は、当社グループの保有技術に依存しているため、上記契約関係を維持すること、特に、サブライセンス又はライセンスを受けている日本法人との契約関係の維持は、当社グループにとって非常に重要な課題であります。万一、上記契約関係が解除された場合には、当社グループはその業務の全部又は一部が継続できなくなり、その経営成績及び財政状態に重大な影響が出る可能性があります。

(6) 技術革新への対応について

当社グループは、既存の業務に関して技術革新を行うため又は新規業務に関して必要とされる技術を開発するために研究開発活動を随時行う必要があります。研究開発活動の成果は不確実であり、また、仮に十分な技術的成果が得られたとしても当社グループが当該技術を商業的に利用することができる保証はありません。さらに、当社グループは、将来、技術開発の遅れに直面する可能性があります。当社グループが現在開発する又は将来開発する可能性のある技術が成功を収めること及び当該技術を用いた業務が顧客に受け入れられる保証はありません。当社グループの新規業務が市場で受け入れられない場合、当社グループは、研究開発への投資に見合った収益を得ることができず当社グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 経営陣について

当社グループの経営陣は、当社グループの業務に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において、極めて重要な役割を果たしております。何らかの理由により、経営陣の全部若しくは一部が退職し、又は経営陣の全部若しくは一部による事業遂行が困難になる事態が生じた場合には、当社グループの事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 大株主について

当社及び北京博奇の現取締役であるチャン・リーチェン、ツォン・ジージュン及びラン・ウェイは、取締役としてのみならず、株主として当社グループの経営方針や事業戦略の決定において、極めて重要な役割を果たしております。本書提出日現在における実質的持株比率は、チャン・リーチェンが15.7%、ツォン・ジージュンが15.7%、ラン・ウェイが6.3%となっており、合計では37.7%となっております。何らかの理由により、これらの者の全部又は一部が実質的な持株の全部又は一部を売却した場合には、経営方針や事業戦略の変更を通じて、当社グループの事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材確保及び育成について

当社グループが営む業務は、専門的な知識と多くの経験を必要とし、それらのスキルを持つ人材の確保・育成・流出防止が、当社グループの経営上及び研究開発上の重要な課題と認識しております。熟練しかつ経験豊富な労働者を有することは、当社グループのサービスの品質を維持し、かつ当社グループの競争力を確保する上で極めて重要です。当社グループでは、現在の業務の確実な遂行と今後の業務拡大に備えて、積極的に優秀な人材を採用し、育成していく方針です。しかし、人材の確保・育成・流出防止が当社グループの想定どおりに円滑に進まなかった場合には、当社グループの今後の業務の拡大に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 当社グループが独立系であることについて

中国の有力な脱硫業者の多くは、電力会社の系列会社として運営されております。当社グループも、その沿革をたどれば、大手電力会社の一つである国華電力の系列会社として創業されましたが、現在では、国華電力との人的及び資本的関係はありません。大手電力会社の系列会社は、事業展開において必要な資金の調達や取引機会を迅速かつ有利な条件で得ること、低コストで技術援助、人的支援等を受けること、経営危機に際しては様々な資金援助を容易に受けること等が期待され、経営上の様々なメリットがあります。他方で、独立系である当社グループには、このような経営上のメリット

は無く、系列に属する同業他社に比して業務展開に制約を受ける可能性があります。

(11) 配当政策について

当社の配当政策は後記「第5 提出会社の状況 2 配当政策」に記載の通りであります。しかしながら、配当実施の可能性及び時期並びに配当金額は様々な要因によって影響を受けます。とりわけ、当社グループの財政状態又は経営成績が悪化した場合には、配当が一切なされない可能性があるほか、継続的かつ安定的な配当が行われない可能性があります。また、当社グループの財政状態及び経営成績が良好な場合においても、当社グループが業容拡大等を行うために内部留保の充実を優先させる可能性もあります。従って、当社の配当政策は、株主への配当を確約又は保証するものではなく、将来において配当がなされない可能性があります。

(12) 新株予約権について

当社は、当社及び連結子会社の役員及び従業員に対してインセンティブを与える目的で2006年9月19日の株主総会及び取締役会においてストック・オプションの発行を決議しております。かかる決議に基づき、本書提出日現在において、当社株式27,615株を対象とするストック・オプションが発行済みとなっております。また、当社は、当社及び連結子会社の役員、顧問及び従業員に対してインセンティブを与える目的で2008年3月29日の株主総会においてストック・オプションの発行を決議しております。かかる決議に基づき、本書提出日現在において、当社株式19,188株を対象とするストック・オプションが2008年3月29日開催の株主総会において承認されていますが、内2,438株は2008年9月9日の取締役会において当社の取締役及び顧問を対象として発行済みであります。2011年3月26日開催の第8期定時株主総会において、当社グループの取締役及び従業員を対象として、36,099株を目的である株式の数の上限とするストック・オプションとしての新株予約権を発行すること、並びに新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任すること等を決議しました。その他は未発行となっております。

当社は、今後も人材確保等の目的でストック・オプション等の制度を活用していくことを検討しており、これらのストック・オプションの行使が行われた場合には当社の1株あたりの株式価値は希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在での発行済株式数である721,976株に対するストック・オプションに関する潜在的株式数の割合は約4.03%となっております。

ストック・オプションの詳細については、「第5 提出会社の状況 1 株式等の状況」をご参照ください。

(13) 中国に関するリスク

当社グループの事業は、主に中国において設立された子会社である北京博奇を通じて行っております。従って、当社グループは中国に特有の一定のリスクの影響を受けます。このようなリスクのうち主なものは以下の通りであります。

中国の経済、政治及び社会情勢について

中国政府は、中国経済に影響を及ぼす経済措置を実施する権限を有しております。経済措置は、産業ごとに、又は中国の様々な地域において、一貫性なく調整、修正又は適用される可能性があります。また、中国政府は、一定の産業の成長率の抑制及びインフレの制限を目指して様々な政策を実施しております。こうした経済措置や経済政策の一部は、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

近年、中国はGDPベースで世界で最も急速に経済成長している国の一つとなっております。しかし、中国はかかる成長率を長期間持続できない可能性があります。また、自然災害、伝染病の発生、政情不安及び社会不安等が起こった場合には、経済活動の水準が低下し、中国、アジア及び世界各地の経済成長率に悪影響を及ぼす可能性があります。上記のいずれかの理由により中国経済の成長率が低下又は著しく停滞した場合、当社グループの経営成績及び財政状態は重大な悪影響を受けます。

中国政府による法令の解釈及び実施について

中国における当社グループの事業及び業務、並びに中国における当社グループの顧客及び供給業者の事業及び業務は、中国政府が公布する法律及び規則に従います。中国政府は現在、より自由な市場経済に移行するための総合的な法律及び規則を整備しているところです。中国の法律制度は変革期にあるため、法律及び規則又はその解釈は変更される可能性があります。さらに、中国政府の政治及び経済政策の変更は、法律及び規則又はその解釈に類似する変更をもたらす可能性もあります。かかる変更は中国における当社グループの経営及び事業に影響を及ぼす可能性があります。

法律及び規則又はその解釈の変更により、当社グループの業務を中国で行うために、中国当局が追加の承認及び認可の取得を当社グループに適宜要求することとなった場合には、当社グループは、中国において引き続き事業を行うために、当該要件に従うため、追加費用を負担する可能性があります。かかる追加費用の負担の結果、当社グループの財政状態及び経営成績に影響が及ぶ可能性があります。さらに、当該承認又は認可が直ちに又は全て当社グループに付与されるという保証はありません。当社グループがかかる必要な承認又は認可の取得に遅れるか又は取得することができない場合、中国における当社グループの事業運営に支障が生じ、それに従い経営成績及び財政状態が、悪影響を受ける可能性があります。

中国の通貨換算に関する法律及び規則の変更について

主に市場の需要と供給に基づく現在の統一変動為替相場制に基づき、中国人民銀行の授権を受けた中国外貨取引センターは、銀行間外国為替市場における前日の取引に基づき、人民元の為替レートを毎日発表しております。かかる統一変動為替相場制に基づき、米ドル等他の通貨に対する人民元の為替レート変動は、ある程度は市場原理に従います。

また、中国政府による行政上又は立法上の介入によって人民元が値下がりしたり値上がりする可能性があるほか、人民元の切り下げが行われない保証はありません。人民元の切り下げは、当社において将来的に外貨建債務の返済をする場合、又は、切り下げが当社株式の配当額が決定した後実際の支払いまでの間に発生した場合の配当の支払の場合に、当社のキャッシュポジションに悪影響を及ぼす可能性があります。反対に、人民元の切り上げは、当社の子会社の中国国外のプロジェクトの収益性に悪影響を及ぼします。

配当制限について

現行の中国の規則上、当社の子会社が当社に対して配当を支払うことができるのは、中国の会計準則及び会計規則に従い算定される累積利益(もしあれば)の範囲に限られております。また、中国における当社の子会社は、当年度の税引後利益を配当する場合、利益の10%を会社の法定積立金として積立てなければなりません(会社の法定積立金の累計額が会社登録資本の50%以上になった場合は、以後積立てる必要はありません)。そして、かかる積立金は現金配当として分配できません。中国における当社の子会社から配当を全額受け取れない場合は、当社グループ全体の財政状態及び当社の株主に対する配当支払能力に悪影響を与える可能性があります。

また、当社の中国における子会社が、将来、債務を負った場合、かかる債務の条項によって、子会社の当社に対する配当又はその他金員の支払が制限される可能性もあります。当社子会社が当社に支払う配当又はその他金員に対する制限は、当社の発展、当社業務に有益な投資若しくは買収の実施、配当の支払、その他の方式による資金調達又は当社の経営を著しく制限する可能性があります。

国外親会社への利益配当の送金について

中国子会社の利益配当を国外親会社に送金するためには、中国子会社は、登録地の外貨管理局における外貨登記手続が完了し、かつ、外貨登記証の年度検査に合格する必要があります。これらの登記手続が適切に行われていない場合、中国子会社の利益配当を当社に送金することができなくなる可能性があります。

中国の現行の外貨管理規定によると、経常項目にあたる外貨の支払（利益配当、利息支払及び商業取引と関連する取引費用を含みます。）については、一定の手続を履行すれば実行可能であり、外貨管理部門の事前認可を得る必要はありません。しかしながら、ほとんどの資本項目にあたる外貨については、人民元を外貨に交換して中国から送金し、資本費用（例えば、外貨銀行からの借入に対する支払）を支払う場合、関連の政府主管部門の認可が必要です。また、将来、中国政府が経常項目にあたる外貨の取引の規制を検討する可能性もあります。中国子会社が十分な外貨を獲得し、その貨幣需要を満たすことが外貨管理体制によって規制された場合、中国子会社は、当社に対して外貨による利益配当を行えなくなる恐れもあります。

また、中国国外への資金送金や人民元の為替レートは、厳しく規制されており、為替レート管理体制及び中国国外への資金送金に影響を与える規制の変更が、中国国外における当社グループの支出への充当又は当社の株主への配当支払能力に悪影響を与える可能性があります。さらに、人民元の為替レートの変化も当社グループが中国から受ける他の通貨建ての資金額、ひいては投資家の投資価値に影響する可能性があります。当社株式における投資家の投資価値は、日本円と他の通貨の間の外国為替レートにも影響されます。

事業保険について

中国の保険業界は、まだ発展の初期段階にあります。中国の保険会社は、限られた事業保険商品しか提供していません。その結果、当社グループは中国での経営に対し事業責任又は事業中断についての保険に入っていません。何らかの事業中断、訴訟、又は自然災害により、著しいコスト及び資源の分散という結果が生じる可能性があります。

(14) その他

ケイマン法について

当社は、当社の基本定款及び附属定款並びにケイマン会社法及びその他のケイマンの法体系に従うものとされています。ケイマン法に基づく株主の権利及び取締役の受託者責任は、日本の制定法又は判例ほど明確に確立されていません。特に、ケイマン法は、日本法に比べて投資家保護が極めて限定的であります。従って、かかる法制度上、当社の一般の株主は、経営陣、取締役、又は支配株主の関わる訴訟において自己の利益を保護することに関して、日本で設立された会社の株主よりも困難となる可能性があります。さらに、ケイマンにおいて設立された会社の株主は、日本の裁判所において株主代表訴訟を提起する資格を持たない可能性があります。

訴訟提起と判決執行の困難性について

当社はケイマンで設立され、当社グループの経営のほとんどは、中国における当社の子会社を通じて行っており、当社グループの取締役及び経営幹部のほとんどは日本国外に居住しており、それらの者のほとんど全部の資産は日本国外にあります。その結果、投資家は自己の権利が金融商品取引法の下で侵害されていると考えた場合であっても、当社グループ又は当社グループの取締役及び経営幹部に対し訴訟を提起することは困難又は不可能である可能性があります。投資家がこのような訴訟を提起することができたとしても、関連する管轄地域の法律が当社グループの資産又は当社グループの取締役及び経営幹部の資産に対して判決を執行することができないと判断される可能性があります。

自然災害による被害について

プロジェクト施工期間において、暴雨、豪雪といった悪天候、地震等の自然災害のように予想外の自然現象が発生し、当社グループの施工過程に影響を及ぼした場合には、付保をしても付保範囲を超える損害の発生、工事をやり直したり、追加工事を要すること等によって、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響が生じる可能性があります。

新型インフルエンザ又はその他の伝染病について

当社グループの業務は主に中国国内で行われております。2009年上半期、メキシコ、アメリカなどの国で、新型インフルエンザが発生し、瞬く間に世界各国に流行し、注目を集めました。中国国内においても、感染が確認され死者の報告もなされています。プロジェクト施工業者として、当社グループの従業員が工事現場にアクセスすることがあります。できる限り万全の予防対策が施されていますが、万が一、当社グループの従業員が検疫を受けることになる場合等には、当社グループが事業及び業務の中断を余儀なくされる可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態は、

悪影響を受けることがあります。また、中国における伝染病の管理や抑制が効を奏しない場合、中国における企業景況及び事業環境全体に悪影響を及ぼす可能性があり、同様に、国内消費及び場合により中国のGDP成長全体に悪影響を及ぼす可能性があります。当社グループの事業運営は主に中国市場を対象としているため、中国における国内総消費増加及びGDP成長の縮小又は鈍化は、当社グループの見通し、将来の成長、経営成績及び財政状態全体に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

持株会社である当社の配当可能資金について

当社は持株会社であり、子会社等の出資持分以外は、重要な資産を有しておりません。その結果、当社の株主に対する配当金の支払は、子会社から支払われる配当金、経営指導料その他のフィーに依存することとなります。本書提出日現在、子会社から当社への配当金支払実績はありますが、経営指導料その他のフィーの支払に係る約定及び実績はありません。仮に将来において子会社が負債を負った場合、関連する契約には当社に対する配当その他の支払を制限する条項が盛り込まれている可能性があります。また、子会社の設立準拠法に係る規制によっても、当社への支払が制限される可能性があります。中国国内の子会社に関する規制については、前記「(13) 中国に関するリスク 配当制限について」をご参照ください。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 連結子会社株式の譲渡

北京博奇は、2011年3月31日開催の取締役会決議に基づき、同日付けで北京博奇が保有する同社の子会社である武漢博奇に対する持分の一部を譲渡する契約を締結しました。

譲渡先：武漢博奇の個人株主4名

譲渡年月日：2011年3月31日

当該子会社の名称及び主な事業内容

当該子会社の名称：武漢博奇環保科技有限公司

主な事業内容：排煙脱硫・脱硝エンジニアリング

譲渡した持分の割合、譲渡価格及び譲渡後の持分比率

譲渡した持分の割合：60%

譲渡価格：4,907.4千人民元（約60,491.8千円）

譲渡後の持分比率：20%（注）

（注）武漢博奇が2011年12月に実施した株主割当増資を引き受けなかったため、北京博奇の持分比率は8.6%まで低下しました。その結果、武漢博奇は、当社グループの持分法が適用される関連会社ではなくなりました。

(2) 連結子会社による共同出資会社設立

北京博奇は、2011年9月9日開催の取締役会決議に基づき、同日付けで北京国電龍源環保工程有限公司と共同出資で漢川龍源博奇環保科技有限公司を設立する契約を締結しました。なお、設立手続は2011年10月8日に終了しております。

共同出資会社の概要

商号：漢川龍源博奇環保科技有限公司

所在地：中国湖北省漢川市經濟開發区

代表者の役職・氏名：董事長 秦国偉

事業内容：環境保全事業オペレーション・メンテナンス関連業務

資本金：30,000千人民元（約369,800千円）

共同出資相手先：北京国電龍源環保工程有限公司

出資日、出資方法、出資額及び出資比率

出資日：2011年9月9日

出資方法：現金

出資額：9,000千人民元（約110,940千円）

出資比率：30%

(3) 技術導入契約

荏原製作所との技術ライセンス契約

北京博奇は、2002年12月31日、千代田化工建設株式会社（以下「千代田化工」といいます。）の保有する湿式脱硫技術のライセンスを受けている荏原製作所と湿式排煙脱硫技術についてのサブライセンス契約を締結しました。本契約において、北京博奇は荏原製作所から、当該技術（商標を含みます。）の中国（台湾を除きます。）における使用許諾を受け、特に契約発効日から5年間は独占的な使用許諾を受けておりましたが（但し、北京博奇が独占的使用権を有する期間においても、荏原製作所は、世界銀行、アジア開発銀行又は日本国際協力銀行が資金を拠出し、国際的な公開入札手続を経て入札されたプロジェクトその他一定のプロジェクトについては、中国における販売の権利等を留保しておりました。）、かかる独占的に使用できる期間は満了しました。また、本契約上、北京博奇は、一定の要件のもとでライセンサーに対して当該技術提供する場合、又はライセンサーが事前に同意して行われる特別のプロジェクトの場合には、当該技術を輸出し、又は中国国外で提供することができます。

本契約は15年間有効で、本契約終了後は、北京博奇は、無料で当該技術を使用し続けることができます。

川崎重工との技術ライセンス契約

北京博奇は、2003年1月7日、川崎重工と湿式排煙脱硫技術についてのライセンス契約を締結しました。本契約において、北京博奇は、川崎重工から、同社が保有する湿式排煙脱硫技術（商標を含みます。）の中国（台湾を除きます。）における使用の許諾を受け、特に契約発効日から3年間については独占的な使用許諾を受けておりましたが（但し、かかる

北京博奇の独占的使用期間においても、川崎重工は、世界銀行、アジア開発銀行又は日本の金融機関が資金を抛出し、国際競争入札手続を経て入札されたプロジェクトその他一定のプロジェクトについては、中国における販売の権利等を留保しておりました。本契約の有効期間は15年間であり、北京博奇は、本契約終了後は、商標を除く当該技術を無料で使用し続けることができます。また、本契約上、北京博奇は、一定の要件のもとでライセンサーに対して当該技術を提供する場合、又はライセンサーが事前に同意して行われる特別のプロジェクトの場合には、当該技術を輸出し、又は中国国外で提供することができます。

川崎重工の分社化に伴い、本契約のライセンサーの地位は、川崎重工からカワサキプラントシステムズ株式会社に変更されましたが、北京博奇は、2007年2月26日に同社との間で本契約の変更契約を締結しました。本変更契約により、北京博奇による独占使用期間は、変更契約締結日から5年間延長されましたが、期間満了により、独占使用期間は終了しました。

(4) 技術提携契約

北京バブコック・アンド・ウィルコックス（Babcock & Wilcox Beijing Company Ltd.）との脱硝プロジェクト提携契約の終了

北京博奇は、2005年4月6日付で、北京バブコック・アンド・ウィルコックスと脱硝プロジェクトに関する提携契約を締結しておりましたが、当該契約は期間満了により終了しました。

浙江大学エネルギープロジェクト研究所と戦略的提携契約

北京博奇は、2008年1月30日、浙江大学エネルギープロジェクト研究所と戦略的提携契約を締結しました。本契約に基づき、北京博奇と浙江大学エネルギープロジェクト研究所は以下の業務を共同して行います。

- a. エネルギー利用効率の向上、クリーンエネルギーの利用、並びに省エネルギー及び汚染物排出削減等の分野において、共同で技術開発及び研究開発を行う。
- b. 省エネルギーと汚染物排出削減に関する共同研究開発センターを設立し、下記の研究開発を行う。
 - ・ 污泥焼却及び乾燥汚染物の排出と制御に関する研究
 - ・ 排気ガス中のオゾン及び活性分子酸化を除去する研究
 - ・ 活性コークス脱硫及び硫黄回収技術に関する研究
- c. 各種の環境保護プロジェクトの実施に関して、互いに協力をする。

本契約の期間は5年間で更新はなく、当事者双方は別途協議して改めて契約を締結すると規定されております。

本契約の締結により、北京博奇と浙江大学の間の2005年11月30日付技術締結契約は終了しております。

6 【研究開発活動】

当社グループの研究開発は、中国国外から導入した技術を、中国の国情及び実際のニーズに適応させるための改良・最適化を基本としつつ、海外企業、大学、研究機関等との提携により、事業のさらなる発展に向けた当社グループの知的財産権に関連する環境保護産業関連の技術を開発することを目標としております。

当連結会計年度は、研究開発、輸入設備の国産化、設計の最適化を中心に行い、排煙脱硫・脱硝事業における研究開発費は1,006千人民元（12,400千円）、その他における研究開発費は491千人民元（6,050千円）であり、研究開発費の総額は1,497千人民元（18,450千円）でした。

当連結会計年度において、北京博奇は特許権を2件出願し、また、特許権を16件取得しました。

また、当連結会計年度における研究開発活動の状況の変更の内容は、次のとおりであります。

排煙脱硫・脱硝事業

北京博奇は旧石灰石膏湿式脱硫技術を基に脱硫効率が99%の高効率湿式排煙脱硫技術を開発して、重慶旗能電?有限公司脱硫プロジェクトにその技術を使用しています。また、北京博奇の知的財産権の排煙脱硫技術設計基準を改善し、排煙脱硫関連特許を1件出願しました。

北京博奇は積極的に排煙脱硝の還元剤技術の導入及び研究開発を行うと同時に自己排煙脱硝技術の研究開発を行い、博奇脱硝技術設計基準を改善し、当社グループの脱硝事業の設計基準レベルを向上させています。

固体廃棄物処理事業

該当事項はありません。

石炭の配合・販売事業

該当事項はありません。

その他

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、日本国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、必要と思われる見積りは合理的な基準に基づいて実施しております。詳細につきましては、後記「第6 経理の状況 1 財務書類 (1) 連結財務諸表等 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度における世界経済及び中国の経済情勢は複雑な様相を呈しております。その中で、中国全土の電力使用量は伸びており、発電設備の規模は引き続き拡大し、電源構成も改善しつつあります。

また、かかる状況のもとで、当社グループは、以下に掲げる事業拡大への取り組みを強化しました。

事業においては、企業の安定的かつ持続的な発展を目的として、経営メカニズムの強化策を実施した結果、脱硫BOT、オペレーション・メンテナンス業務及び石炭の配合・販売事業の売上高の総売上高に占める割合は前年度と比べ増加しました。

原価のコントロールにおいて、引き続きコストダウン及び採算性の向上を進めました。

工事管理及びオペレーション・メンテナンス業務において、設計企画力の強化、資材購入の追跡管理、工事標準化などの措置を講じました。

売掛金回収においては、回収担当者の回収評価制度を改善し、回収を強化しています。

技術の研究開発においては、効率を上げるため当社グループの各部署の研究開発担当者を一箇所に集め、中国国内外において技術交流及び技術協力を数多く行いました。

総じて言えば、2011年当社グループは、激しい市場競争、受注及び建設中のプロジェクトの減少、インフレによるコスト増加の情勢の下で、事業構造の転換に重点を置き、管理を強化し、利益を向上させるため、懸命に努力した結果、安定的かつ健全な企業の生産経営及び財務状況を維持することができました。

当連結会計年度において、当社グループが新規に受注したプロジェクトは27件、合計請負金額1,093,637千人民元

(13,480,883千円)で、新規に受注したプロジェクトのうち、排煙脱硫プロジェクトは11件で、合計請負金額549,620千人民元(6,774,976千円)、排煙脱硝プロジェクトは3件で、合計請負金額69,960千人民元(862,373千円)となっております。また、オペレーション・メンテナンス案件は13件で、合計請負金額115,763千人民元(1,426,967千円)、石炭の配合・販売事業は合計請負金額358,294千人民元(4,416,567千円)、その他の事業についての受注はありません。

当連結会計年度において、売上高合計は1,202,535千人民元(14,823,240千円)で、対前連結会計年度比3.8%の減収、営業利益は40,550千人民元(499,849千円)で、対前連結会計年度比減益になり、経常利益は34,764千人民元(428,527千円)で、対前連結会計年度比減益になり、当期純利益は40,949千人民元(504,768千円)で、対前連結会計年度比減益であります。当連結会計年度末の受注契約残高は888,779千人民元(10,955,678千円)で、対前連結会計年度比37.5%の減少となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの主な競合会社は、中国国内の脱硫、脱硝及びその他環境保護事業を営む大手企業であり、その中には中国において環境保護事業について歴史を有する上場会社及び大手電力グループ会社に所属する環境保護事業会社が数多く含まれております。2012年度の電力業界における脱硫マーケットは依然として厳しい競争が続くことが予想されますが、当社グループは、技術面及び業績面における優位性を強化し、現在実施中のプロジェクトの品質管理を徹底することにより、当社グループのブランドを確立し、引き続きシェア拡大に努めていきます。

2012年において、中国政府はエネルギー構造の調整を引き続き強化し、発電方法に対するインフラ投資の割合の更なる最適化を進めるほか、産業構成の調整にも注力することが見込まれています。当社グループは、事業構成の調整を図るとともに、業界動向を分析・把握し、技術のレベルアップに対応して、従来の火力発電所向けの脱硫・脱硝事業の売上高の安定した伸びを維持するよう努めます。さらに、事業構成を見直し、冶金・化工分野における脱硫事業の開拓や、アフターサービス・メンテナンス業務の拡大に力を入れ、ゴミ発電・汚水処理・中水リサイクル・余熱利用等のハイテク環境保護事業を安定的かつ積極的に推し進めます。

また、2011年には、複雑な世界経済情勢に直面し、中国国内の経済成長のテンポは鈍化しました。当社グループの排煙脱硫システム等の環境保護設備の主な原材料である鉄鋼、銅、合成樹脂及びセメント等の価格は物価全体の変動による影響を受けて変動するため、当社グループは原材料の価格変動によるリスクに対応しなければなりません。そこで、当社グループは柔軟な運営・管理体制をとり、コストコントロールを強化し、設計の最適化や「長期間にわたるサプライメンバースhip」の構築等、原価削減を目的とする方策を講じることにより、原材料の価格変動によるリスクを最小限に抑えることを目指します。また、原材料の価格が物価全体の変動に連動することを十分に考慮したうえで、プロジェクト設備の調達及び下請け業者への発注時期を慎重に検討し、建設中のプロジェクトの原価削減及び新規プロジェクトの採算性向上につなげてまいります。

(4) 経営戦略の現状と見通し

2012年は、世界の主要国における経済の成長鈍化が続き、欧州債務危機の拡大、中国経済成長の減速、中長期の物価上昇の圧力の増加、緊縮金融政策の一定期間内の継続など依然として厳しい世界経済情勢が継続する一方、中国経済は中長期にみて安定的かつ急速な発展を維持すると予想しております。中国経済及び社会の持続的な発展のため、省エネルギー型及び環境重視型社会の構築、生態系の保護は依然として中国政府が直面している課題であります。2011年7月中国政府が新たに公布し、2012年1月1日から施行された「火力発電所大気汚染物排出基準」において、火力発電所の排出基準が更に厳格化されたことにより、一部脱硫設備では改造が必要となり、既存発電所では脱硝装置の建設が必要となります。また、中国国家発展改革委員会は2011年12月1日から脱硝によるコストの増加を抑えるため、脱硝装置がすでに正常稼働している火力発電所を対象とする脱硝電気価格補助政策を2011年11月30日に導入しました。従いまして、当社グループは、中国の環境保護産業は中国の産業界において依然として高い成長性を有する重要な部門であるものと認識しております。一方、環境保護政策の策定及び実行はその対象となる範囲が広く、中国経済の発展に対する影響は複雑であり、政策が実行される時期及び実効性には不確定要素が含まれています。環境保護産業市場における需給は、環境保護政策に影響されることから、当社グループの経営及び企画も影響を受けます。

当社グループの中長期経営戦略は以下の通りであります。

当社グループは環境保護・新エネルギー分野の展開を中長期的な経営戦略として掲げており、引き続き「事業の多角化、規模の拡大化、経営の最適化」の方針に基づき、中国国内のみならず、海外でも相当な競争力がある総合的環境保護ソリューション企業を目指しております。

経営戦略

当社グループは、経営モデル及び経営構造を調整し、単一業務型の経営から多角化経営へ、投資の拡大（粗放型）から生産性の向上（集約型）へ、単純な規模重視モデルから利益をも志向した品質重視のモデルに転換し、ハイクオリティの案件を創出し、企業ブランドを確立するよう努めてまいります。

市場戦略

当社グループは、技術面及びコストの面における優位性を活かし、優れた業績と徹底的な品質管理体制により、事業主の信頼を得て確固たるパートナーシップ、長期的な協力関係を築き、中国国内外に向けて事業の開拓に注力してまいります。

研究開発戦略

当社グループは、独自の研究開発を積極的に行い、「新技術の導入・消化・吸収・イノベーション」の方針に基づき、プロジェクトを実施し、コア技術を強化することにより、技術面における優位性を活かして環境保護市場シェアを獲得し、経営を拡大しており、これにより利益を増加させ、企業の持続的な成長の実現に努めております。

人材戦略

当社グループは、優れた人材の確保と養成システムに取り組んでおり、優秀な人材の招致にも努めております。また、業

績考査システムによる能力主義を実施し、良好な報酬システム及び従業員福利システムを確立することにより、従業員の質を高めることで、企業全体の質の向上に力を入れております。

投資戦略

当社グループは、主要業務を軸として事業活動を展開しており、収益を優先させ、積極的に脱硫BOT（建設・運営・譲渡）/B00（建設・保有・運営）業務を行い、企業の持続的な成長を実現させることを目指しております。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資産、負債及び純資産の状況

a. 資産

当連結会計年度末における総資産は2,815,810千人民元（34,709,527千円）となり、前連結会計年度末に比べ4,266千人民元（52,588千円）の減少となりました。流動資産が16,517千人民元（203,597千円）増加し、固定資産が20,783千人民元（256,185千円）減少したことによるものであります。流動資産の増加は、現金及び預金が73,449千人民元（905,382千円）減少し、受取手形・完成工事未収入金等が67,825千人民元（836,060千円）増加したことによるものであります。

b. 負債

当連結会計年度末の総負債は1,596,355千人民元（19,677,725千円）となり、前連結会計年度末に比べ32,880千人民元（405,305千円）の減少となりました。これは主に支払手形・工事未払金が53,930千人民元（664,771千円）減少し、未成工事受入金が49,383千人民元（608,729千円）減少となった一方で、短期借入金が50,000千人民元（616,333千円）増加し、未払増徴税が9,724千人民元（119,863千円）の増加、完成工事補償引当金が10,715千人民元（132,075千円）増加したことによるものであります。

c. 純資産

当連結会計年度末の純資産は1,219,455千人民元（15,031,802千円）となり、前連結会計年度末に比べ28,614千人民元（352,717千円）の増加となりました。これは、当期純利益の計上により利益剰余金が34,884千人民元（430,002千円）増加し、新株予約権が4,636千人民元（57,146千円）減少し、少数株主持分が1,634千人民元（20,139千円）減少したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末時点における現金及び現金同等物の残高は573,640千人民元（7,071,065千円）であり、前連結会計年度に比べ71,674千人民元（883,501千円）の減少となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は94,225千人民元（1,161,476千円）（前年同期は52,779千人民元（650,585千円）の獲得）となりました。主な変動要因は税金等調整前当期純利益47,469千人民元（585,132千円）の計上、及びプロジェクト件数が増減したことによる債権債務の増減であります。具体的には、仕入債務が40,478千人民元（498,958千円）減少し、売上債権が68,251千人民元（841,310千円）増加し、未成工事受入金が45,045千人民元（555,258千円）減少し、商品及び製品が14,453千人民元（178,161千円）増加したことがキャッシュ・フローの減少した主な要因であります。一方で、未成工事支出金が39,656千人民元（488,823千円）減少し、拘束性預金が1,775千人民元（21,880千円）減少し、減価償却費が21,414千人民元（263,967千円）増加したことが、キャッシュ・フローの増加した主な要因であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は15,870千人民元（195,621千円）（前年同期は23,378千人民元（288,173千円）の使用）となりました。有形固定資産の取得により7,772千人民元（95,799千円）を支出するとともに、投資有価証券の取得による支出により10,000千人民元（123,267千円）を支出したことが主な要因であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の得られた資金は40,654千人民元（501,133千円）（前年同期は10,144千人民元（125,040千円）の使用）、短期借入金の新規借入によって50,000千人民元（616,333千円）増加したことが主な要因であります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、BOT（建設・運営・譲渡）/BOO（建設・保有・運営）業務及びオペレーション・メンテナンス業務を主要業務とし、排煙脱硝及び排煙脱硫改造業務に注力し、他に石炭の配合・販売事業、水処理等の業務も手掛けており、中国国内業界トップレベルかつ国際的にも相当の競争力のある環境ビジネス・ハイテク・カンパニーを目指しております。

当社グループでは、「管理の最適化、高品質プロジェクトの創出、経営構造の調整、利益の向上」という経営方針に基づき、省エネルギー環境保護産業において、新たなチャンスを把握し、事業構造を調整してまいります。当社は、省エネルギー環境保護産業に関する政策を把握・検討し、十分に理解した上で中国国内外での業務交流及び技術の導入を行い、新たな業務の開拓及び企業戦略を進めました。また、経営メカニズム及び管理モデルの調整、案件の管理及び工事標準化の強化、高品質のプロジェクトの創出及び企業ブランドの確立等、並びに社内経営評価システムの改善によってリスクコントロール及び収益能力を向上させ、これにより社員全員の責任意識及び経営管理レベルの向上を図りました。当社は、引き続きコストマネジメントを重視した経営方針に基づいて、原価のコントロールによるコスト・ダウン及び採算性の向上を進め、資金収支バランスの優れた企業運営メカニズムを追求し、投資家の利益の最大化に努めてまいります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは経営規模の拡大を目的として、設備投資を行っております。主に、事業拡大による車輛運搬具に2,669千人民元(32,903千円)、工具器具・備品に286千人民元(3,530千円)、機械装置に9千人民元(109千円)、建物及び構築物に245千人民元(3,020千円)、建設仮勘定に13,759千人民元(169,602千円)等の有形固定資産に16,968千人民元(209,164千円)を投資しております。また、当連結会計年度におけるソフトウェアと特許権への投資金額は約184千人民元(2,263千円)でした。

上記等の結果、当連結会計年度における資産投資の金額は、17,152千人民元(211,427千円)でした。固体廃棄物処理事業においては9,589千人民元(118,200千円)、排煙脱硫・脱硝事業においては、6,875千人民元(84,750千円)、石炭配合・販売事業においては、676千人民元(8,337千円)、その他においては11千人民元(140千円)の設備投資を実施しました。上記設備投資の所要資金については、自己資金及び銀行借入等により賄っています。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下の通りであります。

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額						従業員数 (名)
				建物	工具器具 備品	車輛 運搬具	機械 装置	建設 仮勘定	合計	
北京博奇電力科技有限公司	事業本部 (北京市東城区)	排煙脱硫・ 脱硝事業	オフィス	17,084 (210,595)	2,723 (33,569)	3,942 (48,593)	25 (307)	- (-)	23,775 (293,064)	270
山西寿陽明泰国能發電有限公司	中国山西省 寿陽市	固体廃棄物 処理事業	発電設 備等	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	693,145 (8,544,165) (注)1	693,145 (8,544,165)	2
江西井冈山博奇環保科技有限公司	中国江西省 吉安市	排煙脱硫・ 脱硝事業	煙気脱 硫設 備	19,273 (237,574)	165 (2,038)	773 (9,525)	149,733 (1,845,703)	29,266 (360,753)	199,210 (2,455,593)	98

(注)1. (前記「第3 事業の状況 4 事業等のリスク (1)当社グループの事業に関するリスク ボタ石発電プロジェクトへの取組みについて」をご参照ください。)

2. 金額には消費税(中国においては増値税)等は含まれておりません。

3. 上記のほか、連結会社以外からの主要な賃借している設備の内容は、下記の通りであります。

2011年12月31日現在
(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	賃貸期間	年間賃貸料
北京博奇電力科技有限公司	事業本部 (北京市東城区)	排煙脱硫・ 脱硝事業	事務所	2008年12月1日～ 2011年11月30日(注)	11,521 (142,021)

(注) 上記の事務所賃借については、継続的に契約する予定がありますが、2012年の賃貸料について、まだ交渉中です。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当連結会計年度中に購入した主要設備等

重要な設備の新設計画はありません。

(2) 当連結会計年度中に除却した主要設備等

当連結会計年度末現在における重要な設備の除却計画は次のとおりであります。

会社名	セグメントの名称	設備の内容	帳簿金額	売却年月
			建設仮勘定	
包頭市博奇環保新能源有限責任公司	固体廃棄物処理事業	建築基礎施設及び設備	14,328千人民元 (176,621千円)	2012年3月

(注) 上記の金額には、消費税（中国においては増値税）等は含まれておりません。また、売却は予定どおり2012年3月に完了しました。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

(2011年12月31日現在)

授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
3,000,000	721,976	2,278,024

(注) 2011年3月26日開催の第8期定時株主総会において、2011年4月1日を効力発生日とする、1株につき2株の割合で行う株式分割案が承認可決されました。効力発生日をもって発行可能株式総数が3,000,000株に、発行済株式の総数が721,976株に、未発行株式数は2,278,024株になりました。

【発行済株式】

(2011年12月31日現在)

記名・無記名の別 及び額面・無額面の別	種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
額面価格0.05米ドルの 記名株式(注)	普通株式	721,976	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権付株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。
計	-	721,976	-	-

(注) 2011年3月26日開催の第8期定時株主総会において、2011年4月1日を効力発生日とする、1株につき2株の割合で行う株式分割案が承認可決されました。効力発生日をもって額面価格は0.05米ドルとなり、発行済株式総数は721,976株となりました。

(注) 新株予約権等の状況

ストック・オプションの内容

	2007年A種 ストック・ オプション	2007年B種 ストック・ オプション	2007年C種 ストック・ オプション	2007年D種 ストック・ オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社連結子会社の 従業員57名	当社連結子会社の 従業員74名	当社取締役2名	当社連結子会社の 従業員1名
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注1)	普通株式 6,067株	普通株式 7,188株	普通株式 12,427株	普通株式 1,933株
付与日	2007年5月30日	2007年5月30日	2007年5月30日	2007年5月30日
権利確定条件	付与されたストック・ オプションのうち30% については上場後180 日経過した日に、30% については2009年6 月1日に、残りの40% については2010年6 月1日に、権利が確定 します。(注3)	付与されたストック・ オプションのうち30% については2008年6 月1日に、30%につ いては2009年6月1 日に、残りの40%に ついては2011年6 月1日に、権利が確 定します。(注3)	上場日に権利が確 定します。	(注2, 3)
対象勤務期間	対象勤務期間の定 めはありません。	対象勤務期間の定 めはありません。	対象勤務期間の定 めはありません。	対象勤務期間の定 めはありません。
権利行使期間	権利確定日から2 年間いつでも行使 することができます。 (注4)	権利確定日から2 年間いつでも行使 することができます。 (注4)	権利確定日から5 年間いつでも行使 することができます。 (注4)	権利確定日から2 年間いつでも行使 することができます。 (注4)

	2008年A種 ストック・オプション	2008年B種 ストック・オプション	2008年C種 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 1名	顧問 1名
株式の種類別のス tock・オプションの 数（注1）	普通株式 959株	普通株式 1,279株	普通株式 200株
付与日	2008年9月9日	2008年9月9日	2008年9月9日
権利確定条件	ストック・オプション付 与契約書に署名した日に 権利が確定します。	ストック・オプション付 与契約書に署名した日に 権利が確定します。	ストック・オプション付 与契約書に署名した日に 権利が確定します。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあ りません。	対象勤務期間の定めはあ りません。	対象勤務期間の定めはあ りません。
権利行使期間	権利確定日から5年間い つでも行使することがで きます。	権利確定日から5年間い つでも行使することがで きます。	権利確定日から5年間い つでも行使することがで きます。

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

- 1,381株を対象とするものについては上場日にすべて権利確定しました。276株を対象とするものについては2009年7月末時点で権利が失効しました。276株を対象とするものについては2010年7月末時点で権利が失効しました。なお、上記権利確定条件の変更権限がCEOに付与されている旨がストック・オプション付与契約にて規定されています。
- 特定の従業員に関する権利確定条件の変更権限をCEOに付与している旨がストック・オプション付与契約内にて規定されています。
- 権利行使期間の変更権限をCEOに付与している旨がストック・オプション発行決議にて決議されています。

ストック・オプションの規模及びその変動状況

年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算してあります。

ストック・オプションの数

	2007年A種 ストック・ オプション	2007年B種 ストック・ オプション	2007年C種 ストック・ オプション	2007年D種 ストック・ オプション	2008年A種 ストック・ オプション	2008年B種 ストック・ オプション	2008年C種 ストック・ オプション
権利確定前 (株)							
前連結会計年度末	-	2,168	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-	-	-
失効	-	294	-	-	-	-	-
権利確定	-	1,874	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-	-	-
権利確定後 (株)							
前連結会計年度末	6,260	1,618	20,000	-	1,918	2,558	400
権利確定	-	1,874	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-	-	-
失効	3,802	1,758	-	-	-	-	-
未行使残	2,458	1,734	20,000	-	1,918	2,558	400

(注) 当社は、2011年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これによりストック・オプションの数は当該株式分割後の数に調整しております。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額(人民 元)額面金額 (米ドル)	資本金残高(人民 元)額面金額(米ド ル)	備考
2007年3月16日	27,339,040.08	276,151.92	0 (0)	229,669.58 (27,615.192)	(注1)
2007年5月10日	3.92	276,148	0 (0)	229,669.58 (27,615.192)	(注2)
2007年8月7日	80,000	356,148	60,552.5 (8,000)	290,222.08 (35,615.192)	(注3)
2007年10月12日	4,840	360,988	3,637.37 (484)	293,859.45 (36,099.192)	(注4)
2011年4月1日	360,988	721,976	0 (0)	293,859.45 (36,099.192)	(注5)

- (注) 1. 当社は2007年3月16日付けで当社普通株式100株を1株とする株式併合を行いました。
 2. 当社は株主より(注3)記載の株式併合により生じた端数株を買い取った上で消却しました。
 3. 当社は2007年8月7日付けで公募の方法により普通株式80,000株を発行しました。
 4. ストック・オプションの行使により当社普通株式4,840株が発行されております。
 5. 2011年3月26日開催の第8期定時株主総会において、2011年4月1日を効力発生日とする、1株につき2株の割合で行う株式分割案が承認可決されました。その結果、効力発生日をもって、発行済株式総数残高が721,976株となりました。

(4) 【所有者別状況】

(2011年12月31日現在)

区分	株式の状況							計	端株の 状況
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	5	1	3	193	26	-	17,066	17,294	-
所有株式数 (株)	219	51	207	24,340	398,240	-	298,919	721,976	-
所有株式数 の割合(%)	0.03	0.01	0.03	3.37	55.16	-	41.40	100.00	-

(5) 【大株主の状況】

(2011年12月31日現在)

	氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
1	CREDIT SUISSE AG HONG KONG TRUST A/C CLIENT (常任代理人 BTMU) (注1)	東京都港区浜松町二丁目11番3号 三菱東京UFJ銀行決済事業部カスタ ディ業務グループ	226,834	31.6
2	BARCLAYS BK SG WEALTH MGMT (常任代理人SCB) (注2)	東京都千代田区永田町二丁目11番 1号 山王パークタワービル21階	138,482	19.3
3	REDSUN LIMITED (常任代理人 アーツ証券株式会社)	東京都中央区新川二丁目1番9号	22,726	3.2
	計		388,042	54.1

- (注) 1. CREDIT SUISSE AG HONG KONG TRUST A/C CLIENTの保有株式には、イーストアジア・パワー・ホールディング・リミテッドの実質保有分226,834株が含まれています。
2. BARCLAYS BK SG WEALTH MGMTの保有株式には、ハイスカイ・インベストメント・ホールディング・カンパニー・リミテッドの実質保有分92,724株、ウェルスランド・インターナショナル・インクの実質保有分45,758株が含まれています。また、ハイスカイ・インベストメント・ホールディング・カンパニー・リミテッドは、2012年1月11日付で、その保有する当社株式92,724株を、BESインベストメント・リミテッドに譲渡しました。
3. 2011年3月26日開催の第8期定時株主総会において、2011年4月1日を効力発生日とする、1株につき2株の割合で行う株式分割案が承認可決されました。効力発生日をもって、発行可能株式総数が3,000,000株に、発行済株式の総数が721,976株になりました。
4. 出資比率の算定に際し、自己株式を除いております。

2 【配当政策】

当社グループは現在経営戦略の見直しに着手しており、成長過程における次のステップに進むため、内部留保の充実を図り、これを事業の発展及び研究開発活動の拡充のための投資等に充当し、なお一層の業務拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながるものと考えております。また、当社グループを取り巻く今後の経済環境、金融市場の動向につきましても引き続き不安定な状態が続くと予想されますことから、今期につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきますと存じます。

3 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2007年12月	2008年12月	2009年12月	2010年12月	2011年12月
最高(円)	283,000	185,000	37,800	36,250	13,630
最低(円)	164,000	17,000	15,100	14,600	3,000

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
なお、2007年8月8日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。
2. 印は、株式分割(2011年4月1日付で1株を2株に分割)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

（２）【当該事業年度中最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2011年 7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	8,900	7,050	5,750	5,550	5,200	4,070
最低（円）	6,950	4,790	4,920	4,920	3,470	3,000

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

4【役員状況】

(1) 取締役及び経営幹部の経歴及び所有株式数等

当社の取締役の経歴及び所有株式数等

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)	任期
代表取締役	会長 総裁兼 CEO	チャン・リー チェン	1965年 8月31日	1988年7月 北京華券投資諮訊有限公司 1995年9月 北京中興券貿易有限公司 副総経理 2000年3月 深?伯克利資訊技術有限公司 副総経理 2000年5月 比特科技控股股?有限公司 取締役 2001年3月 比特科技控股股?有限公司 会長 2002年6月 北京比特偉業科技有限公司 会長 2005年6月 北京博奇電力科技有限公司 取締役（現任） 2005年11月 当社 取締役 2007年9月 当社 代表取締役会長 2007年9月 北京博奇電力科技有限公司 代表取締役董事長（現任） 2007年9月 北京聖邑天成環保科技有限公司 代表取締役（現任） 2007年9月 北京博奇環保科技有限公司 代表取締役（現任） 2009年12月 当社 代表取締役会長、総裁兼CEO（現任） 2010年12月 北京博奇潤邦科技有限公司 法人代表者（現任） 2011年1月 浙江博奇電力科技有限公司 法人代表者（現任）	-	2013年 12月31 日以降 の最初 の年次 株主総 会終結 時まで
取締役	副会長	ツォン・ジー ジュン	1971年 3月26日	1992年3月 IBM中国有限公司 マーケティングマネージャー 1996年4月 インターナショナル・レクティブファイアー・リミテッド プロジェクトマネージャー 2001年9月 メリルリンチ（アジアパシフィック）リミテッド アソシエイト 2003年1月 北京華亜和訊科技有限公司 取締役 2004年6月 北京博奇電力科技有限公司 取締役副総裁、財務最高責任者（CFO） 2005年11月 当社 取締役 2007年3月 北京博奇電力科技有限公司 取締役副董事長（現任） 2007年3月 当社 取締役副会長（現任） 2009年3月 北京博奇潤邦科技有限公司 法人代表者（現任）	-	2013年 12月31 日以降 の最初 の年次 株主総 会終結 時まで

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)	任期
取締役	-	ラン・ウェイ	1955年7月8日	1982年7月 瀋陽飛機製造公司 1987年7月 国務院政策研究室 研究員 1993年3月 中国証券監督管理委員会 上場部副主任 1996年1月 香港中旅(集团)有限公司 取締役 2000年11月 ファースト・シティ・インベストメント・インク 総裁(現任) 2003年12月 北京博奇電力科技有限公司 取締役(現任) 2005年11月 当社 取締役(現任)	-	2013年12月31日以降の最初の年次株主総会終結時まで
取締役	-	ワン・ピン	1962年12月21日	1983年1月 中国電力建設研究所 プロジェクトマネージャー 1994年1月 北京中聯動力化学公司 プロジェクトマネージャー 1999年11月 国華荏原環境工程公司 部門マネージャー 2002年9月 北京博奇電力科技有限公司 部門マネージャー 2005年6月 同社 副総裁 2006年3月 同社 常勤監査役 2006年8月 同社 取締役(現任) 当社 取締役(現任)	1,294	2011年12月31日以降の最初の年次株主総会終結時まで
取締役	-	シエ・グオチョン	1960年8月3日	1990年9月 世界銀行入行 経済アナリスト 1995年5月 マッコーリー銀行シンガポール支店 企業財務部 コー・ディレクター 1997年7月 モルガン・スタンレー バイス・プレジデント 2000年12月 同社 マネージング・ディレクター、アジア太平洋地区チーフ・エコノミスト 2006年11月 中国経済誌「財経」特約エコノミスト(現任) 2007年6月 北京博奇電力科技有限公司 取締役(現任) 当社 取締役(現任)	-	2012年12月31日以降の最初の年次株主総会終結時まで
株式数合計					1,294	

(注) 1. 当社の委員会体制については次の通りであります。

監査委員会：ワン・ピン(委員長)、ラン・ウェイ、シエ・グオチョン

- 代表取締役会長、総裁兼CEOであるチャン・リーチェンと取締役であるツォン・ジージュンがそれぞれ議決権の50%を有するイーストアジア・パワー・ホールディング・リミテッドが、当社普通株式226,834株を実質保有しております。
- 取締役であるラン・ウェイが議決権の100%を有するウェルスランド・インターナショナル・インクが、当社普通株式45,758株を保有しております。
- 取締役であるワン・ピンが当社普通株式1,294株を保有しております。
- 取締役のうち、ラン・ウェイ及びシエ・グオチョンは社外取締役です。社外取締役とは、当社の監査委員会規程により、当社又はその子会社の執行役若しくは業務執行取締役又は他の使用人でなく、かつ、過去に当社又はその子会社の執行役若しくは業務執行取締役又は他の使用人であったことがない取締役と定義されております。
- ワン・ジュンは、2012年1月11日付で当社の取締役名誉会長及び北京博奇の取締役を辞任しました。
- 2012年4月12日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況は、以下のとおりとなる予定であります。なお、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容(役職等)も含めて記載しております。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)	任期
代表取締役	会長 総裁兼 CEO	チャン・リー チェン	1965年 8月31日	1988年7月 北京華券投資諮訊有限公司 1995年9月 北京中興貿易有限公司 副総経理 2000年3月 深?伯克利資訊技術有限公司 副総経理 2000年5月 比特科技控股股?有限公司 取締役 2001年3月 比特科技控股股?有限公司 会長 2002年6月 北京比特偉業科技有限公司 会長 2005年6月 北京博奇電力科技有限公司 取締役（現任） 2005年11月 当社 取締役 2007年9月 当社 代表取締役会長 2007年9月 北京博奇電力科技有限公司 代表取締役董事長（現任） 2007年9月 北京聖邑天成環保科技有限公司 代表取締役（現任） 2007年9月 北京博奇環保科技有限公司 代表取締役（現任） 2009年12月 当社 代表取締役会長、総裁兼CEO（現任） 2010年12月 北京博奇潤邦科技有限公司 法人代表者（現任） 2011年1月 浙江博奇電力科技有限公司 法人代表者（現任）	-	2013年 12月31 日以降 の最初 の年次 株主総 会終結 時まで
取締役	副会長	ツォン・ジー ジュン	1971年 3月26日	1992年3月 IBM中国有限公司 マーケティングマネージャー 1996年4月 インターナショナル・レクティファイアー・リミテッド プロジェクトマネージャー 2001年9月 メリルリンチ（アジアパシフィック）リミテッド アソシエイト 2003年1月 北京華亜和訊科技有限公司 取締役 2004年6月 北京博奇電力科技有限公司 取締役副総裁、財務最高責任者（CFO） 2005年11月 当社 取締役 2007年3月 北京博奇電力科技有限公司 取締役副董事長（現任） 2007年3月 当社 取締役副会長（現任） 2009年3月 北京博奇潤邦科技有限公司 法人代表者（現任）	-	2013年 12月31 日以降 の最初 の年次 株主総 会終結 時まで

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)	任期
取締役	-	ラン・ウェイ	1955年 7月8日	1982年7月 瀋陽飛機製造公司 1987年7月 国务院政策研究室 研究員 1993年3月 中国证券监督管理委员会 上場部副主任 1996年1月 香港中旅(集团)有限公司 取締役 2000年11月 ファースト・シティ・インベストメント・インク 総裁(現任) 2003年12月 北京博奇電力科技有限公司 取締役(現任) 2005年11月 当社 取締役(現任)	-	2013年 12月31 日以降 の最初 の年次 株主総 会終結 時まで
取締役	-	ワン・ピン	1962年 12月21日	1983年1月 中国電力建設研究所 プロジェクトマネージャー 1994年1月 北京中聯動力化学公司 プロジェクトマネージャー 1999年11月 国華荏原環境工程公司 部門マネージャー 2002年9月 北京博奇電力科技有限公司 部門マネージャー 2005年6月 同社 副総裁 2006年3月 同社 常勤監査役 2006年8月 同社 取締役(現任) 当社 取締役(現任)	1,294	2014年 12月31 日以降 の最初 の年次 株主総 会終結 時まで
取締役	-	シエ・グオ チョン	1960年 8月3日	1990年9月 世界銀行入行 経済アナリスト 1995年5月 マッコーリー銀行シンガポール支店 企業財務部 コー・ディレクター 1997年7月 モルガン・スタンレー バイス・プレジデント 2000年12月 同社 マネージング・ディレクター、アジア太平 洋地区チーフ・エコノミスト 2006年11月 中国経済誌「財経」特約エコノミスト(現任) 2007年6月 北京博奇電力科技有限公司 取締役(現任) 当社 取締役(現任)	-	2012年 12月31 日以降 の最初 の年次 株主総 会終結 時まで
株式数合計					1,294	

北京博奇の経営陣の経歴及び所有株式数等

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)	任期
代表取締役	会長 総裁兼CEO (注)	チャン・リー チェン		前記「 当社の取締役の経歴及び所有株式数等」をご参照下さい。		3年
取締役	副会長	ツォン・ジー ジュン		前記「 当社の取締役の経歴及び所有株式数等」をご参照下さい。		3年
取締役	-	ラン・ウェイ		前記「 当社の取締役の経歴及び所有株式数等」をご参照下さい。		3年
取締役	-	ワン・ピン		前記「 当社の取締役の経歴及び所有株式数等」をご参照下さい。		3年
取締役	-	シエ・グオ チョン		前記「 当社の取締役の経歴及び所有株式数等」をご参照下さい。		3年
監査役 (従業員代表 監査役)	-	チョウ・ コンユ	1961年 8月18日	1983年7月 上海石油化工総所 技術者 1989年1月 上海冶金鋅山機械所 設計エンジニア 1995年1月 上海未来環境工程有限公司 設計マネージャー 2000年1月 上海石川島脱硫工程公司 技術マネージャー 2004年1月 上海納泉電力科技有限公司 副総エンジニア 2010年3月 北京博奇電力科技有限公司 2010年8月 同社 副総エンジニア 2010年9月 同社 副総エンジニア兼監査役(現任)	-	3年
監査役 (従業員代表 監査役)	-	サイ・イジン	1976年 10月30日	1999年4月 清華同方能源環境 エンジニア 2007年2月 大唐節能科技公司 エンジニア 2007年6月 北京博奇電力科技有限公司 開発マネージャー 2010年9月 同社 副総エンジニア兼開発部部長(現任) 2012年3月 同社 監査役(現任)	-	3年
監査役 (社外 監査役)	-	ガオ・ユ	1968年 10月20日	1990年7月 太極計算機股?有限公司 1992年10月 IBM中国有限公司 販売部門 マネージャー 2000年3月 電商(中国)有限公司 副総裁 2001年7月 中聯電腦(国際)有限公司 副総裁 2003年9月 北京オラクルソフトウェアシステム有限公司 取締役(現任) 2006年10月 北京博奇電力科技有限公司 監査役(現任)	-	3年

(注) 董事長とは、中国の会社において、日本の取締役会に相当する董事会会議を招集及び主催する者をいい、その選出方法は定款に定められます(中国会社法第45条、48条等)。また、総裁(総経理)とは董事会により選任又は解任され、董事会に対して責任を負い会社の経営管理等をし、董事会決議を執行する者をいいます(中国会社法第50条)。

(2) 取締役及びその他の役員の報酬

2011年度において当社の取締役に支払われた報酬は2,286千人民元(28,173千円)でした。2011年度において北京博奇の取締役に対して支払われた報酬の総額は420千人民元(5,177千円)、監査役に対して支払われた報酬の総額は440千人民元(5,424千円)でした。

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

基本方針

当社グループは、株主に対する利益の還元を最大目標として、法律及び企業道徳理念の重要性を尊重し、かつ絶えず変化する社会及び経営環境に対応するために、迅速・的確な経営に関する決定、高度な企業統治の健全性、及び株主・顧客・取引先等との良好な関係を確保できるコーポレート・ガバナンス体制を下記のとおり構築します。また、迅速かつ適切な情報開示を行い、当社グループの透明性を高めます。

経営体制

当社グループは提出会社を持株会社とする構造になっております。提出会社の株主の利益を確保するためには、提出会社が当社グループ傘下の子会社、中でも当社グループの中核である北京博奇に対するコントロールを有していることが重要です。この点、提出会社は、北京博奇の株式を直接又は間接にすべて保有しております。また、提出会社は、他の子会社の株式を直接又は間接にすべて保有しております（当社グループの持株構造の詳細については、「第2 企業の概況 2 沿革」をご参照ください。）。さらに、本書提出日現在、包頭博奇、鎮江博奇、井岡山博奇及び安徽能達を除くその他の子会社の取締役は提出会社自身又は提出会社の取締役が兼務しており、提出会社は北京博奇をはじめとするグループ傘下のすべての子会社の経営を支配しております。

a. 当社の経営体制

提出会社及び当社グループの経営方針は、提出会社の取締役会が決定し、かかる取締役会は毎月招集され、当社グループの経営面における重要事項について検討及び決定を行います。提出会社の取締役会は、提出会社の株主総会によって選任され、現在5名の取締役（うち2名は社外取締役）が就任しております。社外取締役とは、当社の監査委員会規程により、当社又はその子会社の執行役若しくは業務執行取締役又は他の使用人でなく、かつ、過去に当社又はその子会社の執行役若しくは業務執行取締役又は他の使用人であったことがない取締役とされております。

提出会社の定款の定めによれば、取締役は、株主総会において選任されます。取締役の任期は、選任後3回目の事業年度の末日の直後に開催される定時株主総会の終結時に満了しますが、任期が満了した取締役は直ちに再任される資格を有します。このような任期の定めにより、株主が提出会社の意思決定プロセスに参加することが確保されます。

取締役会は、提出会社の業務執行を行う権限を総裁兼CEOに委任します。提出会社の定款は、取締役会に対し、その権限、権能及び裁量権を、提出会社が適当と考える取締役及びその他の者によって構成される委員会に委任することを認めております。取締役会は、いつでも、委任事項の全部又は一部を取り消し又は変更することができます。委員会は、その委任された権限、権能及び裁量権を行使する際、取締役会が設定する規則を遵守するものとします。

また、提出会社は、本書提出日現在、ワン・ピン、ラン・ウェイ、シエ・グオチョンという3名の取締役（うちラン・ウェイ及びシエ・グオチョンは社外取締役）によって構成される監査委員会を設置しております。

当社の社外取締役であるラン・ウェイについては、同人が議決権の100%を有するウェルスランド・インターナショナル・インクが、当社普通株式を保有しております。

なお、現在の社外取締役と提出会社との間には上記以外に特別の利害関係（人的関係、資本関係及び取引関係を含みます。）はありません。

当連結会計年度に提出会社の取締役に対して支払われた報酬は2,286千人民元(28,173千円)でした。提出会社の取締役に対する報酬については、当社の株主総会で当社取締役全員に対する報酬の総額を決定し、当社の取締役会で個々の当社取締役への配分額が確定されます。

b. 北京博奇の経営体制

北京博奇は、コーポレート・ガバナンスを強化し、経営の有効性及び効率性を高めるため、以下の経営体制となっております。

北京博奇の定款の定めによれば、北京博奇においては株主総会が会社の最高意思決定機関です。定時株主総会は毎年1回開催され、北京博奇の経営方針及び投資計画の決定、取締役及び監査役の選任、取締役及び監査役の報酬の決定、予算案及び決算案の承認、合併及び分割等、北京博奇の経営にとって重要な事項を決定します。

また、北京博奇の定款の定めによれば、取締役の任期は3年ですが、任期満了時の株主総会において、再任される資格を有しております。現在、北京博奇では、5名の取締役（うち代表取締役1名、社外取締役2名）（社外取締役とは、同社の業務執行にあらず、過去に当社及びその子会社の業務執行取締役、支配人その他の使用人になったことがなく、現在も当社及びその子会社の業務執行取締役、支配人その他の使用人でない取締役と中国会社法で定義されております。）、3名の監査役（うち社外監査役1名）を選任しております。現在の社外取締役と北京博奇との間には提出会社に関して記載したものを除き特別の利害関係（人的関係、資本関係及び取引関係を含みます。）はありません。

北京博奇の取締役会は毎月招集され、経営計画、予算等の経営上の重要な議案の策定、内部管理体制の決定、合併・増減資等会社の基本事項の議案の策定その他の重要事項の決定等、北京博奇の定款上及び中国会社法上、取締役会に認められた権限を行使し、責任を負います。

当連結会計年度において北京博奇の取締役に対して支払われた報酬の総額は420千人民元（5,177千円）でした。かかる取締役に対する報酬については、北京博奇の株主総会で取締役全員に対する報酬の総額を決定し、取締役会で個々の取締役への配分額が確定されます。

監査体制

a. 内部監査

(イ) 提出会社

提出会社はコーポレート・ガバナンスを強化するために、3名以上の取締役によって構成される監査委員会を設置しております。提出会社の監査委員会規程の定めによると、監査委員会の委員は、提出会社又はその子会社の業務執行取締役、執行役又は使用人を兼務することができず、また、委員の過半数は社外取締役から選任されることとされております。監査委員会は取締役（子会社の取締役を含みます。）の職務の執行の監査及び監査報告の作成を行い、当社株主総会に提出する香港及び日本の外部監査人の選任及び解任に関する議案の内容を決定する権限を有し、当社グループ全体を監督します。なお、当社は、株式会社東京証券取引所に上場した後に、ガバナンス体制をより強化するために、監査委員たる取締役として、当社グループと一切の利害関係を有しない適切な人物を外部から招聘することを積極的に検討・実践します。なお、監査委員のシエ・グオチョンは、世界銀行及びモルガン・スタンレー等の会社で20年以上の実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

従って、業務執行に携わる取締役の影響力を排除した形での監査体制が当社グループには存在していると考えております。

(ロ) 北京博奇

監査役監査

中国の会社法は3名以上の監査役による監査役会の設置を要求しております。北京博奇は3名の監査役により構成される監査役会を設置しております。そのうち1名は株主総会により選出された監査役であり、2名は従業員により選出される従業員代表監査役です。北京博奇は、北京博奇の株主総会において3名の監査役を選任しております。監査役は、毎回の同社取締役会に出席し、同社取締役による経営判断及び業務執行の適法性及び合理性（同社社会にかかるとのものを含みます。）を監督します。監査役と北京博奇の間には、特別の利害関係（人的関係、資本関係及び取引関係を含みます。）はありません。また、北京博奇は、中国会社法の定めに従って、全監査役から構成される監査役会を設置しております。監査役会は、会社の財務及び取締役等の職務執行等に対する監督を行い、取締役等の行為が会社の利益に反する場合には、その行為の是正を要求します。

当連結会計年度において北京博奇の監査役3名に対して支払われた報酬の総額は440千人民元（5,434千円）でした。

内部監査部

北京博奇は、同社の業務執行の最高責任者である総裁兼CEOに対して直接責任を負う内部監査部を設けております。内部監査部は、部門マネージャー1名及び長期的に会計監査業務に従事する監査人員1名により構成されております。内部監査部は、当社及び子会社の業務及び財務面に対して全面的かつ定期的な検査を行う責任を負っ

ており、業務の計画性、合理性及び実施状況について検査を行い、これによりリスク管理、内部統制の制度確立及び遵守状況の評価を行います。内部監査部はさらに、検査の結果に基づいて、経営上有効かつ効率的な改善案を提案し、改善状況について追跡調査を行います。なお、内部監査部の楊建東は中国電能成套設備有限公司の財務部門において3年以上の実務経験があり、また、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

b. 外部監査

(イ) 提出会社

会計監査の状況

提出会社及び提出会社の子会社は有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結して、会計監査を受けております。当年度において提出会社及び提出会社の会計監査業務を執行した有限責任監査法人トーマツの公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名

(有限責任監査法人トーマツ)

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 浅枝芳隆

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 丸山友康

(注) 継続監査年数は、7年を超えていないため記載を省略しております。

会計監査業務に係る補助者の構成 公認会計士等2名 その他3名

また、当連結会計年度において、香港デロイト トウシュ トーマツ会計事務所からの国際会計基準の監査を受けて、そのサービスに係る監査報酬を支払っております。

日本の会計基準に基づく財務諸表の監査・証明業務にかかる外部監査人の選任及び解任については提出会社の株主総会の承認を要し(但し、外部監査人の選任及び解任に関する株主総会の議案の内容の決定には、監査委員会の決議を要します。)、かかる会計事務所に対する業務の委託や報酬の支払は、提出会社の取締役会で決定されます。

(ロ) 北京博奇

北京博奇は、中国中瑞華会計士事務所に、中国の会計基準に基づく財務書類の監査・証明業務を委託しております。業務を執行した公認会計士は、ツァオ・ビン氏及びシェ・インセイ氏です。2011年度において中国中瑞華会計士事務所に対して支払われた報酬の総額は120千人民元であり、その全額が財務書類の監査・証明業務に対する報酬でした。

かかる会計事務所に対する業務の委託や報酬の支払は、北京博奇の取締役会で決定されます。

c. 内部監査、監査委員会・監査役監査と外部監査の相互連携

(イ) 提出会社の監査委員会と外部監査人の連携状況

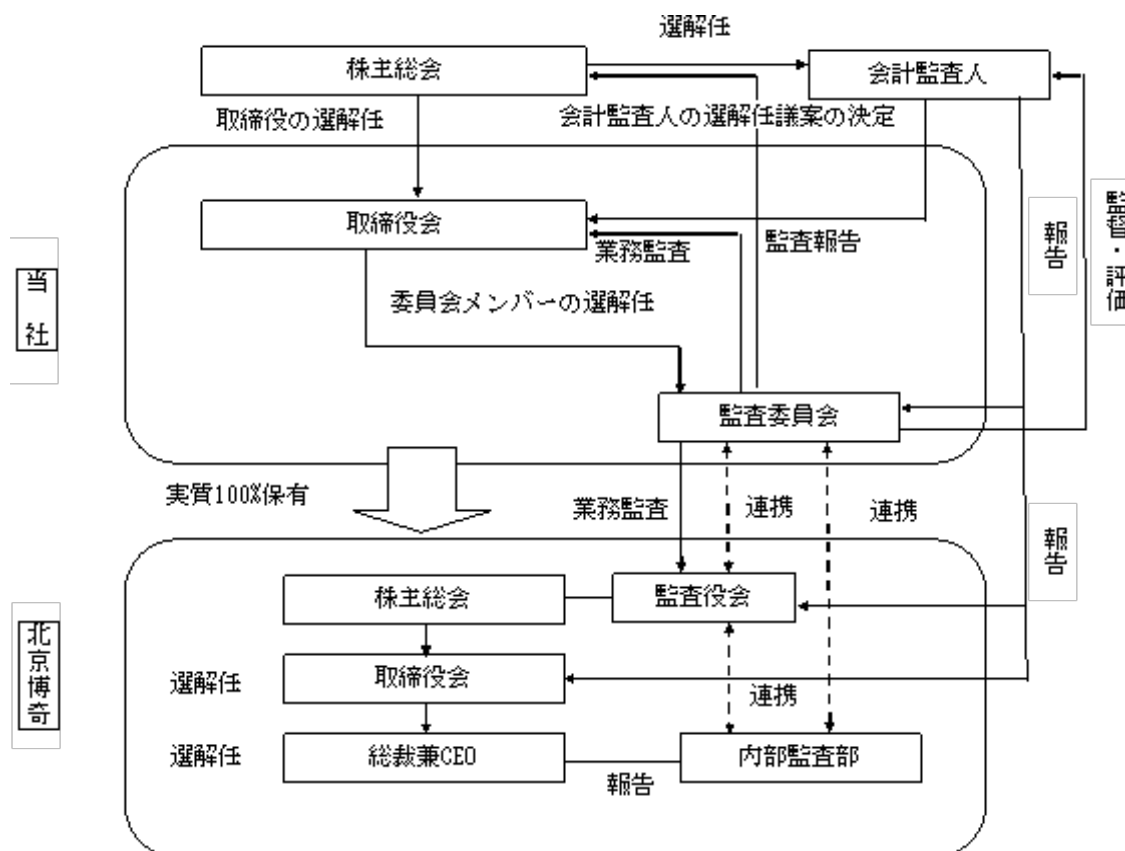
提出会社の監査委員会は、外部監査人と少なくとも3か月に1回の会合を持ち、外部監査人の監査方針や監査計画について詳細な説明や、外部監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための説明等を聞くとともに監査委員会からも重点監査項目について要望を伝えるなど積極的に意見及び情報交換を行い、監査方針及び監査計画について検討することにより適正で厳格な監査が実施できるように努めております。また、外部監査人としての審査体制や内部統制の状況についてもヒアリングを行い確認をしております。

(ロ) 北京博奇の監査役と外部監査人との連携状況

北京博奇の監査役は、外部監査人と少なくとも3か月に1回の会合を持ち、外部監査人の監査方針や監査計画について詳細な説明や、外部監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための説明等を聞くとともに監査役からも重点監査項目について要望を伝えるなど積極的に意見及び情報交換を行い、適正で厳格な監査が実施できるように努めております。また、外部監査人としての審査体制や内部統制の状況についてもヒアリングを行い確認をしております。

(ハ) 提出会社の監査委員会と北京博奇の監査役及び内部監査部の連携

提出会社の監査委員会は、北京博奇の監査役及び内部監査部と各々監査主体としての独立性を維持しつつも、相互に連携・協力し、監査の効率性、実効性を高める努力を行っております。また、北京博奇の内部監査計画の基本方針や実施した内部監査結果などの重要事項は、内部監査部から監査役に直接報告されます。北京博奇の監査役と内部監査部は、1か月に1回会合を持ち、報告並びに意見及び情報交換を行っております。また、提出会社の監査委員会と北京博奇の監査役及び内部監査部は1か月に1回会合を持ち、情報伝達・交換、各々の知識・経験の共有化、監査精度の向上を図っております。



社外取締役及び社外監査役

(イ) 提出会社

提出会社の社外取締役兼社外監査委員は2名です。

提出会社は、本書提出日現在、ワン・ピン、ラン・ウェイ、シエ・グオチョンという3名の取締役（うちラン・ウェイ及びシエ・グオチョンは社外取締役）によって構成される監査委員会を設置しております。

当社の社外取締役であるラン・ウェイについては、同人が議決権の100%を有するウェルスランド・インターナショナル・インクが、当社普通株式を保有しております。

なお、現在の社外取締役兼社外監査役と提出会社との間には上記以外に特別の利害関係（人的関係、資本関係及び取引関係を含みます。）はありません。

(ロ) 北京博奇

北京博奇の社外取締役は2名、社外監査役は1名です。

現在の社外取締役と北京博奇の間には提出会社に関して記載したものを除き特別の利害関係（人的関係、資本関係及び取引関係を含みます。）はありません。なお、現在の社外監査役と北京博奇の間には上記以外に特別の利

害関係（人的関係、資本関係及び取引関係を含みます。）はありません。

役員報酬等

（イ）役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 人民元 (千円)	報酬等の種類別の総額 人民元(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役 を除く。)	1,586 (19,550)	1,586 (19,550)	-	-	-	7
監査委員 (社外監査委 員を除く。)	-	-	-	-	-	1
社外役員	700 (8,629)	700 (8,629)	-	-	-	2

(注) 1. 2011年3月26日開催の定時株主総会決議により、取締役の報酬限度額は年額2,850千人民元以内と改定されています。

2. 提出会社の監査委員はすべて取締役であり、上記の取締役に對する報酬以外の報酬はありません。
3. パイ・ユンフンは、2011年1月20日付で取締役を辞任しました。
4. ワン・ジュンは、2012年1月11日付で取締役名誉会長を辞任しました。

（ロ）役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

提出会社の取締役に對する報酬については、当社の株主総会で当社取締役全員に對する報酬の総額を決定し、当社の取締役会で個々の当社取締役への配分額が確定されます。

なお、提出会社の監査委員はすべて取締役であり、上記の取締役に對する報酬以外の報酬はありません。

株式の保有状況

（イ）投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

該当事項はありません。

（ロ）保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに

当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査証明業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査証明業務に基づく報酬
提出会社	4,870 (60,031)	- (-)	5,029 (61,991)	- (-)
連結子会社	120 (1,479)	- (-)	249 (3,069)	- (-)
計	4,990 (61,510)	- (-)	5,278 (65,060)	- (-)

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第6【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。

なお、前連結会計年度（2010年1月1日から2010年12月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（2011年1月1日から2011年12月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。

なお、前事業年度（2010年1月1日から2010年12月31日まで）は、改正前の財務諸表規則に基づき、当事業年度（2011年1月1日から2011年12月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(3) 当社の財務書類は、財務諸表等規則第129条第4項の規定の適用を受けております。

(4) 当社の財務書類は、人民元で表示されております。円で表示されている金額は、財務諸表等規則第132条の規定に基づき、2011年12月30日現在の上海外貨取引センターの対円の相場終値、100円 = 8.1125人民元で換算された金額であります。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、人民元で表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（2010年1月1日から2010年12月31日まで）及び当連結会計年度（2011年1月1日から2011年12月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（2010年1月1日から2010年12月31日まで）及び当事業年度（2011年1月1日から2011年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

1【財務書類】

(1)【連結財務諸表等】

【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

	前連結会計年度 2010年12月31日 (単位：千人民元)	前連結会計年度 2010年12月31日 (単位：千円)	当連結会計年度 2011年12月31日 (単位：千人民元)	当連結会計年度 2011年12月31日 (単位：千円)
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	1 675,954	1 8,332,253	1 602,505	1 7,426,872
受取手形・完成工事未収入金等	815,796	10,056,035	1 883,621	1 10,892,095
商品及び製品	-	-	14,453	178,161
未成工事支出金等	219,490	2,705,577	174,048	2,145,433
繰延税金資産	9,746	120,134	11,408	140,628
その他	84,116	1,036,872	144,817	1,785,105
貸倒引当金	4,930	60,768	14,164	174,592
流動資産合計	1,800,172	22,190,104	1,816,689	22,393,701
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物	58,216	717,612	58,017	715,156
減価償却累計額	13,666	168,452	21,659	266,988
建物及び構築物（純額）	44,551	549,160	36,358	448,168
機械装置	168,911	2,082,112	168,920	2,082,220
減価償却累計額	10,394	128,124	19,163	236,210
機械装置（純額）	158,517	1,953,987	149,758	1,846,011
工具器具・備品	15,935	196,429	14,304	176,324
減価償却累計額	10,753	132,554	11,103	136,863
工具器具・備品（純額）	5,182	63,875	3,201	39,460
車輛運搬具	18,341	226,081	18,247	224,919
減価償却累計額	12,284	151,417	12,662	156,079
車輛運搬具（純額）	6,057	74,664	5,585	68,840
建設仮勘定	742,171	9,148,485	4 736,751	4 9,081,679
有形固定資産合計	956,478	11,790,171	931,652	11,484,157
無形固定資産	14,687	181,045	9,731	119,949
投資その他の資産				
投資有価証券	7,000	86,287	9,442	116,384
関係会社株式	36,125	445,298	43,808	540,005
その他	5,615	69,209	4,489	55,329
投資その他の資産合計	48,739	600,794	57,738	711,719
固定資産合計	1,019,904	12,572,011	999,121	12,315,826
資産合計	2,820,077	34,762,114	2,815,810	34,709,527

	前連結会計年度 2010年12月31日 (単位：千人民元)	前連結会計年度 2010年12月31日 (単位：千円)	当連結会計年度 2011年12月31日 (単位：千人民元)	当連結会計年度 2011年12月31日 (単位：千円)
負債の部				
流動負債				
支払手形・工事未払金等	1 1,150,418	1 14,180,802	1 1,096,488	1 13,516,031
短期借入金	100,000	1,232,666	150,000	1,848,998
1年内返済予定の長期借入金	8,000	98,613	10,000	123,267
未払法人税等	7,085	87,332	1,006	12,405
賞与引当金	5,081	62,629	4,311	53,146
工事損失引当金	3 16,210	3 199,813	3 10,183	3 125,518
未払増値税	2 6,235	2 76,859	2 15,959	2 196,722
未成工事受入金	71,052	875,837	21,669	267,108
訴訟損失引当金	5,000	61,633	-	-
完成工事補償引当金	43,241	533,016	53,956	665,091
その他	59,914	738,545	85,783	1,057,421
流動負債合計	1,472,236	18,147,745	1,449,355	17,865,707
固定負債				
長期借入金	157,000	1,935,285	147,000	1,812,018
固定負債合計	157,000	1,935,285	147,000	1,812,018
負債合計	1,629,236	20,083,030	1,596,355	19,677,725
純資産の部				
株主資本				
資本金	294	3,622	294	3,622
資本剰余金	880,928	10,858,891	880,928	10,858,891
利益剰余金	278,944	3,438,450	313,828	3,868,452
自己株式	5,382	66,336	5,382	66,336
株主資本合計	1,154,784	14,234,627	1,189,668	14,664,629
新株予約権	25,374	312,776	20,738	255,630
少数株主持分	10,683	131,682	9,049	111,543
純資産合計	1,190,841	14,679,084	1,219,455	15,031,802
負債純資産合計	2,820,077	34,762,114	2,815,810	34,709,527

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

	前連結会計年度 自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日 (単位：千人民元)	前連結会計年度 自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日 (単位：千円)	当連結会計年度 自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日 (単位：千人民元)	当連結会計年度 自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日 (単位：千円)
売上高				
完成工事高	935,577	11,532,539	564,298	6,955,909
商品及び製品売上高	-	-	306,234	3,774,844
その他の事業売上高	313,953	3,869,990	332,003	4,092,487
売上高合計	1,249,530	15,402,529	1,202,535	14,823,240
売上原価				
完成工事原価	839,368	10,346,597	531,011	6,545,596
商品及び製品売上原価	-	-	295,946	3,648,026
その他の事業売上原価	216,051	2,663,183	203,341	2,506,517
売上原価合計	1,055,418	13,009,780	1,030,299	12,700,139
売上総利益				
完成工事総利益	96,210	1,185,942	33,287	410,313
商品及び製品売上総利益	-	-	10,288	126,818
その他の事業総利益	97,902	1,206,807	128,662	1,585,970
売上総利益合計	194,112	2,392,749	172,237	2,123,101
販売費及び一般管理費	120,597	1,486,555	131,686	1,623,253
営業利益	73,515	906,194	40,550	499,849
営業外収益				
受取利息	4,734	58,353	5,338	65,798
デリバティブ評価益	70	859	-	-
デリバティブ利益	513	6,330	-	-
受取地代家賃	1,000	12,327	750	9,245
補助金収入	5,246	64,661	1,356	16,719
投資有価証券売却益	-	-	1,910	23,541
関係会社株式売却益	-	-	582	7,179
スクラップ売却益	-	-	1,366	16,833
その他	1,484	18,289	806	9,933
営業外収益合計	13,046	160,818	12,108	149,248
営業外費用				
支払利息	11,500	141,757	14,428	177,853
支払保証料	865	10,657	-	-
持分法による投資損失	1,138	14,031	913	11,249
為替差損	1,802	22,210	2,234	27,537
その他	1,856	22,884	319	3,930
営業外費用合計	17,161	211,538	17,894	220,569
経常利益	69,400	855,474	34,764	428,527
特別利益				
固定資産売却益	8,446	104,108	311	3,833
受取損害賠償金	-	-	12,636	155,762
訴訟損失引当金戻入額	2,677	33,000	320	3,944
新株予約権戻入益	5,321	65,584	4,663	57,479
特別利益合計	16,443	202,693	17,930	221,018
特別損失				
固定資産除売却損	151	1,856	97	1,202
訴訟損失引当金繰入額	5,000	61,633	-	-
減損損失	-	-	4,559	56,193
子会社清算損	-	-	569	7,019
特別損失合計	5,151	63,489	5,226	64,414

	前連結会計年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位：千人民元)	前連結会計年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位：千円)	当連結会計年度 自 2011年1月1日 至 2011年12月31日 (単位：千人民元)	当連結会計年度 自 2011年1月1日 至 2011年12月31日 (単位：千円)
税金等調整前当期純利益	80,693	994,678	47,469	585,132
法人税、住民税及び事業税	26,934	332,001	8,374	103,227
法人税等調整額	9,126	112,492	1,663	20,494
法人税等合計	17,808	219,510	6,712	82,732
少数株主損益調整前当期純利益	-	-	40,757	502,400
少数株主損失()	563	6,939	192	2,368
当期純利益	63,448	782,107	40,949	504,768

【連結包括利益計算書】

	前連結会計年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位：千人民元)	前連結会計年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位：千円)	当連結会計年度 自 2011年1月1日 至 2011年12月31日 (単位：千人民元)	当連結会計年度 自 2011年1月1日 至 2011年12月31日 (単位：千円)
少数株主損益調整前当期純利益	-	-	40,757	502,400
その他の包括利益				
その他の包括利益合計	-	-	-	-
包括利益	-	-	1 40,757	1 502,400
(内訳)				
親会社株主に係る包括利益	-	-	40,949	504,768
少数株主に係る包括利益	-	-	192	2,368

【連結株主資本等変動計算書】

	前連結会計年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位：千人民元)	前連結会計年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位：千円)	当連結会計年度 自 2011年1月1日 至 2011年12月31日 (単位：千人民元)	当連結会計年度 自 2011年1月1日 至 2011年12月31日 (単位：千円)
株主資本				
資本金				
前期末残高	294	3,622	294	3,622
当期変動額				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	294	3,622	294	3,622
資本剰余金				
前期末残高	880,928	10,858,891	880,928	10,858,891
当期変動額				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	880,928	10,858,891	880,928	10,858,891
利益剰余金				
前期末残高	215,496	2,656,343	278,944	3,438,450
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	6,230	76,799
当期純利益	63,448	782,107	40,949	504,768
連結除外に伴う利益剰余金の増加高	-	-	569	7,019
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金の減少高	-	-	404	4,986
当期変動額合計	63,448	782,107	34,884	430,002
当期末残高	278,944	3,438,450	313,828	3,868,452
自己株式				
前期末残高	5,382	66,336	5,382	66,336
当期変動額				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	5,382	66,336	5,382	66,336
株主資本合計				
前期末残高	1,091,336	13,452,520	1,154,784	14,234,627
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	6,230	76,799
当期純利益	63,448	782,107	40,949	504,768
連結除外に伴う利益剰余金の増加高	-	-	569	7,019
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金の減少高	-	-	404	4,986
当期変動額合計	63,448	782,107	34,884	430,002
当期末残高	1,154,784	14,234,627	1,189,668	14,664,629
新株予約権				
前期末残高	30,127	371,364	25,374	312,776
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,753	58,588	4,636	57,146
当期変動額合計	4,753	58,588	4,636	57,146
当期末残高	25,374	312,776	20,738	255,630
少数株主持分				
前期末残高	10,156	125,185	10,683	131,682
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	527	6,497	1,634	20,139
当期変動額合計	527	6,497	1,634	20,139
当期末残高	10,683	131,682	9,049	111,543

	前連結会計年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位：千人民元)	前連結会計年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位：千円)	当連結会計年度 自 2011年1月1日 至 2011年12月31日 (単位：千人民元)	当連結会計年度 自 2011年1月1日 至 2011年12月31日 (単位：千円)
純資産合計				
前期末残高	1,131,618	13,949,068	1,190,841	14,679,084
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	6,230	76,799
当期純利益	63,448	782,107	40,949	504,768
連結除外に伴う利益剰余金の増加高	-	-	569	7,019
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金の減少高	-	-	404	4,986
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,226	52,091	6,270	77,285
当期変動額合計	59,223	730,016	28,614	352,718
当期末残高	1,190,841	14,679,084	1,219,455	15,031,802

【連結キャッシュ・フロー計算書】

	前連結会計年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位：千人民元)	前連結会計年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位：千円)	当連結会計年度 自 2011年1月1日 至 2011年12月31日 (単位：千人民元)	当連結会計年度 自 2011年1月1日 至 2011年12月31日 (単位：千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前当期純利益	80,693	994,678	47,469	585,132
減価償却費	21,720	267,737	21,414	263,967
減損損失	-	-	4,559	56,193
償却費	5,941	73,232	5,140	63,359
貸倒引当金の増減額（は減少）	-	-	9,234	113,824
賞与引当金の増減額（は減少）	1,374	16,942	511	6,295
工事損失引当金の増減額（は減少）	4,058	50,024	6,027	74,295
完成工事補償引当金の増減額（は減少）	43,241	533,016	10,715	132,075
株式報酬費用	568	6,996	27	333
新株予約権戻入益	5,321	65,584	4,663	57,479
受取利息	4,734	58,353	5,338	65,798
支払利息	11,500	141,757	14,428	177,853
為替差損益（は益）	1,802	22,210	2,234	27,537
関係会社株式売却損益（は益）	-	-	582	7,179
受取損害賠償金	-	-	12,636	155,762
デリバティブ評価損益（は益）	70	859	-	-
デリバティブ利益	513	6,330	-	-
訴訟損失引当金の増減額（は減少）	414	5,103	5,000	61,633
投資有価証券売却損益（は益）	-	-	1,910	23,541
子会社清算損失	-	-	569	7,019
固定資産売却損益（は益）	8,446	104,108	311	3,833
固定資産除売却損益（は益）	151	1,856	97	1,202
持分法による投資損益（は益）	1,138	14,031	913	11,249
売上債権の増減額（は増加）	85,556	1,054,614	68,251	841,310
未成工事支出金の増減額（は増加）	35,019	431,672	39,656	488,823
商品及び製品の増減額（は増加）	-	-	14,453	178,161
拘束性預金の増減額（は増加）	76,744	945,998	1,775	21,880
仕入債務の増減額（は減少）	36,851	454,254	40,478	498,958
未成工事受入金の増減額（は減少）	10,011	123,397	45,045	555,258
その他	67,104	827,166	24,452	301,413
小計	82,203	1,013,290	71,428	880,467
利息の受取額	3,879	47,820	5,974	73,635
利息の支払額	11,562	142,519	14,318	176,491
法人税等の支払額	21,742	268,006	14,453	178,154
営業活動によるキャッシュ・フロー	52,779	650,585	94,225	1,161,476
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出	55,166	680,017	7,772	95,799
有形固定資産の売却による収入	25,992	320,390	913	11,252
無形固定資産の取得による支出	4,217	51,982	970	11,959
投資有価証券の取得による支出	50,064	617,124	10,000	123,267
投資有価証券の売却による収入	50,254	619,461	-	-
新規連結子会社の取得による支出	1,080	13,313	-	-
貸付金の回収による収入	8,180	100,838	-	-
連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	-	3,814	47,018
リース債権の回収による収入	2,866	35,322	5,773	71,168
敷金及び保証金の差入による支出	142	1,748	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	23,378	288,173	15,870	195,621

	前連結会計年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位：千人民元)	前連結会計年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位：千円)	当連結会計年度 自 2011年1月1日 至 2011年12月31日 (単位：千人民元)	当連結会計年度 自 2011年1月1日 至 2011年12月31日 (単位：千円)
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の純増減額（は減少）	35,000	431,433	50,000	616,333
長期借入れによる収入	10,000	123,267	-	-
長期借入金の返済による支出	5,000	61,633	8,000	98,613
保証金の返戻による収入	19,256	237,364	4,849	59,773
保証金の差入による支出	-	-	36	439
少数株主からの払込による収入	600	7,396	-	-
配当金の支払額	-	-	6,230	76,799
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,144	125,040	40,654	501,133
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,288	15,881	2,234	27,537
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	17,969	221,492	71,674	883,501
現金及び現金同等物の期首残高	627,346	7,733,074	645,314	7,954,566
現金及び現金同等物の期末残高	1 645,314	1 7,954,566	1 573,640	1 7,071,065

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)	当連結会計年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社の数 12社 連結子会社の名称 北京博奇電力科技有限公司 ベスト・エンバイロメンタル・ソ リューションズ・テクノロジー・カン パニー・リミテッド 北京聖邑天成環保科技有限公司 北京博奇環保科技有限公司 浙江博奇電力科技有限公司 貴州博奇環保技術有限公司 包頭市博奇環保新能源有限責任公司 鎮江博奇水務有限公司 山西寿陽明泰国能發電有限公司 江西井岡山博奇環保科技有限公司 武漢博奇環保科技有限公司 安徽能達燃料有限公司</p> <p>当連結会計年度において安徽能達燃 料有限公司の持分を全て取得をしたた め、連結子会社の範囲に含めておりま す。</p>	<p>連結子会社の数 10社 連結子会社の名称 北京博奇電力科技有限公司 ベスト・エンバイロメンタル・ソ リューションズ・テクノロジー・カン パニー・リミテッド 北京聖邑天成環保科技有限公司 北京博奇環保科技有限公司 浙江博奇電力科技有限公司 包頭市博奇環保新能源有限責任公司 鎮江博奇水務有限公司 山西寿陽明泰国能發電有限公司 江西井岡山博奇環保科技有限公司 安徽能達燃料有限公司</p> <p>前連結会計年度において連結子会社 であった武漢博奇環保科技有限公司は 出資持分の一部売却により、当連結会 計年度より連結の範囲から除外してお ります。</p> <p>また、貴州博奇環保技術有限公司は、 清算結了したことにより、当連結会計 年度より連結の範囲から除外しており ます。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用関連会社数 3社 持分法適用関連会社の名称 瀋陽匯豐生物能源發展有限公司 阜新匯新生物能源有限公司 阜新匯豐生物能源發展有限公司</p>	<p>持分法適用関連会社数 4社 持分法適用関連会社の名称 瀋陽匯豐生物能源發展有限公司 阜新匯新生物能源有限公司 阜新匯豐生物能源發展有限公司 漢川龍源博奇環保科技有限公司</p> <p>当社の連結子会社である北京博奇電 力科技有限公司が2011年10月8日に北 京国電龍源環保工程有限公司との共同 出資により漢川龍源博奇環保科技有限 公司を新設したことにより、当連結会 計年度より持分法の適用範囲に含めて おります。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当連結会計年度より、「持分法に関す る会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）及び「持分 法適用関連会社の会計処理に関する当 面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）を適用していま す。なお、この変更に伴う損益に与える 影響はありません。</p>

項目	前連結会計年度 (自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日)	当連結会計年度 (自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)												
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。	同左												
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>イ 有価証券（その他有価証券） 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>ロ たな卸資産 未成工事支出金 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。</p> <p>ハ デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 時価法を採用しております。</p>	<p>イ 有価証券（その他有価証券） 同左</p> <p>ロ たな卸資産 未成工事支出金 同左</p> <p>商品及び製品 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。</p>												
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>イ 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="558 1086 933 1220"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>15～30年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>15～21年</td> </tr> <tr> <td>工具器具・備品</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>車輛運搬具</td> <td>5年</td> </tr> </table> <p>ロ 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="558 1388 933 1456"> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>特許権</td> <td>5～15年</td> </tr> </table> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間に基づいております。</p>	建物及び構築物	15～30年	機械装置	15～21年	工具器具・備品	5年	車輛運搬具	5年	ソフトウェア	5年	特許権	5～15年	<p>イ 有形固定資産 同左</p> <p>ロ 無形固定資産 同左</p>
建物及び構築物	15～30年													
機械装置	15～21年													
工具器具・備品	5年													
車輛運搬具	5年													
ソフトウェア	5年													
特許権	5～15年													
(3) 重要な繰延資産の処理方法	株式交付費 株式交付の時から3年間にわたり定額法により償却しております。													
(4) 重要な引当金の計上基準	イ 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、債権の回収可能性を個別に勘案し、回収不能と見込まれる額を計上することとしております。	イ 貸倒引当金 同左												

項目	前連結会計年度 (自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日)	当連結会計年度 (自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)
(5) 重要な収益及び費用の計上基準	<p>ロ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。</p> <p>ハ 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見込額を計上しております。</p> <p>ニ 完成工事補償引当金 完成工事に係る責任補修費用に備えるため、工事別に個別に勘案し必要額を計上しています。</p> <p>(追加情報) 完成工事に係る補償に要する費用は、従来支出時に費用処理しておりましたが、金額的重要性が増したことから当連結会計年度より費用の合理的見積額を完成工事補償引当金として計上しております。これにより完成工事原価が43,241千人民元(533,016千円)増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。</p> <p>ホ 訴訟損失引当金 訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる金額を計上しております。</p> <p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準 完成工事高の計上は、工事進行基準によっております。なお、当連結会計年度末における工事進捗度の見積りは、主に第三者評価機関の見積りによっております。</p> <p>(追加情報) 請負工事に係る収益の計上基準について、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当連結会計年度から適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>ロ 賞与引当金 同左</p> <p>ハ 工事損失引当金 同左</p> <p>ニ 完成工事補償引当金 完成工事に係る責任補修費用に備えるため、工事別に個別に勘案し必要額を計上しています。</p> <p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準 完成工事高の計上は、工事進行基準によっております。なお、当連結会計年度末における工事進捗度の見積りは、主に第三者評価機関の見積りによっております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)	当連結会計年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)
(6) 重要な外貨建の資産又は負債の機能通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により人民元に換算し、収益及び費用は期中平均相場により人民元に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
(7) 重要なリース取引の処理方法	リース取引の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲		手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
(9) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>イ 連結財務諸表の円換算 「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第132条の規定に準じて、2011年12月30日現在の上海外貨取引センターの対円の相場終値、100円 = 8.1125人民元で換算された金額であります。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、人民元で表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。</p> <p>ロ 増値税の会計処理 税抜方式によっております</p>	<p>イ 連結財務諸表の円換算 同左</p> <p>ロ 増値税の会計処理 同左</p>
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価について、全面時価評価法を採用しております。	
6. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	

【会計方針の変更】

前連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)	当連結会計年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)
	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。なお、この変更に伴う損益に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)	当連結会計年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)
(連結貸借対照表) 前連結会計年度まで、「受取手形・完成工事未収入金」及び「未成工事支出金」並びに「支払手形・工事未払金」には、メンテナンス事業等に関する売上債権及びたな卸資産並びに買掛金が含まれていましたが、メンテナンス事業等に関して金額的及び質的な重要性が増したため、当連結会計年度より、それぞれ、「受取手形・完成工事未収入金等」及び「未成工事支出金等」並びに「支払手形・工事未払金等」として表示することといたしました。	(連結損益計算書) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当連結会計年度では、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

【追加情報】

前連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)	当連結会計年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)
	当連結会計年度より「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

前連結会計年度 (2010年12月31日)	当連結会計年度 (2011年12月31日)
<p>1 担保資産及び担保付債務 現金及び預金25,386千人民元(312,923千円)を信用状の開設及び工事履行保証状の発行による支払承諾の担保に供しております。 現金及び預金3,908千人民元(48,178千円)を支払手形・工事未払金の担保として質権設定しております。 現金及び預金1,346千人民元(16,587千円)を訴訟の担保に供しております。</p> <p>2 未払増値税について 増値税とは中国における付加価値税であり、物品の販売、加工、修理、組立役務の提供及び物品の輸入を課税対象とするものであります。</p> <p>3 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は7,722千人民元(95,181千円)であります。</p>	<p>1 担保資産及び担保付債務 現金及び預金22,580千人民元(278,333千円)を信用状の開設及び工事履行保証状の発行による支払承諾の担保に供しております。 現金及び預金4,785千人民元(58,984千円)を支払手形・工事未払金の担保として質権設定しております。 受取手形17,726千人民元(218,507千円)を支払手形・工事未払金の担保として質権設定しております。 現金及び預金1,500千人民元(18,490千円)を訴訟の担保に供しております。</p> <p>2 未払増値税について 同左</p> <p>3 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は8,817千人民元(108,685千円)であります。</p> <p>4 建設仮勘定のうち693,145千人民元(8,544,165千円)は、連結子会社である山西寿陽明泰国能発電有限公司における山西寿陽ボタ石火力発電所炉内脱硫プロジェクトに係る残高であります。 当プロジェクトは、当初、当社グループが排煙脱硫事業を請負ったものでありますが、その後、当該発電所を買収したことにより、当社グループが固体廃棄物処理事業として取り組んでおります。なお、当プロジェクトは、2010年1月に晋中市発展改革委員会の許認可を取得し、その後2010年8月には山西省発展改革委員会の許認可を取得し、現在、国家発展改革委員会能源局の最終許認可を得べく、同局の審査の結果を待っている状態であります。そのため、現在、建設予定地の造成工事や設備資材の一部の発注等は行っておりますが、最終許認可を取得するまで建設工事を中断しております。当局の最終許認可は中国政府の行政行為であるため数年以上を要する案件もあり、中国政府の政策や法規制の変更により許認可の取得に長期間を要することもあるので、最終許認可が得られる時期は未定であります。なお、当社グループは、最終許認可が得られ次第、速やかに建設工事を再開する予定であります。</p>

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

前連結会計年度 (2010年12月31日)	当連結会計年度 (2011年12月31日)																																
	<p>また、中国では関係当局の最終的な許認可及び登録が未了であっても、内諾を得た段階でプロジェクトに着工することが一般的であります。そのため、当社グループが許認可及び登録の内諾を得てプロジェクトに着工した後に、中国政府の政策の変更や法規制の変更等により予定通りの最終的な許認可及び登録が得られなかった場合には、プロジェクトの遅延若しくは中断又は中止を招くこととなります。その場合には、追加的な負担が発生し、または投下資本が回収できなくなる可能性があります。現状、当社グループにそのような状況は発生しておりません。</p>																																
<p>5 借入コミットメント</p> <p>連結子会社である北京博奇電力科技有限公司においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と借入コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p>	<p>5 借入コミットメント</p> <p>連結子会社である北京博奇電力科技有限公司においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と借入コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p>																																
<table border="0"> <tr> <td>借入コミットメント総額</td> <td>1,170,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(14,422,188)</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1,232,666)</td> </tr> <tr> <td>信用状の開設及び工事履行保証書の発行額</td> <td>146,716</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1,808,513)</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>923,284</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(11,381,010)</td> </tr> </table>	借入コミットメント総額	1,170,000		(14,422,188)	借入実行残高	100,000		(1,232,666)	信用状の開設及び工事履行保証書の発行額	146,716		(1,808,513)	差引額	923,284		(11,381,010)	<table border="0"> <tr> <td>借入コミットメント総額</td> <td>550,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(6,779,661)</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1,848,998)</td> </tr> <tr> <td>信用状の開設及び工事履行保証書の発行額</td> <td>72,008</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(887,621)</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>327,992</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4,043,042)</td> </tr> </table>	借入コミットメント総額	550,000		(6,779,661)	借入実行残高	150,000		(1,848,998)	信用状の開設及び工事履行保証書の発行額	72,008		(887,621)	差引額	327,992		(4,043,042)
借入コミットメント総額	1,170,000																																
	(14,422,188)																																
借入実行残高	100,000																																
	(1,232,666)																																
信用状の開設及び工事履行保証書の発行額	146,716																																
	(1,808,513)																																
差引額	923,284																																
	(11,381,010)																																
借入コミットメント総額	550,000																																
	(6,779,661)																																
借入実行残高	150,000																																
	(1,848,998)																																
信用状の開設及び工事履行保証書の発行額	72,008																																
	(887,621)																																
差引額	327,992																																
	(4,043,042)																																

(連結損益計算書関係)

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

前連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)	当連結会計年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)								
<p>1 完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額</p> <p style="text-align: right;">7,218 (88,976)</p>	<p>1 完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額</p> <p style="text-align: right;">163 (2,012)</p>								
<p>2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>給与手当 19,152 (236,075)</p> <p>賃借料 13,423 (165,462)</p> <p>賞与引当金繰入額 642 (7,915)</p>	<p>2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>給与手当 18,521 (228,302)</p> <p>賞与引当金繰入額 1,237 (15,253)</p> <p>運賃荷造費 16,213 (199,857)</p> <p>貸倒引当金繰入額 9,234 (113,824)</p>								
<p>3 一般管理費に含まれる研究開発費は、5,244千人民元(64,642千円)であります。</p>	<p>3 一般管理費に含まれる研究開発費は、1,497千人民元(18,450千円)であります。</p>								
<p>4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 8,434 (103,968)</p> <p>工具器具・備品 8 (104)</p> <p>車輛運搬具 3 (36)</p>	<p>4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。</p> <p>車輛運搬具 311 (3,833)</p>								
<p>5 固定資産除売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 27 (334)</p> <p>工具器具・備品 122 (1,502)</p> <p>車輛運搬具 2 (19)</p>	<p>5 固定資産除売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>工具器具・備品 97 (1,202)</p>								
	<p>6 減損損失</p> <p>当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">中国・内蒙古自治区包頭市</td> <td style="text-align: center;">遊休資産</td> <td style="text-align: center;">建設仮勘定</td> <td style="text-align: right;">4,559 (56,193)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ゴミ処理発電に係る事業に関する資産の売却を決定し、遊休資産となったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。</p>	場所	用途	種類	減損損失	中国・内蒙古自治区包頭市	遊休資産	建設仮勘定	4,559 (56,193)
場所	用途	種類	減損損失						
中国・内蒙古自治区包頭市	遊休資産	建設仮勘定	4,559 (56,193)						

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度（自2011年1月1日 至2011年12月31日）

1 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

親会社株主に係る包括利益	40,949 (504,768)
少数株主に係る包括利益	192 (2,368)
計	40,757 (502,400)

2 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自2010年1月1日 至2010年12月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数 （株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	360,988	-	-	360,988
合計	360,988	-	-	360,988
自己株式				
普通株式	2,483	-	-	2,483
合計	2,483	-	-	2,483

2 新株予約権等に関する事項

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的と なる株 式の種 類	新株予約権の目的となる株式数（株）				当連結会計 年度末残高
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションと しての2007年新株予約権	-	-	-	-	-	24,485 (301,815)
	ストック・オプションと しての2008年新株予約権	-	-	-	-	-	889 (10,960)
合計		-	-	-	-	-	25,374 (312,776)

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
株主総会 2011年3月26日	普通株式	78,331	利益剰余金	218.00	2010年12月31日	2011年4月28日

当連結会計年度（自2011年1月1日 至2011年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数 （株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式(注)	360,988	360,988	-	721,976
合計	360,988	360,988	-	721,976
自己株式				
普通株式（注）	2,483	2,483	-	4,966
合計	2,483	2,483	-	4,966

(変動事由の概要)

(注)普通株式の発行済株式総数の増加360,988株、および、自己株式の株式数の増加2,483株は株式分割(普通株式1株につき2株の割合をもって分割)によるものであります。

2．新株予約権等に関する事項

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

区分	新株予約権の内訳	新株予 約権の 目的と なる株 式の種 類	新株予約権の目的となる株式数（株）				当連結会計 年度末残高
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションと しての2007年新株予約権	-	-	-	-	-	19,849 (244,669)
	ストック・オプションと しての2008年新株予約権	-	-	-	-	-	889 (10,960)
合計		-	-	-	-	-	20,738 (255,630)

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
株主総会 2011年3月26日	普通株式	78,331	利益剰余金	218.00	2010年12月31日	2011年4月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

前連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)	当連結会計年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)																								
<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">675,954</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(8,332,253)</td> </tr> <tr> <td>拘束性預金</td> <td style="text-align: right;">30,640</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(377,687)</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">645,314</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(7,954,566)</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	675,954		(8,332,253)	拘束性預金	30,640		(377,687)	現金及び現金同等物	645,314		(7,954,566)	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">602,505</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(7,426,872)</td> </tr> <tr> <td>拘束性預金</td> <td style="text-align: right;">28,865</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(355,807)</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">573,640</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(7,071,065)</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	602,505		(7,426,872)	拘束性預金	28,865		(355,807)	現金及び現金同等物	573,640		(7,071,065)
現金及び預金勘定	675,954																								
	(8,332,253)																								
拘束性預金	30,640																								
	(377,687)																								
現金及び現金同等物	645,314																								
	(7,954,566)																								
現金及び預金勘定	602,505																								
	(7,426,872)																								
拘束性預金	28,865																								
	(355,807)																								
現金及び現金同等物	573,640																								
	(7,071,065)																								
<p>2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産および負債の主な内訳</p> <p>持分の取得により新たに安徽能達燃料有限公司を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに安徽能達燃料有限公司持分の取得価額と安徽能達燃料有限公司持分取得のための支出（純額）との関係は次の通りです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">1,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(12,327)</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td style="text-align: right;">180</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(2,219)</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">同社株式の取得価額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,180</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(14,545)</td> </tr> <tr> <td>上記のうち未払金</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(1,233)</td> </tr> <tr> <td>同社の現金及び現金同等</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(-)</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引：同社株式の取得のための支出</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,080</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(13,313)</td> </tr> </table>	流動資産	1,000		(12,327)	のれん	180		(2,219)	同社株式の取得価額	1,180		(14,545)	上記のうち未払金	100		(1,233)	同社の現金及び現金同等	-		(-)	差引：同社株式の取得のための支出	1,080		(13,313)	2
流動資産	1,000																								
	(12,327)																								
のれん	180																								
	(2,219)																								
同社株式の取得価額	1,180																								
	(14,545)																								
上記のうち未払金	100																								
	(1,233)																								
同社の現金及び現金同等	-																								
	(-)																								
差引：同社株式の取得のための支出	1,080																								
	(13,313)																								

(リース取引関係) (単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び未満四捨五入)

前連結会計年度 (自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日)	当連結会計年度 (自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)
オペレーティング・リース取引未経過リース料	オペレーティング・リース取引未経過リース料
1年内 16,036	1年内 822
(197,669)	(10,136)
1年超 196	1年超 864
(2,415)	(10,645)
合計 16,232	合計 1,686
(200,084)	(20,781)

(金融商品関係)

前連結会計年度(自2010年1月1日 至 2010年12月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しています。

1. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、建設工事請負及び新規投資を行うための事業計画に照らして、必要資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、特定の資産及び負債に係る価格変動又は金利変動のリスクをヘッジする目的で利用し、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のための取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、ほとんど1年以内の支払期日でありますが、流動性リスク(支払い期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されております。

(3) 金融商品に係る信用リスク管理体制

信用リスクの管理

受取手形・完成工事未収入金等、短期貸付金及び長期貸付金は、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等を把握し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

流動性リスクの管理

当社グループでは、適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額のほか、市場価額がない場合には、合理的に算出された価額が含まれております。該当価額の算出においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、該当価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも、デリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、該当金額自体が、デリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

3. 金融商品の時価等に関する事項

2010年12月期における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び未満四捨五入)

	当連結会計期間末 (2010年12月31日)		
	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	675,954 (8,332,253)	675,954 (8,332,253)	- (-)
(2)受取手形・完成工事未収入金等	815,796 (10,056,035)	801,284 (9,877,152)	14,512 (178,883)
資産計	1,491,750 (18,388,288)	1,477,238 (18,209,405)	14,512 (178,883)
(1)支払手形・工事未払金等	1,150,418 (14,180,802)	1,150,418 (14,180,802)	- (-)
(2)短期借入金	100,000 (1,232,666)	100,000 (1,232,666)	- (-)
(3)未払増値税	6,235 (76,859)	6,235 (76,859)	- (-)
(4)未払法人税	7,085 (87,332)	7,085 (87,332)	- (-)
(5)未成工事受入金	71,052 (875,837)	71,052 (875,837)	- (-)
(6)長期借入金 (*1)	165,000 (2,033,898)	160,291 (1,975,847)	4,709 (58,051)
負債計	1,499,790 (18,487,394)	1,495,081 (18,429,345)	4,709 (58,051)

(*1) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

注1. 金融商品の時価の算定方法並に有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形・完成工事未収入金等

短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。回収期間が1年を超えるものについては、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

負債

(1) 支払手形・工事未払金等、(2) 短期借入金、(3) 未払増値税、(4) 未払法人税、(5) 未成工事受入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

注2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び未満四捨五入)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	7,000 (86,287)
関係会社株式	36,125 (445,298)

これらについては、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、3. 金融商品の時価等に関する事項の表には含めておりません。

注3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び未満四捨五入)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	675,954 (8,332,253)	- (-)	- (-)	- (-)
受取手形・完成工事未収入金等	620,318 (7,646,452)	195,477 (2,409,583)	- (-)	- (-)
合計	1,296,272 (15,978,705)	195,477 (2,409,583)	- (-)	- (-)

注4. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後の返済予定額

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び未満四捨五入)

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	10,000 (123,267)	10,000 (123,267)	15,000 (184,900)	15,000 (184,900)	107,000 (1,318,952)

当連結会計年度（自 2011年1月1日 至 2011年12月31日）

1. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、建設工事請負及び新規投資を行うための事業計画に照らして、必要資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、特定の資産及び負債に係る価格変動又は金利変動のリスクをヘッジする目的で利用し、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のための取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、ほとんど1年以内の支払期日でありますが、流動性リスク（支払い期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

(3) 金融商品に係る信用リスク管理体制

信用リスクの管理

受取手形・完成工事未収入金等、短期貸付金及び長期貸付金は、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等を把握し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

流動性リスクの管理

当社グループでは、適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額のほか、市場価額がない場合には、合理的に算出された価額が含まれております。該当価額の算出においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、該当価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも、デリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、該当金額自体が、デリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

3. 金融商品の時価等に関する事項

2011年12月期における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び未満四捨五入)

	当連結会計期間末 (2011年12月31日)		
	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	602,505 (7,426,872)	602,505 (7,426,872)	- (-)
(2)受取手形・完成工事未収入金等	883,621 (10,892,095)	837,590 (10,324,684)	46,031 (567,411)
資産計	1,486,126 (18,318,966)	1,440,095 (17,751,555)	46,031 (567,411)
(1)支払手形・工事未払金等	1,096,488 (13,516,031)	1,096,488 (13,516,031)	- (-)
(2)短期借入金	150,000 (1,848,998)	150,000 (1,848,998)	- (-)
(3)未払増値税	15,959 (196,722)	15,959 (196,722)	- (-)
(4)未払法人税	1,006 (12,405)	1,006 (12,405)	- (-)
(5)未成工事受入金	21,669 (267,108)	21,669 (267,108)	- (-)
(6)長期借入金 (*1)	157,000 (1,935,285)	148,769 (1,833,824)	8,231 (101,461)
負債計	1,442,123 (17,776,549)	1,433,891 (17,675,081)	8,231 (101,461)

(*1) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

注1. 金融商品の時価の算定方法並に有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形・完成工事未収入金等

短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。回収期間が1年を超えるものについては、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

負債

(1) 支払手形・工事未払金等、(2) 短期借入金、(3) 未払増値税、(4) 未払法人税、(5) 未成工事受入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

注2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び未満四捨五入)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	9,442 (116,384)
関係会社株式	43,808 (540,005)

これらについては、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、3. 金融商品の時価等に関する事項の表には含めておりません。

注3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び未満四捨五入)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	602,505 (7,426,872)	- (-)	- (-)	- (-)
受取手形・完成工事未収入金等	386,368 (4,762,623)	497,253 (6,129,471)	- (-)	- (-)
合計	988,873 (12,189,495)	497,253 (6,129,471)	- (-)	- (-)

注4. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後の返済予定額

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び未満四捨五入)

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年以上
長期借入金	10,000 (123,267)	15,000 (184,900)	15,000 (184,900)	20,000 (246,533)	87,000 (1,072,419)

(有価証券関係)

前連結会計年度（2010年12月31日）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. その他有価証券

該当事項はありません。

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 投資有価証券 7,000千人民元（86,287千円）、関連会社株式36,125千人民元（445,298千円））は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4．当連結会計年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

当連結会計年度（2011年12月31日）

1．売買目的有価証券

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3．その他有価証券

該当事項はありません。

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額 投資有価証券9,442千人民元（116,384千円）、関連会社株式43,808千人民元（540,005千円））は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4．当連結会計年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前連結会計年度（自2010年1月1日 至 2010年12月31日）及び当連結会計年度（自2011年1月1日 至2011年12月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前連結会計年度（自2010年1月1日 至 2010年12月31日）及び当連結会計年度（自2011年1月1日 至2011年12月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前連結会計年度（自2010年1月1日 至2010年12月31日）

1. 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

株式報酬費用 568千人民元（6,996千円）

2. 当連結会計年度における失効による利益計上額

新株予約権戻入益 5,321千人民元（65,584千円）

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2007年A種 ストック・オプション	2007年B種 ストック・オプション	2007年C種 ストック・オプション	2007年D種 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社連結子会社の従業員57名	当社連結子会社の従業員74名	当社取締役2名	当社連結子会社の従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 6,067株	普通株式 7,188株	普通株式 12,427株	普通株式 1,933株
付与日	2007年5月30日	2007年5月30日	2007年5月30日	2007年5月30日
権利確定条件	付与されたストック・オプションのうち30%については上場後180日経過した日に、30%については2009年6月1日に、残りの40%については2010年6月1日に、権利が確定します。(注3)	付与されたストック・オプションのうち30%については2008年6月1日に、30%については2009年6月1日に、残りの40%については2011年6月1日に、権利が確定します。(注3)	上場日に権利が確定します。	(注2, 3)
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	権利確定日から2年間いつでも行使することができます。(注4)	権利確定日から2年間いつでも行使することができます。(注4)	権利確定日から5年間いつでも行使することができます。	権利確定日から2年間いつでも行使することができます。(注4)

	2008年A種 ストック・オプション	2008年B種 ストック・オプション	2008年C種 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名	当社取締役1名	顧問1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 959株	普通株式 1,279株	普通株式 200株
付与日	2008年9月9日	2008年9月9日	2008年9月9日
権利確定条件	ストック・オプション付与契約書に署名した日に権利が確定します。	ストック・オプション付与契約書に署名した日に権利が確定します。	ストック・オプション付与契約書に署名した日に権利が確定します。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	権利確定日から5年間いつでも行使することができます。	権利確定日から5年間いつでも行使することができます。	権利確定日から5年間いつでも行使することができます。

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1,381株を対象とするものについては2007年10月末までに上場した場合には、上場日にすべて権利確定し、2007年11月から2007年12月までに上場した場合には上場日に1,105株を対象として権利確定し、276株を対象とするものは自動的に失効します。276株を対象とするものについては上場日の属する月から数えて12ヵ月目にあたる月の月平均時価総額(終値ベース)が40億人民元に達した場合には同月末日にすべて権利確定し、40億人民元に達しない場合には、すべて自動的に失効します。276株を対象とするものについては2010年7月末時点で権利が失効しました。

尚、上記権利確定条件の変更権限がCEOに付与している旨がストック・オプション付与契約にて規定されています。

3. 特定の従業員に関する権利確定条件の変更権限をCEOに付与している旨がストック・オプション付与契約にて規定されています。

4. 権利行使期間の変更権限をCEOに付与している旨がストック・オプション発行決議にて決議されています。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2007年A種 ストック・ オプション	2007年B種 ストック・ オプション	2007年C種 ストック・ オプション	2007年D種 ストック・ オプション	2008年A種 ストック・ オプション	2008年B種 ストック・ オプション	2008年C種 ストック・ オプション
権利確定前 (株)							
前連結会計年度末	2,099	1,484	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-	-	-
失効	99	400	-	-	-	-	-
権利確定	2,000	-	-	-	-	-	-
未確定残	-	1,084	-	-	-	-	-
権利確定後 (株)							
前連結会計年度末	3,057	2,110	10,000	-	959	1,279	200
権利確定	2,000	-	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-	-	-
失効	1,927	1,301	-	-	-	-	-
未行使残	3,130	809	10,000	-	959	1,279	200

単価情報

	2007年A種 ストック・ オプション	2007年B種 ストック・ オプション	2007年C種 ストック・ オプション	2007年D種 ストック・ オプション	2008年A種 ストック・ オプション	2008年B種 ストック・ オプション	2008年C種 ストック・ オプション
権利行使価格 人民元(円)	4,000 (49,307)	4,000 (49,307)	4,000 (49,307)	4,000 (49,307)	2,874 (35,427)	2,874 (35,427)	2,874 (35,427)
行使時平均株価 人民元(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
付与日における公正な 評価単価 人民元(円)	1,618 (19,945)	1,630 (20,092)	1,636 (20,166)	1,194 (14,718)	406 (5,005)	406 (5,005)	408 (5,029)

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度（自2011年1月1日 至2011年12月31日）

1. 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

完成工事原価 8千人民元（94千円）

株式報酬費用 19千人民元（237千円）

2. 当連結会計年度における失効による利益計上額

新株予約権戻入益 4,663千人民元 (57,479千円)

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2007年A種 ストック・オプション	2007年B種 ストック・オプション	2007年C種 ストック・オプション	2007年D種 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社連結子会社の従業員57名	当社連結子会社の従業員74名	当社取締役2名	当社連結子会社の従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 6,067株	普通株式 7,188株	普通株式 12,427株	普通株式 1,933株
付与日	2007年5月30日	2007年5月30日	2007年5月30日	2007年5月30日
権利確定条件	付与されたストック・オプションのうち30%については上場後180日経過した日に、30%については2009年6月1日に、残りの40%については2010年6月1日に、権利が確定します。(注3)	付与されたストック・オプションのうち30%については2008年6月1日に、30%については2009年6月1日に、残りの40%については2011年6月1日に、権利が確定します。(注3)	上場日に権利が確定します。	(注2, 3)
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	権利確定日から2年間いつでも行使することができます。(注4)	権利確定日から2年間いつでも行使することができます。(注4)	権利確定日から5年間いつでも行使することができます。	権利確定日から2年間いつでも行使することができます。(注4)

	2008年A種 ストック・オプション	2008年B種 ストック・オプション	2008年C種 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名	当社取締役1名	顧問1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 959株	普通株式 1,279株	普通株式 200株
付与日	2008年9月9日	2008年9月9日	2008年9月9日
権利確定条件	ストック・オプション付与契約書に署名した日に権利が確定します。	ストック・オプション付与契約書に署名した日に権利が確定します。	ストック・オプション付与契約書に署名した日に権利が確定します。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	権利確定日から5年間いつでも行使することができます。	権利確定日から5年間いつでも行使することができます。	権利確定日から5年間いつでも行使することができます。

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1,381株を対象とするものについては上場日にすべて権利確定しました。276株を対象とするものについては2009年7月末時点で権利が失効しました。276株を対象とするものについては2010年7月末時点で権利が失効しました。

なお、上記権利確定条件の変更権限がCEOに付与されている旨がストック・オプション付与契約にて規定されています。

3. 特定の従業員に関する権利確定条件の変更権限をCEOに付与している旨がストック・オプション付与契約にて規定されています。

4. 権利行使期間の変更権限をCEOに付与している旨がストック・オプション発行決議にて決議されています。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

ストック・オプションの数

	2007年A種 ストック・ オプション	2007年B種 ストック・ オプション	2007年C種 ストック・ オプション	2007年D種 ストック・ オプション	2008年A種 ストック・ オプション	2008年B種 ストック・ オプション	2008年C種 ストック・ オプション
権利確定前 (株)							
前連結会計年度末	-	2,168	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-	-	-
失効	-	294	-	-	-	-	-
権利確定	-	1,874	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-	-	-
権利確定後 (株)							
前連結会計年度末	6,260	1,618	20,000	-	1,918	2,558	400
権利確定	-	1,874	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-	-	-
失効	3,802	1,758	-	-	-	-	-
未行使残	2,458	1,734	20,000	-	1,918	2,558	400

(注) 当社は、2011年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これによりストック・オプションの数は当該株式分割後の数に調整しております。

単価情報

	2007年A種 ストック・ オプション	2007年B種 ストック・ オプション	2007年C種 ストック・ オプション	2007年D種 ストック・ オプション	2008年A種 ストック・ オプション	2008年B種 ストック・ オプション	2008年C種 ストック・ オプション
権利行使 価格	人民元 (円)	2,000 (24,653)	2,000 (24,653)	2,000 (24,653)	2,000 (24,653)	1,437 (17,713)	1,437 (17,713)
行使時 平均株価	人民元 (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
付与日にお ける公正な 評価単価	人民元 (円)	809 (9,972)	815 (10,046)	818 (10,083)	597 (7,359)	203 (2,502)	204 (2,515)

(注) 当社は、2011年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これによりストック・オプションの権利行使価格及び付与日における公正な評価単価は当該株式分割後の額に調整しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

前連結会計年度 (2010年12月31日)	当連結会計年度 (2011年12月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産（流動）	繰延税金資産（流動）
工事損失引当金	工事損失引当金
2,431	1,527
(29,972)	(18,828)
完成工事補償引当金	完成工事補償引当金
6,486	8,093
(79,952)	(99,764)
訴訟損失引当金	貸倒引当金
750	2,125
(9,245)	(26,189)
その他	その他
2,837	1,788
(34,976)	(22,037)
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
12,505	13,533
(154,145)	(166,818)
評価性引当額	評価性引当額
2,759	2,125
(34,011)	(26,189)
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
9,746	11,408
(120,134)	(140,628)
中華人民共和国企業所得税法により中国の連結子会社の基本税率は25%となっております。	中華人民共和国企業所得税法により中国の連結子会社の基本税率は25%となっております。
なお、北京博奇電力科技有限公司は先端技術企業であるため優遇税制が適用されます。2008年から3年間は10%が減免され15%の税率が適用されます。	なお、北京博奇電力科技有限公司は先端技術企業であるため優遇税制が適用されます。2008年から3年間は10%が減免され15%の税率が適用されます。2011年から3年間は、先端技術企業は継続的に15%の税率が適用されます。
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
(%)	(%)
法定実効税率	法定実効税率
25.0	25.0
(調整)	(調整)
連結子会社との実効税率差異	連結子会社との実効税率差異
3.0	6.5
連結子会社の優遇税制措置による影響	連結子会社の優遇税制措置による影響
12.3	25.6
永久に損金に算入されない項目	永久に損金に算入されない項目
4.2	7.8
税務上の繰越欠損金の利用	永久に益金に算入されない項目
0.5	11.6
評価性引当額	税務上の繰越欠損金の利用
6.7	6.7
その他	評価性引当額
3.9	16.8
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	その他
22.1	2.0
	税効果会計適用後の法人税率等の負担率
	14.1

(資産除去債務関係)

当連結会計年度末(2011年12月31日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度（自2010年1月1日 至2010年12月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当連結会計年度から「貸借等不動産の時価の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号 平成20年11月28日）及び「貸借等不動産の時価の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日）を適用しております。

当連結会計年度(自 2011年 1月 1日 至2011年12月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度（自2010年1月1日 至2010年12月31日）

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

	排煙脱硫・ 脱硝事業	固体廃棄物 処理事業	その他事業	計	消去又は 全社	連結
売上高及び営業損益						
(1)外部顧客に対する 売上高	1,118,112 (13,782,587)	128,886 (1,588,739)	2,531 (31,203)	1,249,530 (15,402,529)	- (-)	1,249,530 (15,402,529)
(2)セグメント間の内 部売上高又は振 替高	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
計	1,118,112 (13,782,587)	128,886 (1,588,739)	2,531 (31,203)	1,249,530 (15,402,529)	- (-)	1,249,530 (15,402,529)
営業費用	1,039,629 (12,815,155)	104,461 (1,287,654)	1,208 (14,890)	1,145,298 (14,117,699)	30,717 (378,636)	1,176,015 (14,496,335)
営業利益	78,483 (967,432)	24,426 (301,085)	1,323 (16,313)	104,232 (1,284,830)	30,717 (378,636)	73,515 (906,194)
資産、減価償却及び 資本的支出						
資産	1,911,318 (23,560,160)	768,780 (9,476,481)	8,977 (110,656)	2,689,075 (33,147,298)	131,002 (1,614,817)	2,820,077 (34,762,114)
減価償却費	26,339 (324,667)	- (-)	- (-)	26,339 (324,667)	1,889 (23,290)	28,228 (347,957)
資本的支出	60,483 (745,548)	16,037 (197,676)	- (-)	76,519 (943,225)	957 (11,801)	77,476 (955,026)

(注) 1. 事業区分の方法

事業の区分は、売上集計区分をベースに、事業の種類・性質の類似性を勘案して区分しております。

2. 事業の内容

(1) 排煙脱硫・脱硝事業：炉外脱硫、炉内脱硫、排煙脱硝

(2) 固体廃棄物処理事業：ボタ石発電、ゴミ処理発電、石炭配合・燃料販売

(3) その他事業：排水処理、余熱発電

3. 営業費用のうち、消去又は全社に含めた配賦不能営業費用30,717千円(378,636千円)の主なものは当社グループの管理部門に係る費用であります。

4. 資産のうち、消去又は全社に含めた全社資産131,002千円(1,614,817千円)の主なものは当社グループでの余資運用資金(現金及び預金)であります。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自2010年1月1日 至2010年12月31日)

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

	アジア	中米	計	消去又は全社	連結
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する	1,249,530	-	1,249,530	-	1,249,530
売上高	(15,402,529)	(-)	(15,402,529)	(-)	(15,402,529)
(2) セグメント間の内部	-	-	-	-	-
売上高又は振替高	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
計	1,249,530	-	1,249,530	-	1,249,530
	(15,402,529)	(-)	(15,402,529)	(-)	(15,402,529)
営業費用	1,162,939	13,076	1,176,015	-	1,176,015
	(14,335,153)	(161,183)	(14,496,335)	(-)	(14,496,335)
営業利益又は	86,591	13,076	73,515	-	73,515
営業損失()	(1,067,377)	(161,183)	(906,194)	(-)	(906,194)
資産	2,760,355	858,258	3,618,612	798,536	2,820,077
	(34,025,942)	(10,579,445)	(44,605,387)	(9,843,273)	(34,762,114)

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本邦以外の区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。

(1) アジア 中国

(2) 中米 Cayman Islands, British Virgin Islands

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用は該当ありません。

4. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産は該当ありません。

【海外売上高】

前連結会計年度(自2010年1月1日 至2010年12月31日)

本邦の売上高はゼロであり、全セグメントの売上高の合計額に占めるアジア（中国）の割合が100%であるため、記載を省略しております。

【セグメント情報】

当連結会計年度(自2011年1月1日 至2011年12月31日)

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象になっております。

当社グループは、排煙脱硫及び脱硝施設の建設事業を主体として、関連する事業分野に進出して企業活動を展開しております。当社グループは、提出会社及び連結子会社を基礎とした事業別のセグメントから構成されており、「排煙脱硫・脱硝事業」及び「固体廃棄物処理事業」と「石炭の配合・販売事業」の3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの事業内容は、以下のとおりです。

- ・排煙脱硫・脱硝事業：炉外脱硫、炉内脱硫、排煙脱硝に係る事業
- ・固体廃棄物処理事業：ボタ石発電、ゴミ処理発電に係る事業
- ・石炭の配合・販売事業：石炭の配合・販売に係る事業

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自2010年1月1日 至2010年12月31日）

（単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入）

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務 諸表計上額 (注3)
	排煙脱硫・ 脱硝事業	固体廃棄物 処理事業	石炭の配合・ 販売事業				
売上高							
外部顧客に対す る売上高	1,118,112 (13,782,587)	128,886 (1,588,739)	- (-)	2,531 (31,203)	1,249,530 (15,402,529)	- (-)	1,249,530 (15,402,529)
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
計	1,118,112 (13,782,587)	128,886 (1,588,739)	- (-)	2,531 (31,203)	1,249,530 (15,402,529)	- (-)	1,249,530 (15,402,529)
セグメント利益	78,483 (967,432)	24,426 (301,085)	- (-)	1,323 (16,313)	104,232 (1,284,830)	30,717 (378,636)	73,515 (906,194)
セグメント資産	1,911,318 (23,560,160)	768,780 (9,476,481)	- (-)	8,977 (110,656)	2,689,075 (33,147,298)	131,002 (1,614,817)	2,820,077 (34,762,114)
その他の項目							
減価償却費	26,339 (324,667)	- (-)	- (-)	- (-)	26,339 (324,667)	1,889 (23,290)	28,228 (347,957)
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加額	60,483 (745,548)	16,037 (197,676)	- (-)	- (-)	76,519 (943,225)	957 (11,801)	77,476 (955,026)

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、排水処理、余熱発電事業が主なものとなっています。

2 調整額の内容は以下のとおりです。

(1) セグメント利益の調整額 30,717千人民元(378,636千円)は、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれています。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

(2) セグメント資産の調整額131,002千人民元(1,614,817千円)は、各報告セグメントに配分していない全社資産が含まれています。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

当連結会計年度（自2011年1月1日 至2011年12月31日）

（単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入）

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務 諸表計上額 (注3)
	排煙脱硫・ 脱硝事業	固体廃棄物 処理事業	石炭の配合・ 販売事業				
売上高							
外部顧客に対す る売上高	884,785 (10,906,443)	3,115 (38,396)	306,234 (3,774,844)	8,401 (103,557)	1,202,535 (14,823,240)	- (-)	1,202,535 (14,823,240)
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
計	884,785 (10,906,443)	3,115 (38,396)	306,234 (3,774,844)	8,401 (103,557)	1,202,535 (14,823,240)	- (-)	1,202,535 (14,823,240)
セグメント利益	75,875 (935,289)	2,837 (34,965)	5,791 (71,380)	809 (9,973)	68,057 (838,917)	27,507 (339,068)	40,550 (499,849)
セグメント資産	1,844,811 (22,740,351)	719,748 (8,872,090)	95,786 (1,180,723)	17,289 (213,122)	2,677,635 (33,006,286)	138,175 (1,703,241)	2,815,810 (34,709,527)
その他の項目							
減価償却費	25,920 (319,506)	- (-)	54 (670)	- (-)	25,974 (320,176)	580 (7,150)	26,554 (327,326)
減損損失	- (-)	4,559 (56,193)	- (-)	- (-)	4,559 (56,193)	- (-)	4,559 (56,193)
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加額	6,875 (84,750)	9,589 (118,200)	676 (8,337)	11 (140)	17,152 (211,427)	- (-)	17,152 (211,427)

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、排水処理、余熱発電事業が主なものとなっています。

2 調整額の内容は以下のとおりです。

(1) セグメント利益の調整額 27,507千人民元(339,068千円)は、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれています。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

(2) セグメント資産の調整額138,175千人民元(1,703,241千円)は、各報告セグメントに配分していない全社資産が含まれています。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

【関連情報】

当連結会計年度（自2011年1月1日 至2011年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の売上高はゼロであり、アジア（中国）の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の100%であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

アジア（中国）に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
華能国際電力株式会社井岡山電力所	127,865 (1,576,151)	排煙脱硫・脱硝事業
天津市利宝石炭貿易有限公司	130,440 (1,607,890)	石炭の配合・販売事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自2011年1月1日 至2011年12月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自2011年1月1日 至2011年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自2011年1月1日 至2011年12月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当連結会計年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	決議権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	ワン・ピン	-	-	当社取締役	(被所有)直接0.2%	-	諸費用の立替払い(注)1	3,409 (42,027)	その他流動資産	3,409 (42,027)

(注) 1. ワン・ピンへの諸費用の立替払いは、ストック・オプション行使口座の移動に伴う諸費用について当社が一時的に立替払いをしたものであります。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)		当連結会計年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)	
1株当たり純資産額	3,221.11人民元 (39,705.52円)	1株当たり純資産額	1,659.21人民元 (20,452.47円)
1株当たり当期純利益金額	176.98人民元 (2,181.58円)	1株当たり当期純利益金額	57.11人民元 (703.99円)
なお、潜在株式調整後1株当たり純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式は存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式は存在しないため記載しておりません。	
		<p>当社は、2011年4月1日付で、株式1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割が前連結会計年度の開始の日に行われたと仮定した場合における、前連結会計年度末の1株当たり情報は以下のとおりであります。</p> <p>1株当たり純資産額 1,610.56人民元(19,852.76円) 1株当たり当期純利益金額 88.49人民元(1,090.79円)</p>	

(注) 1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

	前連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)	当連結会計年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益	63,448 (782,107)	40,949 (504,768)
普通株主に帰属しない金額	- (-)	- (-)
普通株主に係る当期純利益	63,448 (782,107)	40,949 (504,768)
普通株式の期中平均株式数(株)	358,505	717,010
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額	- (-)	- (-)
普通株式増加数(株) (うち新株予約権)	- (-)	- (-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式及び条件付発行可能潜在株式の概要	新株予約権 (目的となる株式の数 17,461株)(注1)	新株予約権 (目的となる株式の数 29,068株)(注1)

(注) 1. 2007年及び2008年ストック・オプションであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)	当連結会計年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)
<p>1. 北京博奇電力科技有限公司（以下、北京博奇）は2011年1月28日開催の取締役会において連結子会社である貴州博奇環保技術有限公司（以下、貴州博奇）を解散することを決議しました。</p> <p>(1) 理由 貴州省における潜在市場規模が小さく、かつ、貴州博奇はまだ単独で現地市場を開拓する能力を備えていません。また、事業を北京博奇に吸収することで、業務の集中管理ができると同時に管理効率が向上し、コスト削減につながるためであります。</p> <p>(2) 当該子会社の事業内容、持分比率 排煙脱硫脱硝プロジェクトのオペレーション・メンテナンス管理 北京博奇電力科技有限公司の100%の子会社であります。</p> <p>(3) 解散時期 2011年3月中に清算手続を完了する予定です。</p> <p>(4) 子会社の状況 名称 貴州博奇環保技術有限公司 所在地 中国・貴州省貴陽市 代表者の役職・氏名 代表取締役 顔炳利 業務内容 排煙脱硫脱硝プロジェクトのオペレーション・メンテナンス管理 資本金 100万人民元 設立年月日 2007年10月30日 大株主及び持株比率 北京博奇100% その他、子会社の詳細 資本関係：北京博奇の100%子会社であります。 人的関係：北京博奇は、従業員1名を取締役として派遣しています。 取引関係：北京博奇との間に安順プロジェクトの契約を締結しました。契約期間は2008年9月より2010年12月となっていました。</p> <p>(5) 当該解散による損失見込額 同社の解散による損失見込額は軽微です。</p> <p>(6) 当該解散が営業活動等へ及ぼす影響 同社の解散が当社の業績に与える影響は軽微です。</p>	<p>1. 北京博奇電力科技有限公司（以下、北京博奇）は2012年1月30日開催の取締役会において、北京博奇潤邦科技有限公司（以下、博奇潤邦）の出資持分90%を追加取得し、同社を完全子会社化することを決議し、同日に株式譲渡契約を締結しました。</p> <p>(1) 目的 博奇潤邦は主に工業、市政污水处理、海水の淡水化プロジェクトを運営しております。海水の淡水化、工業污水处理等水処理プロジェクトは中国において、大きな市場規模及び将来性が見込まれております。主に工業、市政污水处理、海水の淡水化プロジェクトを展開する博奇潤邦を完全子会社化することは、北京博奇の経営構造の最適化を図るため、新たな業務の拡大及び研究技術の進化を加速させ、戦略として今後継続的に発展させることに繋がります。</p> <p>(2) 株式取得の相手先の名称 北京京華暢科技有限公司、ワン・ピン、張松建</p> <p>(3) 買収する会社の概要 名称 北京博奇潤邦科技有限公司 所在地 中国・北京市豊台区 代表者の役職・氏名 会長・チャン・リーチェン 業務内容 工業用水、市政用水処理プロジェクト；海水淡水化プロジェクト 資本金 2,000万人民元 設立年月日 2009年3月3日 大株主及び持株比率 北京京華暢科技有限公司35%、ワン・ピン35%、張松建20%、北京博奇10% その他、子会社の詳細 資本関係：北京博奇が10%の持分を保有しています。 人的関係：博奇潤邦の代表者であるチャン・リーチェンは当社の代表取締役会長、総裁兼CEOであり、博奇潤邦の大株主であるワン・ピンは当社の取締役であります。 取引関係：当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。</p> <p>(4) 株式取得の時期 2012年1月30日</p> <p>(5) 取得後の持分比率 博奇潤邦の株主である3名から、持分90%を譲り受け、当社の持分10%と合わせて博奇潤邦を当社の完全子会社とします。</p> <p>(6) 取得価額 1,791万人民元</p>

<p>前連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)</p>						
<p>2. 2011年3月26日開催の定時株主総会において、次のように株式分割を行っております。</p> <p>(1) 株式分割の目的 当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的といたします。</p> <p>(2) 株式分割の概要 分割の方法 2011年3月31日最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたしました。</p> <p>分割により増加する株式数 株式分割前の発行済株式総数： 360,988株 今回の分割により増加する株式数： 360,988株 株式分割後の発行済株式総数： 721,976株 株式分割後の発行可能株式総数： 3,000,000株</p> <p>(3) 株式分割の日程 基準日公告日：2011年2月14日 基準日：2011年3月31日 効力発生日：2011年4月1日</p> <p>当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は、それぞれ以下の通りとなります。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="124 1249 432 1283">前連結会計年度</th> <th data-bbox="432 1249 740 1283">当連結会計年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="124 1283 432 1411"> <p>1株当たり純資産額 1,522.07人民元 (18,762.03円)</p> </td> <td data-bbox="432 1283 740 1411"> <p>1株当たり純資産額 1,610.56人民元 (19,852.76円)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="124 1411 432 1534"> <p>1株当たり当期純利益金額 39.55人民元 (487.52円)</p> </td> <td data-bbox="432 1411 740 1534"> <p>1株当たり当期純利益金額 88.49人民元 (1,090.79円)</p> </td> </tr> </tbody> </table>		前連結会計年度	当連結会計年度	<p>1株当たり純資産額 1,522.07人民元 (18,762.03円)</p>	<p>1株当たり純資産額 1,610.56人民元 (19,852.76円)</p>	<p>1株当たり当期純利益金額 39.55人民元 (487.52円)</p>	<p>1株当たり当期純利益金額 88.49人民元 (1,090.79円)</p>
前連結会計年度	当連結会計年度						
<p>1株当たり純資産額 1,522.07人民元 (18,762.03円)</p>	<p>1株当たり純資産額 1,610.56人民元 (19,852.76円)</p>						
<p>1株当たり当期純利益金額 39.55人民元 (487.52円)</p>	<p>1株当たり当期純利益金額 88.49人民元 (1,090.79円)</p>						
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり純利益については、希薄化効果を有している潜在株式は存在しないため記載しておりません。</p>							

前連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)	当連結会計年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)
<p>3. 2011年3月26日開催の定時株主総会において、当社グループ取締役、従業員及び顧問に対してストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を取締役に委任することにつき、決議しております。</p> <p>なお、新株予約権の内容については以下のとおりであります。</p> <p>(1) 新株予約権を発行する理由 優秀な人材を確保し、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、当社及び当社連結子会社の取締役及び従業員に対し、新株予約権を発行することとし、もって当社グループ全体の企業価値向上を図るものであります。</p> <p>(2) 新株予約権の割当日 第8期定時株主総会の開催日から2013年12月31日までの間で当社取締役会が定める日</p> <p>(3) 新株予約権の割当対象者 当社及び当社連結子会社の取締役及び従業員</p> <p>(4) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 種類 当社普通株式数 36,099株を上限とする なお、当社が、株式併合、株式分割、株式交換、資本再構成、組織再構成、合併、清算、会社分割を行う場合及びその他の資本における同様の变化がある場合には、それに相応して新株予約権の目的となる株式の種類及び数を調整するものとする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格又はその算定方法 新株予約権を付与する日の東京証券取引所における当社普通株式の終値以上の額で、当社取締役会が定める額</p> <p>(6) その他新株予約権の募集事項 今後、取締役会において詳細条件を決議した場合には速やかに開示いたします。</p>	

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

区 分	前期末残高	当期末残高	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100,000 (1,232,666)	150,000 (1,848,998)	6.10	-
1年以内に返済予定の 長期借入金	8,000 (98,613)	10,000 (123,267)	-	-
1年以内に返済予定の リース債務	- (-)	- (-)	-	-
長期借入金（1年以内 に返済予定のものを除 く。）	157,000 (1,935,285)	147,000 (1,812,018)	6.35	2013年-2021年
リース債務（1年以内 に返済予定のものを除 く。）	- (-)	- (-)	-	-
その他の有利子負債	- (-)	- (-)	-	-
計	265,000 (3,266,564)	307,000 (3,784,284)	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	10,000 (123,267)	10,000 (123,267)	15,000 (184,900)	15,000 (184,900)

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

	第1四半期 自2011年1月1日 至2011年3月31日	第2四半期 自2011年4月1日 至2011年6月30日	第3四半期 自2011年7月1日 至2011年9月30日	第4四半期 自2011年10月1日 至2011年12月31日
売上高	176,891 (2,180,479)	273,316 (3,369,071)	301,922 (3,721,690)	450,406 (5,552,000)
税金等調整前四半期純利益金額	9,316 (114,831)	7,545 (93,009)	18,305 (225,645)	12,302 (151,647)
四半期純利益金額	8,567 (105,605)	7,733 (95,318)	17,872 (220,297)	6,778 (83,548)
1株当たり四半期純利益金額 人民元 (円)	23.90 (294.57)	10.78 (132.94)	24.93 (307.24)	9.45 (116.53)

(注)2011年4月1日付で、株式1株につき2株の株式分割を行っております。

決算日後の状況

特記事項はありません。

訴訟

該当事項はありません。

(2) 【財務諸表等】

【財務諸表】

【貸借対照表】

	前事業年度 2010年12月31日 (単位：千人民元)	前事業年度 2010年12月31日 (単位：千円)	当事業年度 2011年12月31日 (単位：千人民元)	当事業年度 2011年12月31日 (単位：千円)
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	57,694	711,180	44,978	554,432
その他	221	2,719	11,214	138,228
流動資産合計	57,915	713,899	56,192	692,660
固定資産				
有形固定資産				
工具器具・備品	36	443	36	443
減価償却累計額	17	215	24	299
工具器具・備品（純額）	18	228	12	144
有形固定資産合計	18	228	12	144
投資その他の資産				
関係会社株式	798,941	9,848,273	798,941	9,848,273
投資その他の資産合計	798,941	9,848,273	798,941	9,848,273
固定資産合計	798,960	9,848,501	798,953	9,848,417
資産合計	856,875	10,562,400	855,145	10,541,077
負債の部				
流動負債				
未払金	1,514	18,663	2,688	33,137
その他	-	-	371	4,572
流動負債合計	1,514	18,663	3,059	37,709
負債合計	1,514	18,663	3,059	37,709
純資産の部				
株主資本				
資本金	294	3,622	294	3,622
資本剰余金				
資本準備金	844,232	10,406,563	844,232	10,406,563
資本剰余金合計	844,232	10,406,563	844,232	10,406,563
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	9,158	112,888	7,797	96,111
利益剰余金合計	9,158	112,888	7,797	96,111
自己株式	5,382	66,336	5,382	66,336
株主資本合計	829,987	10,230,961	831,348	10,247,738
新株予約権	25,374	312,776	20,738	255,630
純資産合計	855,361	10,543,737	852,086	10,503,368
負債純資産合計	856,875	10,562,400	855,145	10,541,077

【損益計算書】

	前事業年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位：千人民元)	前事業年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位：千円)	当事業年度 自 2011年1月1日 至 2011年12月31日 (単位：千人民元)	当事業年度 自 2011年1月1日 至 2011年12月31日 (単位：千円)
営業収益				
関係会社受取配当金	-	-	22,021	271,439
営業収益合計	-	-	22,021	271,439
営業費用				
販売費及び一般管理費	1 13,066	1 161,066	1 15,018	1 185,122
営業利益又は営業損失()	13,066	161,066	7,003	86,318
営業外収益				
受取利息	109	1,346	265	3,268
還付消費税等	-	-	52	638
営業外収益合計	109	1,346	317	3,906
営業外費用				
為替差損	874	10,778	2,189	26,982
株式交付費償却	583	7,189	-	-
営業外費用合計	1,458	17,966	2,189	26,982
経常利益又は経常損失()	14,415	177,686	5,130	63,242
特別利益				
新株予約権戻入益	5,321	65,584	4,663	57,479
特別利益合計	5,321	65,584	4,663	57,479
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	9,094	112,101	9,793	120,721
法人税、住民税及び事業税	-	-	2,202	27,144
法人税等調整額	-	-	-	-
法人税等合計	-	-	2,202	27,144
当期純利益又は当期純損失()	9,094	112,101	7,591	93,577

【株主資本等変動計算書】

	前事業年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位：千人民元)	前事業年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位：千円)	当事業年度 自 2011年1月1日 至 2011年12月31日 (単位：千人民元)	当事業年度 自 2011年1月1日 至 2011年12月31日 (単位：千円)
株主資本				
資本金				
前期末残高	294	3,622	294	3,622
当期変動額				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	294	3,622	294	3,622
資本剰余金				
資本準備金				
前期末残高	844,232	10,406,563	844,232	10,406,563
当期変動額				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	844,232	10,406,563	844,232	10,406,563
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金				
前期末残高	64	786	9,158	112,888
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	6,230	76,799
当期純利益又は当期純損失()	9,094	112,101	7,591	93,577
当期変動額合計	9,094	112,101	1,361	16,777
当期末残高	9,158	112,888	7,797	96,111
自己株式				
前期末残高	5,382	66,336	5,382	66,336
当期変動額				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	5,382	66,336	5,382	66,336
株主資本合計				
前期末残高	839,081	10,343,063	829,987	10,230,961
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	6,230	76,799
当期純利益又は当期純損失()	9,094	112,101	7,591	93,577
当期変動額合計	9,094	112,101	1,361	16,777
当期末残高	829,987	10,230,961	831,348	10,247,738
新株予約権				
前期末残高	30,127	371,364	25,374	312,776
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,753	58,588	4,636	57,146
当期変動額合計	4,753	58,588	4,636	57,146
当期末残高	25,374	312,776	20,738	255,630
純資産合計				
前期末残高	869,208	10,714,427	855,361	10,543,737
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	6,230	76,799
当期純利益又は当期純損失()	9,094	112,101	7,591	93,577
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,753	58,588	4,636	57,146
当期変動額合計	13,847	170,690	3,275	40,370
当期末残高	855,361	10,543,737	852,086	10,503,368

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)	当事業年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。	関係会社株式 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 工具器具・備品 5年	有形固定資産 同左
3. 繰延資産の処理方法	株式交付費 株式交付の時から3年間にわたり定額法により償却しております。	
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 重要な外貨建の資産又は負債の機能通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により人民元に換算し、収益及び費用は期中平均相場により人民元に換算し、換算差額は損益として処理しております。 (2) 財務諸表の円換算 「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第132条の規定に基づき、2011年12月30日現在の上海外貨取引センターの対円の相場終値、100円 = 8.1125人民元で換算された金額であります。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、人民元で表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。	(1) 重要な外貨建の資産又は負債の機能通貨への換算基準 同左 (2) 財務諸表の円換算 同左

【注記事項】

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

前事業年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)	当事業年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
業務委託費 7,664 (94,477)	業務委託費 9,094 (112,097)
減価償却費 6 (75)	減価償却費 7 (84)
役員報酬 2,577 (31,766)	役員報酬 2,286 (28,173)
	交際費 937 (11,546)
	寄付金 770 (9,487)

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自2010年1月1日 至2010年12月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 （株）	当事業年度増加株式数 （株）	当事業年度減少株式数 （株）	当事業年度末株式数 （株）
普通株式	2,483	-	-	2,483
合計	2,483	-	-	2,483

当事業年度（自2011年1月1日 至2011年12月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 （株）	当事業年度増加株式数 （株）	当事業年度減少株式数 （株）	当事業年度末株式数 （株）
普通株式	2,483	2,483	-	4,966
合計	2,483	2,483	-	4,966

(変動事由の概要)

(注)自己株式の株式数の増加2,483株は株式分割(普通株式1株につき2株の割合をもって分割)によるものであります。

(リース取引関係)

前事業年度(自2010年1月1日 至2010年12月31日) 及び当事業年度(自2011年1月1日 至2011年12月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(2010年12月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額、798,941千人民元(9,848,273千円)は、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2011年12月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額、798,941千人民元(9,848,273千円)は、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)	当事業年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)
1株当たり純資産額 2,315.13人民元 (28,537.85円)	1株当たり純資産額 1,159.46人民元 (14,292.32円)
1株当たり当期純損失金額 25.37人民元 (312.69円)	1株当たり当期純利益金額 10.59人民元 (130.51円)
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式は存在していないため記載しておりません。 当社は、2011年4月1日付で、株式1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割が前事業年度の開始の日に行われたと仮定した場合における、前事業年度末の1株当たり情報は以下のとおりであります。 1株当たり純資産額 1,157.57人民元(14,268.97円) 1株当たり当期純利益金額 12.69人民元(156.43円)

(注) 1株当たりの当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

	前事業年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)	当事業年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額		
当期純利益又は当期純損失()	9,094 (112,101)	7,591 (93,577)
普通株主に帰属しない金額	- (-)	- (-)
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失()	9,094 (112,101)	7,591 (93,577)
普通株式の期中平均株式数(株)	358,505	717,010
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額	- (-)	- (-)
普通株式増加数(株) (うち新株予約権)	- (-)	- (-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式及び条件付発行可能潜在株式の概要	新株予約権 (目的となる株式の数17,461株)(注1)	新株予約権 (目的となる株式の数29,068株)(注1)

(注) 1. 2007年及び2008年ストック・オプションであります。

（重要な後発事項）

前事業年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)	当事業年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)						
<p>1. 2011年3月26日開催の定時株主総会において、次のように株式分割を行っております。</p> <p>(1) 株式分割の目的 当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的といたします。</p> <p>(2) 株式分割の概要 分割の方法 2011年3月31日最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたしました。</p> <p>分割により増加する株式数 株式分割前の発行済株式総数：360,988株 今回の分割により増加する株式数：360,988株 株式分割後の発行済株式総数：721,976株 株式分割後の発行可能株式総数：3,000,000株</p> <p>(3) 株式分割の日程 基準日公告日：2011年2月14日 基準日：2011年3月31日 効力発生日：2011年4月1日</p> <p>当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は、それぞれ以下の通りとなります。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>前事業年度</th> <th>当事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 1,170.25人民元 (14,425.27円)</td> <td>1株当たり純資産額 1,157.57人民元 (14,268.97円)</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純損失金額 16.67人民元 (205.49円)</td> <td>1株当たり当期純損失金額 12.69人民元 (156.43円)</td> </tr> </tbody> </table>	前事業年度	当事業年度	1株当たり純資産額 1,170.25人民元 (14,425.27円)	1株当たり純資産額 1,157.57人民元 (14,268.97円)	1株当たり当期純損失金額 16.67人民元 (205.49円)	1株当たり当期純損失金額 12.69人民元 (156.43円)	
前事業年度	当事業年度						
1株当たり純資産額 1,170.25人民元 (14,425.27円)	1株当たり純資産額 1,157.57人民元 (14,268.97円)						
1株当たり当期純損失金額 16.67人民元 (205.49円)	1株当たり当期純損失金額 12.69人民元 (156.43円)						
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり純利益については、希薄化効果を有している潜在株式は存在しないため記載しておりません。</p>							

前事業年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)	当事業年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)
<p>2. 2011年3月26日開催の定時株主総会において、当社グループ取締役、従業員及び顧問に対してストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を取締役に委任することにつき、決議しております。</p> <p>なお、新株予約権の内容については以下のとおりであります。</p> <p>(1) 新株予約権を発行する理由 優秀な人材を確保し、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、当社及び当社連結子会社の取締役及び従業員に対し、新株予約権を発行することとし、もって当社グループ全体の企業価値向上を図るものであります。</p> <p>(2) 新株予約権の割当日 第8期定時株主総会の開催日から2013年12月31日までの間で当社取締役会が定める日</p> <p>(3) 新株予約権の割当対象者 当社及び当社連結子会社の取締役及び従業員</p> <p>(4) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 種類 当社普通株式数 36,099 株を上限とする なお、当社が、株式併合、株式分割、株式交換、資本再構成、組織再構成、合併、清算、会社分割を行う場合及びその他の資本における同様の变化がある場合には、それに相応して新株予約権の目的となる株式の種類及び数を調整するものとする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格又はその算定方法 新株予約権を付与する日の東京証券取引所における当社普通株式の終値以上の額で、当社取締役会が定める額</p> <p>(6) その他新株予約権の募集事項 今後、取締役会において詳細条件を決議した場合には速やかに開示いたします。</p>	

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額	当期償却額	差引当期末 残高
有形固定資産	36	-	-	36	24	7	12
工具器具・備品	(443)	(-)	(-)	(443)	(299)	(84)	(144)
有形固定資産計	36 (443)	- (-)	- (-)	36 (443)	24 (299)	7 (84)	12 (144)

2【主な資産及び負債の内容】

資産の部

1)現金及び預金

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

区分	金額
現金	3 (39)
預金	
普通預金	176 (2,165)
定期預金	44,800 (552,228)
小計	44,975 (554,393)
合計	44,978 (554,432)

2)関係会社株式

	銘柄	金額
子会社 株式	ベスト・エンバイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー・カンパニー・リミテッド	425,581 (5,245,992)
	北京聖邑天成環保科技有限公司	373,360 (4,602,280)
	合計	798,941 (9,848,273)

負債の部

未払金

(単位：千人民元、括弧内は千円、千人民元及び千円未満四捨五入)

相手先	金額
香港デロイト トウシュ トーマツ会計事務所	973 (11,992)
有限責任監査法人トーマツ	1,703 (20,994)
その他	12 (151)
合計	2,688 (33,137)

3【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

1【最近5年間の事業年度別為替相場の推移】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
最高	16.26	16.12	14.72	13.20	15.24
最低	14.53	12.80	12.59	12.74	13.69
平均	15.47	14.85	13.70	12.96	14.58
期末	15.61	13.22	13.55	12.31	15.24

単位：1人民元の円相当額（円/人民元）

出典：中国の国家外為管理局が公表している人民元/100円のデータを基に、円/人民元ベースに換算したものです。

2【最近6月間の月別最高・最低為替相場】

月別	2011年9月	10月	11月	12月	2012年1月	2月
最高	12.13	12.13	12.39	12.38	12.22	12.90
最低	11.94	11.97	12.10	12.25	12.10	12.07
平均	12.03	12.05	12.23	12.31	12.16	12.44

単位：1人民元の円相当額（円/人民元）

出典：中国の国家外為管理局が公表している人民元/100円のデータを基に、円/人民元ベースに換算したものです。

3【最近日の為替相場】

1人民元 = 13.2円（2012年3月19日）

出典：中国の国家外為管理局が公表している人民元/100円のデータを基に、円/人民元ベースに換算したものです。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1 日本における株式事務等の概要

(1) 株式の名義書換取扱場所及び株主名簿管理人

日本においては当社株式の名義書換取扱場所又は株主名簿管理人は存在しません。しかし、株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」といいます。)又はそのノミニー名義となっている株券の実質株主に対する株式事務は、保管振替機構から委任を受けた株式事務取扱機関である中央三井信託銀行株式会社(同社は、平成24年4月1日をもって中央三井アセット信託銀行株式会社及び住友信託銀行株式会社と合併し、商号が三井住友信託銀行株式会社に変更されます。)がこれを取り扱います。

東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)に上場された当社株式は、保管振替機構の外国株券等の保管及び振替決済制度(以下「保管振替制度」といいます。)に従い保管振替機構の名義で、保管振替機構が指定した保管機関(以下「保管機関」といいます。)に保管され、保管振替機構又はそのノミニー名義で当社の株主名簿に記載されます。したがって、当社株式の取引所決済にあたっては、取引所の取引参加者である証券会社間では保管振替機構に開設した当該取引参加者の口座間の振替が行われ、また同一取引参加者の顧客間の決済については、同取引参加者に顧客が外国証券取引口座約款に従い開設した外国証券取引口座間の振替が行われるため、通常当社の株主名簿上における株式名義書換は行われません。

但し、日本における当社株式の売買注文の日本国外における執行等の結果として、保管振替機構又はノミニー名義の当社株式の株数残高に増減が生じた場合には、ケイマンにおける株式の名義書換の手続きに従って当社の名義書換事務取扱場所において名義書換が行われます。

当社は、その株主名簿上の登録名義人を当該株式の所有者として取り扱う権利を有し、ケイマン法が要求する場合を除いては、他の者の当該株式に対する衡平法上その他の権利を承認する義務を負いません。したがって、取引所の取引により当社の株式を取得し、それを保管振替機構の定める上記保管振替制度に従って保管させている投資家、すなわち実質株主は、配当を受領する権利、議決権等の権利を、保管振替機構を通じて行使することとなります。

以下の株式事務等の概要は、実質株主が保管振替機構を通じて配当を受領する権利、議決権といった株主権を行使するにあたっての一助となるものです。本概要は保管振替機構及び保管機関間の保管契約、保管振替機構、株式事務取扱機関及び当社間の株式事務委託に関する契約、保管振替機構、及び配当金支払取扱銀行と当社間の配当金支払事務委任に関する契約等上記の保管振替決済制度に基づき要求される諸契約が締結されていることを前提とします。この株式事務等は、今後変更されることもありうるし、上記の記載は投資家が株券の保管及び当社の株主名簿上の登録名義人につきこれと異なる取決めをした場合には適用されません。

(2) 株主に対する特典

ありません。

(3) 株式の譲渡制限

ありません。

(4) その他の株式事務に関する事項

イ 決算期	毎年12月31日
ロ 年次株主総会	当社の年次株主総会は、毎年、当社の取締役会が決定する時間及び場所において開催されます。
ハ 基準日	配当、分配、割当又は発行を受ける権利を有する株主は、かかる配当、分配、割当又は発行が宣言、支払い又は実行される日又はかかる日の前後30日以内の、当社又は取締役が、中14日以上前に指定証券取引所に対して行う通知により定める日における株主名簿上の登録名義人であり、配当を受領する権利を有する実質株主は、通常同一の暦日現在で株式事務取扱機関が作成した実質株主明細表上の名義人であり、
ニ 配当	当社の株式に対する配当を当社から受領する権利を有する株主は、配当支払いのため取締役会が定める基準日における当社の株主名簿上の登録名義人であり、保管振替機構から配当を受領する権利を有する実質株主は、通常日本国での同一の暦日現在で株式事務取扱機関が作成した実質株主明細表上の名義人です。
ホ 株券の種類	株主として株主名簿に氏名が記載される者は全て、株式割当の際、自己の所有する株式につき株式の種類ごとに1枚の株券を無償で受け取る権利を有し、取締役会が随時定める合理的な自己負担による費用の支払を行う場合には、当該種類の1つ以上の株式につきそれぞれ複数の株券を受け取る権限を有します。複数の者により共有される株式に関しては、当社は、それに関し2枚以上の株券を発行する義務を負わないものとし、また、複数の共同保有者の1名に対する1枚の株券の交付により、共同保有者全員に対して交付したものとすることができるものといたします。
ヘ 株式に関する手数料	実質株主は、外国証券取引口座約款に従って、日本の証券会社に外国証券取引口座を開設、維持するにあたり年間手数料を、また特定取引の執行に関して手数料を支払う必要があります。ケイマンにおいては、上記のとおり、株式割当の場合、株主は2枚目以降の各株券を受け取るためには取締役会が随時定める合理的な自己負担による費用を支払うことが必要となります。また、株券に記載される株式の一部を譲渡する場合に、残りの株式に関わる新株券の発行を受けるためにも費用を負担することが必要となります。さらに、株券が損傷若しくは汚損され、又は紛失、盗難若しくは破棄の申立があった場合、新株券の発行には、証拠及び補償に関する規定（もしあれば）に従い、また取締役会が適切と考える証拠の調査及び補償の準備のために会社が負担した経費及び合理的な自己負担費用を支払うことを前提に、取締役会が定める手数料を支払うことが必要となります。
ト 公告掲載新聞名	当社は、株主総会に関する株主への招集通知等の一定の事項について、日本国内で発行されている主要日刊紙に掲載して公告いたします。

2 日本における実質株主の権利行使に関する手続等

(1) 実質株主の議決権行使に関する手続

日本における当社株式の実質株主は株式事務取扱機関に連絡することにより議決権を行使することができます。議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、株式事務取扱機関は、当社から議決権代理行使の勧誘のための資料を受領し、これを基準日現在で同機関が作成した実質株主明細表に基づき実質株主に交付します。但し、上記につき、実質株主の指示がない場合には、当該株式については議決権は行使されません。

(2) 配当請求等に関する手続

株式事務取扱機関は、当社から配当金額、配当支払日その他配当の支払いに関する通知を受けたときはこれを基準日現在の実質株主明細表に基づき実質株主に通知します。

配当金は、保管振替機構の指定する代理人が保管振替機構に代わって当社から一括して受領し、これを配当金支払取扱銀行に送金し、配当金支払取扱銀行は、株式事務取扱機関が作成した実質株主明細表に基づき原則として銀行口座振込により実質株主に交付します。

上記の配当金の分配の手続に要するすべての費用は当社が負担します。

(3) 株式の移転に関する手続

日本においては、実質株主は、当社株式の株券を保有しません。実質株主は当社株式に関する権利を取引所の取引により譲渡することができます。この場合、取引の決済は、証券会社に開設された口座間の振替か又は保管振替機構に開設された証券会社の口座間の振替によって行われます。

(4) 配当等に関する課税上の取扱い

(a) 配当

実質株主に対する配当は、日本の税法上配当所得とみなされます。配当に関する課税は、以下のとおりであります。日本の居住者たる個人又は日本の法人が支払いを受ける配当については、ケイマンにおける配当支払額からケイマン又はその地方公共団体における源泉徴収税（もしあれば）が徴収された後の残高に対して、当該配当の支払いを受けるべき期間に応じ、下表に記載された源泉徴収税率によって日本の所得税が源泉徴収されます。

配当を受けるべき期間	日本の法人	当社株式の5%以上を保有する日本の居住者たる個人	当社株式の5%未満を保有する日本の居住者たる個人
2013年12月31日まで	所得税7%	所得税20%	所得税7%、住民税3%
2014年1月1日以降	所得税15%	所得税20%	所得税15%、住民税5%

日本の居住者たる個人は、2009年1月1日以後に支払を受ける配当所得について、確定申告において総合課税と申告分離課税を選択することができます。また、日本の居住者たる個人は、配当金額の多寡に関係なく確定申告をしない方法を選択することもできます。

上記の配当は海外の会社から支払われるものであるため、個人株主に関しては配当控除は適用されず、法人株主の場合には配当の益金不算入が認められません。

なお、ケイマンにおいて徴収される税金がある場合には、日本国の税法に従って外国税額控除が認められる可能性があります。

(b) 売買損益

当社株式の日本における取引から生じる売買損益に対する課税は、国内会社の株式取引の売買損益課税と同様であります。したがって、法人株主に該当する場合には、その譲渡損益は法人税の課税所得に含めて課税が行われます。

(c) 相続税

当社株式を相続し又は遺贈を受けた日本に居住する実質株主には、日本の相続税法に基づき相続税が課されます。

但し、一定の状況下において外国税額控除が認められる可能性があります。

(5) その他の諸通知・報告

日本における当社株式の実質株主に対し、株主総会等に関する通知が行われる場合には、株式事務取扱機関は、当社からこれを受領し、これを一定基準日現在の実質株主明細表に基づき実質株主に交付するか、所定の方法により公告を行います。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度第8期（自2010年1月1日 至2010年12月31日） 2011年3月31日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2011年3月31日 金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づく内部統制報告書を関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度第9期第1四半期（自2011年1月1日 至2011年3月31日） 2011年5月13日 関東財務局長に提出。
事業年度第9期第2四半期（自2011年4月1日 至2011年6月30日） 2011年8月15日 関東財務局長に提出。
事業年度第9期第3四半期（自2011年7月1日 至2011年9月30日） 2011年11月14日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2011年3月31日 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を関東財務局長に提出。

2011年5月16日 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく臨時報告書を関東財務局長に提出。

2012年1月11日 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号に基づく臨時報告書を関東財務局長に提出。

2012年3月1日 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく臨時報告書を関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年3月28日

チャイナ・ポーター・エンバイロメンタル・ソリューションズ・
テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッド取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅枝 芳隆 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丸山 友康 印
--------------------	-------	---------

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているチャイナ・ポーター・エンバイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッドの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チャイナ・ポーター・エンバイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッド及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、チャイナ・ポーター・エンパイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッドの平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、チャイナ・ポーター・エンパイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッドが平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

注1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年3月26日

チャイナ・ポーター・エンバイロメンタル・ソリューションズ・
テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッド取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅枝 芳隆 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丸山 友康 印
--------------------	-------	---------

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているチャイナ・ポーター・エンバイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッドの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チャイナ・ポーター・エンバイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッド及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、チャイナ・ポーター・エンパイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッドの平成23年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、チャイナ・ポーター・エンパイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッドが平成23年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

注記事項（連結貸借対照表関係）に記載されているとおり、建設仮勘定のうち693,145千人民元（8,544,165千円）は、連結子会社である山西寿陽明泰能発電有限公司における山西寿陽ボタ石火力発電所炉内脱硫プロジェクトに係る残高であり、当局の最終許認可を取得するまで建設工事を中断している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

注1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月28日

チャイナ・ポーター・エンバイロメンタル・ソリューションズ・
テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッド取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅枝 芳隆 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丸山 友康 印
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているチャイナ・ポーター・エンバイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッドの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チャイナ・ポーター・エンバイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッドの平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

注1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年3月26日

チャイナ・ポーター・エンバイロメンタル・ソリューションズ・
テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッド取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅枝 芳隆 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丸山 友康 印
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているチャイナ・ポーター・エンバイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッドの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チャイナ・ポーター・エンバイロメンタル・ソリューションズ・テクノロジー（ホールディング）カンパニー・リミテッドの平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

注1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。